

金 光 教 學

金光教教学研究所紀要

57

2017

金 光 教 教 学 研 究 所

金光教学 — 金光教教学研究所紀要 —

2017

NO.57

「金銭遣い」の世における信心

— 金銭さしむけに関する帳面をもとにして —

……大林 浩治…… 1

「先祖」が照らす意味世界

— 「覚書」「覚帳」における記述に注目して —

……高橋 昌之…… 61

第 55 回教学研究会 講演記録

現代的知性の再検討と希求される霊性

……中里 巧…… 103

平成 28 年度研究論文概要 …………… 131

紀要掲載論文検討会記録要旨 …………… 141

彙報—平成 28.4.1～平成 29.3.31— …………… 144

(第 56 号正誤表 P154)

「金銭遣い」の世における信心

—金銭さしむけに関する帳面をもとにして—

大 林 浩 治

はじめに

現代の資本主義は、危機的な状況にさしかかっているとの声が聞かれる。たしかに世界的な貧困化や格差の拡大は深刻であり、それは貧困者に限らず、全人間に向けて、はてなき発展、成長へと駆り立ててきた経済倫理の根本の見直しを要請するものとなっている。また環境の破壊は、無限、永遠であった天地、自然を、人間を閉め出すようなかたちで見出させている。これも無制限な循環的拡大を目指す資本の論理とは相容れない、全人間の生命に結びつく問題となっている。

1
いずれにしろ、こうした危機は、すべてが貨幣価値に還元される強力な慣習である「金銭遣い」をもとにした貨幣経済に由来するものといえる。金銭は、あらゆるものの価値を尺度して価格に置き直し、交換を媒介する。金銭は、この交換の仕方に対する信用の上に存在しているといえるだろう。それゆえに、慣習化した「金銭遣い」というのは、金銭を介した交換のその形式に対する信用が、金銭に対する信用として暗黙の前提になっていることを意味し、貨幣経済とは、金銭に対する信用が、この交換の形式以上に根柢をもっていないにも拘わらず、金銭的富の集中を目

指しながら信用を形成し、維持、拡大し続けるシステムだといえるだろう。では、そのような貨幣経済は信心にどう関わり、信心においてどう見定めるべき問題となつてゐるのだろうか。そう考へて思ひあたるのは、本教の信心が、石高制をもとにした封建制経済から貨幣経済へ移行する時期、つまり「金銭遣い」が全面化する時期と、はじまりを同じくしてゐるということである。はたして「金銭遣い」が強い慣習的裏付けをもつて社会に浸透する、このような世界を前に、信心はいかなる意味をもつて立ちあらわれたのだろうか。

先の考察「大林二〇一五」は、そうした関心に立つて、文治（金光大神）が神から繁右衛門の屋敷建築のための金銭を求められる安政四年十月十三日の出来事を取り上げ、そこでの神との関わりを貨幣経済へ移行する経済史的動向に重ねつつ捉えたことになる。それによつて明らかになつたのは、神との関わりを貨幣論理を見返す作用が埋め込まれており、その神との関わりは、屋敷を建てるにも欠かせないのが金銭になつてゐる現実を前に、そのような人間相互の社会関係性を根底から問題にするものだったということである。とはいへ、これに関しては、なお論及すべき点を残して置よう。たとえば、貨幣経済を押し広げ、近代資本制へ突き進む世にあつて、神との関わりに発する問いかけは、どういうかたちであられるのかという問題である。いわゆる資本制へ突き進む「鉄の必然性」（マルクス）に貫かれたなかにあつて、それを見返す作用が信心に孕まれてゐるという、このことは、ただその作用が信心上に埋め込まれてゐるのを見届ければよい話ではなく、社会関係（人間関係）上における信心の意味（「信じること」の価値、またその見出され方）の問題として見ていく必要があるだろう。^①

そこでこの問題を見ていく上で、一昨年、教団へ提供された広前の経済状況を窺わせる資料を取り上げてみたい。それは、広前からの金銭支出を神からの「さしむけ」とし、それによる支出内容と動きが記されてゐる資料である。そこに浮かぶのは、金銭を支出しながら「金銭遣い」が問い返され、またそれを通して、神との関わりを見返すこ

ととなつていようである。おそらく、「金銭遣い」が問われるところでは、「信じること」で成り立つ人間互いの関係性に直結した信用それ自体が問題となつていふに違いない。それによつて、形式化した「金銭遣い」における信用が根底から問われ、いわば「信用に与えるべき信用」といったことが問題となるなかで、神との関わりが見返されていたであらう。そこからは、信用の形式性の裏付けとなる信頼といった、社会関係的次元へ向けて問うべき、「信じること」の意味（信心の価値）が見出されているようすが捉えられるのではなからうか。^②

本稿では、これら資料をもとに、第一章では、弟繁右衛門への援助のようす、また広前に奉仕した直後の「諸人用」やそれに応じて奉獻金が確かめられていたようすを窺う。第二章では、奉獻金による金銭融通や山伏らの無心に依じていくようす、息子浅吉の博奕に絡んだ借金問題など、金銭さしむけの具体的様相を見ていく。第三章では、宮建築の頼みを受けた後に生じた棟梁らによる金銭の横領問題を捉え、そしてそれら問題が改めて安政四年の神との関わりにさかのぼつて問題にされていくようすを見ていくことにしたい。

なお、全体を通して想定される議論は以下のようなものである。まず神との関わり上に登場してくる金銭と、その金銭のさしむけが、「金銭遣い」上で問題になつていく様相を捉えていく。おそらく、「金銭遣い」上で神との関わりが問われることは、折り返すようにして「金銭遣い」それ自体への問い返しが生じていると考えられる。つまり、神との関わりが問われることで、逆に「金銭遣い」を問題と見させるのであり、そこには神との関わりが、「金銭遣い」を射程に含んでいくようすが浮かんでいふと思われる。そのことを安政四年の神との関わりを起点として大きく捉え直されていく問題として見ていくこととする。

あらかじめ、ここで主に扱う資料についてふれておこう。これらは、岩崎繁之「二〇一六」の「追加紹介」で示された帳面である。そのなかに金銭の融通、立て替えのようすを窺わせる内容が認められる。

まずは、表紙に「安政六年十二月」の日付と共に「金乃神様 金子御佐師むけ 取かえむしん物 万付 覚帳」とされ、金銭支出に関わる記事が綴られた帳面である。安政六年の頼みを受けて後の参拝者らへの金銭工面、神職取得に関わる出費や宮建築費、無心に訪れた山伏などへ支出した記事を見ることが出来る。安政六年から慶応四年までの内容があり、安政六年から記されたと考えられる。

次は、「御金神様 御さしむけ」と表紙に記された帳面である。同じく表紙には、「内は巳の十月十三日夜に龜山より隣家の人をお越し文治出」とあり、また「安政五戊午乃正月吉日朔日龜山にて拍手さしむけに相成候」として、安政四年の出来事や翌年正月に金神から拍手を許されたことが「一乃出子 文治大明神 金子大明神 金光大明神 金光大権現」という神号と共に記されている。中央に大きく「御金神様御さしむけ」と書かれているが、神号に使われたのと同じ「さしむけ」という言葉で金銭支出が見られ、弟への屋敷建築費、無心に関わる出費、宮建築や資格取得のための出費のようすが綴られていることになる。また「慶応四年九月三日御しらせ」とも記されていることから、書き始めは慶応四年のこのお知らせによって見ることが出来る。④ 内容は、安政四年から明治四年まで確認できる。

これら二つは、表紙から見ても金銭の動きを確かめるような帳面であるが、もう一つ、浅吉の博奕を通じた出費のようすが窺える資料も取り上げたい。とはいえこの資料は、帳面の体裁をとってはいても、表紙はなく、雑多な記事が綴じられたものである。

以上、簡単に紹介したが、いずれも帳面内に記述内容の重複が見られ、その都度、計算の見直しがなされており、帳面として一つのまとまりがあると判断するのも躊躇われるようなものである。本稿で引用する内容も、多くが検算をした後に消去線が引かれており、総じて、会計帳簿を断片的に寄せ集めたものと見ていいかもしれない。しか

し内容を見ると、おのずから神の頼みとの関わりで注目され、それぞれ出来事にまとまりが与えられるような特徴も浮かんでくるのである。それにしても、金銭のやりくりを記した帳面が何冊もあることに驚かされる。それほど神との関わりで金銭が問題になっていることを示しているだろう。もちろん、決して貨幣流通の論理におさめるようにして捉えるべき神との関わりではない。というより金銭をさしむけたことによって、神との関わりで取り上げられる金銭とは何かを文治に問わせている問題を考えさせるのである。

なお、これら資料自体の性格については、今後の研究がまたれるところであり、資料名もまだ確定しがたい段階である。そのため、ここでは便宜上、前掲岩崎論文に対応させ、それぞれ順番に「帳面1」「帳面2」「帳面4」と呼ぶこととし、引用の際は、内容理解をしやすくするために現代表記にしたり、適宜、行替えを施した。また、「金光神御覚書」「お知らせ事覚帳」（以下「覚書」「覚帳」、及び「理解」の引用は、『金光教教典』増補二〇〇四）を用い、「覚」「帳」「理」と表記し、頁数を示した。なお、頁数については、他の文献も同様の表記とした。

一、広前神勤がもたらす信用と金銭

1 弟への援助の実際

安政四年十月十三日、繁右衛門に神が乗り移る。文治が駆けつけると、神は屋敷の建築費用を依頼してきた。文治は思わずそれに応じ、小遣いや酒まで援助していく。安政四年の出来事を簡単に確認するならば、こういうことになる。今回、「帳面2」によって、その援助の具体的な内容が窺えたので見ておきたい。

金神様おかげのはじめは 亀山おとうと繁右衛門 御のりうつり付 私どもよびに出 まいり
 同人事 うけたまわり上 御神様御つたえなされ 私文治 御たのみなされ候
 承知仕候所 宅替えの事 銀子なし上 私心配仕り 家一ヶ所調え どぶろく 手伝いにも出 諸入用共いたし
 巳十月二十一日

一、八匁 上酒五升 酒場より私もつて参り

一、二十八日

一、二十日 一朱二つ

同

五分札十八枚(金1両 \parallel 16朱。1両 \parallel 88匁なので、金1朱2つは11匁。また5分

札18枚は9匁。したがって11+9 \parallel 20目。)

一、八匁 上酒五升

十一月九日

一、八匁三分 同一樽

一、二十七日

一、八匁三分 同

十二月五日

一、八匁三分 同 \times 五樽四十匁九分

一、百目 金三歩六十六匁

札三拾四匁(金1両 \parallel 4歩「分」で、1両 \parallel 88匁なので、金3歩は $88 \times \frac{3}{4} \parallel 66$ 匁。

66匁+34匁 \parallel 100目。)

一、百目 当札

大晦日

一、百五十目 彦助取次内うけ

∴ [9]

∴ [8]

∴ [7]

∴ [6]

∴ [5]

∴ [4]

∴ [3]

∴ [2]

∴ [1]

メ四百十匁九分 巳の十二月大晦日迄

午正月二日

∴ 10 (1) ∼ (9) の合計

一、十一匁 金二朱 取かえ

∴ 11

二十日

一、二十二匁 金一步 児嶋ゆるし金 同

∴ 12

未の十月占見うぶ家へ引取

又普請人用神様よりのまれ しんばいいたし

(帳面2) 1丁裏

又未十一月十八日

一、十二匁六分九厘 酒代

∴ 13

未ノ十二月五日

一、四十八匁 麦四斗 百二十かえ

∴ 14

一、二十四匁 米一斗五升 百六十かえ

∴ 15

総メ五百二十八匁二分九厘 (五百二十八匁五分九厘) の間違いか?

∴ 16 (10) ∼ (15) の合計

(帳面2) 1丁裏

これは「帳面2」の冒頭に記されたものである。ここには、「覚書」「覚帳」とは異なった趣を感じ取ることができよう。「覚書」「覚帳」には、神が繁右衛門を通じて頼んだ際の言葉や、文治が頼みを聞き入れた後に繁右衛門が寝入ったことなど、その日の周囲の状況も記載されている。「覚二二〜二三頁」「帳七七〜七八頁」。しかし、この帳面には、弟の事情についてはふれられるが、その日に何があったかという経緯は記されていない。それよりも、頼みに応じた支出内容を細かく記していることからすれば、おそらくこれを書く直接の目的は、弟への援助に要した費用など、各種の支出を検算することにあつたと思われる。

詳しく見ておきたい。まず神の頼みに返答した八日後の十月二十一日に、文治は「上酒五升」を酒場で購入し、差し入れている。代金は八匁(11)。二十八日には、一朱金二つと五分札一八枚、合計して銀二〇目を、酒とあわせて援助し(2)(3)、十一月九日、二十七日、十二月五日にもそれぞれ酒を差し入れている(4)(5)(6)。酒は全部で五樽、四〇匁九分の出費である(6)。同じ十二月五日に一〇〇目の援助もしている(7)。二十九日には札で一〇〇目(8)、大晦日にはもう一人の弟彦助を介し、さらに一五〇目の援助をしている(9)。安政四年末での援助は、全部で四一〇匁九分である(10)。

年明けて安政五年正月二日に一一匁を金二朱に替えて差し出し(11)、二十日には、一二匁を金一分に替えて援助している(12)。ちなみに一兩は四分。なので、その時の相場は金一兩が銀八八匁だとわかる。「児嶋ゆるし金(許し金)」とあるのは、繁右衛門の神勤が児島修験からの許可を必要としたため支払われた費用であろう。

『教祖香取金光大仁』(一九八三)によれば、繁右衛門は二年後の安政六年九月十六日に占見村香取の生家に戻り、しばらくして分家し、家を建てたという「二四〇一五頁」。ところが、この帳面によって、家の建築にかかったのは一カ月後の十月だったことがわかる。そしてその時も「神様よりのまれ心配いたし」とあり、文治が援助したことになる。十一月十八日には、酒を二二匁六分九厘で購入し、援助している(13)。また十二月五日には、手もとにあつた米と麦を換金し、四八匁(麦一石〇二〇匁の相場で四斗分、14)と、二四匁(米一石〇一六〇匁の相場で一斗五升分、15)を援助している。このようすからわかるのは、自身が安政六年十月二十一日に農業を止め、広前に勤めるようになってからも、弟への援助を頼まれ、動いていたということである。そしてその費用が、総額にして五二八匁二分九厘であつたことになる(16、但し計算では、五二八匁五分九厘となり、計算間違いの可能性もある)。ところで、ここで確かめられた「五二八匁二分九厘」という金額が、現代ではいくらに相当するのか。これを考

えるのは、実はややこしい話となる。諸物の価格差が現代のそれに対応していないこと、ましてや経済全体のなかで金銭交換の比重が現代のそれと異なっていることが大きな理由となる。ともあれ無理は承知で見てください。

まず「上酒五升^⑥ 八匁」で考える。現代の価格で見立て、酒一升を二〇〇〇円とし、酒五升一万円が八匁だとして、すると一匁は一二五〇円。五二八匁二分九厘は、ざっと六六万円となる。ところが「米一石^⑥ 一六〇匁」の相場で換算すれば話は違ってくる。通常は玄米取引だが白米として考えてみたい。現代の価格で米一〇kgを四〇〇〇円と見積もると、米一石（150kg）は六万円。それが一六〇匁相当とすれば、五二八匁二分九厘は、およそ一九万八〇〇〇円^⑥。切りよく二〇万円としよう。このように六六万と二〇万といった差が大きく出してしまうのである。それにしても二〇万で家が建つのかと疑問に思われよう。しかも二回分の建築費用であり、この額には酒代や、修験への「許し金」も含んでいる。現代ならば、それらを差し引いた四五二匁七分が支払うべき実際の建築費用と見られよう。そうなるとさらに下がり、ほぼ一七万円となる。

亀山の家は建築にかかってから二十一日後に金神を勧請しているが、金光真整「二〇〇九」によれば、八畳一間に床があるだけの簡単な建築だとし、香取に移る際には、家を解体して材木を運んでいたと紹介している。そして、同規模の家の解体を見て、「それに使ってある材木はそれほど大きくなく、担いでいけるなあと思いましたね」「二〇九頁」とも述べている。また「骨組みは大工にたのんでも、壁ぬりなどは自家の手で、屋根も近所同志^{〔マツ〕}が手伝いあつてすますというのが一般」「三矢田一九六四・二五頁」との古老の話もある。そう考えると大工の手間賃といくらかの資材代で一七万というのはありえる話なのかもしれない。いずれにしても、五二八匁二分九厘は、もっぱら文治の支出を問題にした金額である。実際は、繁右衛門のもとに参拝していた者らの援助があつたかもしれず、文治らの兄にあたる実家の好之丞から援助を受けていたかもしれない。繁右衛門の自己負担もあつたと考えられよう。いずれに

しても、ここでは自身の金銭支出が関心事であり、こづかいや酒まで含めた支出を確かめながら、「さしむけ」としての援助の意味を確かめようとしていたといえるだろう。

とはいえ、現代ではいくらかと確認するように、価格で見えていくこと自体、金銭で価値を推しはかる、貨幣経済が要請する認識を前提にしており、むしろその前提を不問にすることにもなりかねない。同じように文治自身とところで、この金額の確かめがどのような問題だったのか、その見きわめは重要になるだろう。

たしかに文治のところに浮かぶのは、支出がどれだけかかったかが直接の関心に違いない。が、しかしどうもそれだけではないといえる。金額での確認となつてはいるが、それが神との関わりでの支出として問題になつてはいるといえるからである。引用冒頭には「金神様おかげのはじめ」とあり、そして金銭支出が神の頼みにおける「諸入用」とされている。文治にすれば金銭の支出だが、そのことが神にとつての「入用」とされているのを見ると、金銭の支出は、人為を超えた神の働き、神からの「さしむけ」として、見ることになつていたといえるだろう。そうすると、そこでの「おかげ」は、「何とかやりくりして援助ができた」といったような意味あいにとどまらない。^⑦むしろ、そうした受けとめをはるかに超えた神の働きの問題として見られているに違いない。

そのことに関わって注目しておきたいのは、一連の援助が安政六年に広前に神動した後にも続いていたということである。このことは、神の頼みによる金銭の支出を、広前でどのいとなみにつながる必要経費としての「入用」とつなげて捉えさせ、またそのことに対する「おかげ」が見られたことに大きく関わっているだろう。単に弟への援助として見てよいかもしれないことがらも、広前に神動することとなった経緯を加味して辿り返されるのであり、支払われる金銭を前にして、自身の生き方をも含めて考えさせることになつてはいるといえよう。つまり、さしむけられた金銭は、安政六年以降、広前で神動する文治に、自身の生き方全体に関わつて「おかげ」という意味づけに

深く関わっている問題となっていたのである。
 次の記事を見れば、この考えがあながち的を外れていないことがわかる。というのも、その記事は、「諸入用」をまとめて計算したのだが、そこに弟への援助分も組み入れられているからである。

2 「諸入用附覚」

この記事は、慶応四年五月で一旦集計された、安政四年からの諸入用金額である。慶応四年五月というのは、後でふれるように、浅吉の問題が一段落つき、棟梁川崎元右衛門を解雇する一件があつてしばらくした時期にあたる。広前からの支出がいくらあつたかは、それらとの関わりでも注目点になるのだが、ひとまずここでは、広前入用に繁右衛門の援助額も組み入れて考えられていたという問題に絞つて見ていきたい。

慶応四戊辰五月迄改 諸入用附覚

- 一、五百八十九匁七分 山ぶし むしん物やり ①
- 一、四百四十一匁八分 京都^(公文所)幸文所 ゆるし入用 岡山松本せわ ②
- 一、二百七十八匁 児嶋林^院せん柳院 ゆるし入用 柏嶋平尾万蔵 せわ人 ③
- 一、一貫二百七十七匁七分五りん ゆるし取りあげ 二人出 礼金諸入用 ④
- メ一貫五百五十五匁七分五りん ⑤
- 林についての入用メ
- 一、八百二十八匁ゆるしに付いてて次成 万蔵取かえメ ⑥
- 一、五百二十八匁二分五りん 本龜山より香取へもどり ⑦
- 本神様上メ
- もどりにて迄のせわ 入用神様より頼み

$$\begin{matrix} \text{⑧} \\ \text{⑦} \\ \text{⑥} \\ \text{⑤} \\ \text{④} \\ \text{③} \\ \text{②} \\ \text{①} \end{matrix} \quad \begin{matrix} (\\ + \\ + \\ + \\ + \\ + \\ + \\ + \end{matrix} \quad \begin{matrix} \text{①} \\ \text{②} \\ \text{⑤} \\ \text{⑥} \\ \text{⑦} \end{matrix}$$

(「帳面2」3丁表)

ここでは、安政四年から慶応四年まで、総額、三貫九四三匁五分〔8〕が、神からさしむけられたことになっている。内訳は山伏の無心関係、五八九匁七分〔1〕、岡山池田藩士、松本与次右衛門の手続きで交渉した京都吉田家関係の支出、四四一匁八分〔2〕、柏島に住む平尾万蔵の手続きで支出した児島尊瀧院の免許取得費用、二七八匁〔3〕、尊瀧院所属の山伏らに免許状を取り上げられた一件での礼金諸費用が、一貫二七七匁七分五厘〔4〕、尊瀧院関係二つあわせて、一貫五五五匁七分五厘〔5〕、平尾万蔵への手当、八二八匁〔6〕、そして波線部は、すでに見た弟繁右衛門への援助分、五二八匁二分五厘〔7〕である。このように、弟への援助分も組み入れて、支出された金額がまとめられていることになる。

このようなまとめには、広前に神動しているという事実文治自身がどう立脚しようとしているか、その仕方が大きく関わっていると思われる。つまり、その立脚の仕方に、神からの「さしむけ」として金銭が支払われたことのもつ意味が窺えるのである。並べられた各項目を見てみよう。それらは、山伏の無心関係、吉田家への手続き関係、児島尊瀧院関係である。そしてそれらに繁右衛門への援助が並べられている。このことは、弟への援助が安政六年以降も続けられたという単なる事実の押さえ以上の意味を考えさせる。すなわち、安政六年以前の金銭支出をも含めて見ることはなしには、広前に神動している現実に神との関わりの裏付けを見出しえなかったのではないか、という問題である。

たびたび無心に訪れる山伏たちの行動は、神動のいとなみを脅かすもので、吉田家への手続きはそれに対する動きであり、神動のいとなみを確固たるものにしよという動きである。それらの動きにあつて、まずもつて必要になるのは、これら一連の動きが神との関わりからはじまっているという、そのことに対する絶対性であろう。そしてそれが自身に対しては、神との関わりを強く「信じること」に結びつく問題になっていると思われる。

このことは、先の引用に続いて記されるのが、藩の寺社奉行への献金、白川家への諸手続き費用であることで、さらに説得的に理解させるものとなる。白川家への神職資格を得ようとする手続きやそれにもなう藩との交渉という、神勲以降のより実際的な動きとそれにかかる諸費用が記されるが、こうした動きへの確かさを付与するものとして、安政四年からの神との関わりが見られていたことになるからである。

断片的な記事が多いため明確なことはわからないが、とりあえず藩関係の支出がまとめられている箇所を見てみよう。ここには白川家への献金も含まれているとも考えられるが、不分明な点が多く、詳細はわからない。ともあれ何度も確認するように書かれており、献金は金に換算され、慶応四年から明治四年までの献金と諸費用含めた合計を七六一兩二分として示されている。

金合メ五百五十九兩二分

上札合メ五貫七百二十六匁八分九厘

九十匁金で六十三二分二朱〔兩〕が抜けていると思われる。「六十三兩二分二朱」

永銭合メ十貫八百六十二匁

金百八兩二分二朱よに也

金直し七百三十一兩三分〔左側に、小さく「なんふん なんふん」の文字あり〕

辰巳午未四年惣メ

午十一月一日 金二十九兩付おち

御上講銀 金三分掛やり

又二分同

合メ七百六十一兩二分

また浅尾へ宿入用別〔なお「浅尾へ宿入用」「又串茶屋入用」は「帳面4」19丁表には、

同 又串茶屋入用同行 〔あわせて「三百五十八匁六分」とある。〕

∴ ①

∴ ② (上札金換算)

∴ ③ (永銭金換算)

∴ ④ (① + ② + ③)

∴ ⑤

∴ ⑥ (1兩 | 3分 || 1分)

∴ ⑦ (1兩 | 2分 || 2分)

∴ ⑧ (④ + ⑤ + ⑥ + ⑦)

〔「帳面2」8丁表〕

「帳面2」のほぼ全体にわたるのは、このような弟への援助、修験山伏の無心、京都吉田家、児島尊瀧院、藩への支出や白川家への支出の記事である。随所に訂正がなされているので、実際のところ、ここに記された額が正しく実情を反映しているのかどうかはわからない。しかし間違いないといえるのは、これらの支出において見出されているのが、「金銭遣い」に寄り添った神との関わり確かさだということである。

このように神の頼みを受け、広前に奉仕することによって支出された費用が確かめられているのだが、この費用が神からの「さしむけ」とされることからして、神前に供えられた奉献金があてられたと見てよいだろう。見ると「帳面2」にはこの記載の後に広前で奉献金が計算されている。次にそのことにふれておきたい。

3 広前の奉献金

「諸入用」の記載に続いて、広前の奉献金の記載が13丁表から14丁裏にかけて見られるが、再度、15丁表から16丁表にかけても綴られており、こちらの方が安政六年からの比較的詳しい内容となっている。次の引用は、より詳しく確認できる15丁表に記載されたものである。農業（肥灰）をやめてくれと頼まれ、それにもなつて広前に奉仕した最初の年の奉献金（初穂）から記されている。

卍末卯月末卯金力神様

御かゆ請（この箇所に線が引かれている）

安政五戊午正月

同末年氏子参りまし（「末年」は安政六年）

秋麦まきしまい こえはい御留に相成

願主初穂覚付

一、九拾五匁 品物出き初穂上

〔帳面2〕15丁表

安政六年に参拝者の増加が理由となつて、農業をさし止められ、「願主初穂覚」をつけることになつたことが示されてゐる。その最初の年の奉獻金が「九拾五匁」だとわかる。以降、翌年から明治四年まで記されてゐる。次に示したのは、その内の慶応二年、三年分が記された箇所である。

慶応二丙寅

一、金百十九兩二分三朱

一、札十九貫三百八匁

一、百錢二百七十九枚

一、錢百四十文改さ四二百十五本

卯年

一、金百八十三兩一朱

一、札二十四貫百九匁

一、百錢百七十九枚

一、錢百四十文改さ四三百五十本

メ五百六十五本 二十二足と十五本（慶応二、三年の合計（215 + 350 = 565本）。「足」は「束」であろう。錢25本が1足。）

寅卯迄錢七十文通用使ひ

二年之メ一貫百三十目

〔帳面2〕15丁裏

15 見ての通り、錢は二年分の合計額で記されてゐる。このとき錢は、相場七〇文（「寅卯迄錢七拾文通用使ひ」）で銀に換算され、二年分が一貫一三〇目（215本 = 430匁、350本 = 700匁、430 + 700 = 1130匁）となつてゐる。このように時々相場事情に合わせ、何年分かをまとめて確かめており、一年ごとに確かめるようなことにはなつてゐない。そのため各年単位で見るとは困難なものとなつてゐる。また明治になると金、銀、錢、札、金札（太政官札）にあわせ、

新貨の円も入り交じる。なかには「安政六己未正月より丑年迄七ヶ年分メ」（帳面2）13丁裏」と七年分がまとめで計算されており、奉献金の実際額はよくわからないのだが、いずれにしても、藩への献金など、金銭を用立てる上で奉献金のとりまとめが必要になったといえる。

このように押さえた上で、一旦、ここで議論の方向性を明らかにしておきたい。

「帳面2」の表紙にも書いているように、文治は、金銭の支出を、神との関わりに発してなされた「さしむけ」と見ている。そこで、考えてみたいのは、そのように見ることにとつての「金銭とは何か」という問題である。見てきたように、安政四年の弟への援助を契機として、文治は、神との関わりを深め、安政六年以降、神動に専念することとなっていた。文治は、この神動のいとなみを確かなものとするべく動きをつけており、そのために広前から金銭をさしむける要が生じていたことが考えられよう。そうとして、広前神動のその事実を神との関わりで見ている上で、奉献金や入用費といった金銭はどのような意味をもつて浮かび上がっているのか。

「諸入用」や奉献金の計算がなぜなされたかといえば、もちろん、免許取得、藩や白川家への手続きが必要となつた事情があるからであろう。従来、これは布教合法化のテーマで取り上げられてきた問題であろうが、しかしここではそうした問題が、何より金銭を関わらせて見られていることの方に目を向けておきたい。明らかにされるべき問題がそこにあるといえるからである。

たとえば奉献金である。それは、文治が神との関わりを信じ、その関わりに生きていくことが、社会関係性を帯びて信用を生んでいることを証すものだろう。つまり、信心の価値が「奉献金」というかたちをとつてあらわれていたことを示すのである。もちろんそれは、経済活動上の信用という金銭通用の形式（すなわち「金銭遣い」）を借りてあらわれる「価値」にすぎない。信心の価値が金銭の通用力に身を預けながら示されるのだが、しかしそこに

こそ、踏まえておかねばならない問題がある。すなわち、安政四年に神が金銭の援助を文治に頼んだように、まずもつては金銭が信心の価値を喚起する要件になっているのだが、しかし、そうしてあらわされる信心の価値は、金銭通用の形式を借りた「価値」にすぎないという問題である。そのため、かえって信心の価値それ自体が問題となっていくことが考えられるのである。

このように、さしむけ上での金銭は、それを広前のいとなみ、布教行為を確かなものとする手立てとして見ることに上に、「金銭遣い」の世の動きにあつて、信心の価値を問題とさせることになっていないか。それゆえ、金銭を手立てとする布教合法化の問題として見ることは別に、それを超えて、潜在的、先在的な信心の価値の問題に金銭が深く関わっていることを意味してしよう。

いま、信心の価値が問題となると述べたが、金銭を見ていく上で、当然ながら金銭と信心の間に相違があるのはいうまでもない。この相違を見失うならば、たとえば金銭通用の形式を借りてあらわれる「価値」にすぎないものを、そのまま信心の価値とし、金銭の通用力を基底的な中身とする信用をもって、神との関わりにとっての価値だと見紛うことになるからである。それゆえに、信心の価値を喚起する場でもある「金銭遣い」の世は、つねに金銭の通用力上において信用が見て取られる問題を突きつけているといえる。文治が直面せざるをえなかったのはこの問題ではなからうか。奉獻金があり、金銭をさしむける、その事実があること自体、文治はこの問題から逃れることはできない。では、どう向きあっていたのか。

次章では、この問題を、文治が農業をやめ神前での奉仕を始めた直後のようすから窺っていくこととしたい。

二、金銭のさしむけ

1 広前での金銭融通

まず、家業をやめて神前に奉仕する直後のようすを伝える「帳面1」を、ここで取り上げてみたい。この帳面は、農業をさし止められ、神勤に専念するなかでの金銭やりとりをことこまかに伝えるもので、その最初の部分には参拝者らへの金銭融通が記されている。やがて修験者らの無心による支出も書き加えられ、また後にふれるが宮建築関連で棟梁川崎元右衛門らへの支出の記事も加えられる。そして最後に安政七年（万延元）二月十九日から始まった無心関連の額とその内容が慶応四年（明治元）までを中心にとまとめられている。

引用は、1丁表の最初の記事である。領内に通用する少額面の藩札（「小札」）の融通をしているようすが記されている。

未年十二月

一、笠岡石橋町濱や常介

一、小札取合三十目御さしむけ渡

しょうばいはんじょう人気事

申十一月二十四日直改

内いろ紙四丈入使いニ大戸直七（笠岡には「大戸」の他に「仁王堂」の地名がある。この場合「ニ大戸」は、石橋町に

亥年正月六日入

近い「仁王堂」か？

一、札取合三十目受取 使い妻

一、小札取合四十目 五分三十枚十五匁

一分二百五十枚二十五匁

益坂惣左衛門御さしむけ

申十二月三日直渡し

一、錢二匁 中大嶋正頭梅太郎取りかえ

〔帳面1〕1丁表

簡単に説明を施しておきたい。安政六年の十二月、笠岡石橋町の「濱や常介」が、商売の繁盛を願って参つており、そのとき文治は小札取り合わせ銀三〇匁をさしむけている。常介は、翌年、使いの直七を通して「いろ紙四丈」をことづけた。わずかばかりの金銭を添えて差し出す際の紙を「取替紙」というが、「いろ紙」はその「取替紙」のことであろう。「取替紙」が示すのは、なかなか返金は難しいが、「借りたことは忘れていない」という意思表示でもある。そして融通した三〇匁は、四年後の正月六日に返済された。

続く記事では、万延元年十二月三日、益坂に住む惣左衛門に五分札三〇枚で一五匁、一分札二五〇枚で二五匁、合わせて四〇匁分の小札をさしむけたとある。これは、領内での商いに必要な少額紙札を用立ててやったことを示すものである。またその後に、中大島の正頭に住む梅太郎に錢二匁を「取りかえ」たことがわかる。

ちなみにいずれの帳面にも見られる「取りかえ」とある言葉は、『日本国語大辞典』（小学館）によれば、「金銭を立て替えること。金銭を一時用立てること。また、その金銭」とある。「金銭を用立てる」意味からすれば、必ずしも返済を前提とした取引とは限らない。記された内容からすれば、手もとの金銭の「やりくり」が主たる関心事ということになろう。そうした「取りかえ」の意味あいは、吉原良三が「棟梁が度々私方へ来り。少々普請につきて金を取り替えたる事ありしが……」（「原ノート八三四」^⑩）と述べているように、献納であり喜捨といった文脈上でも確かめることができる。おそらく文治の手もとにあった、取りかえの金銭も、必ずしも返金を求めるものとは限らない「用

ところで、この「帳面1」では金額がまず記され、その用立て金を何に替えて相手に渡したかが書かれている。それによって銀が金に替えられたり、商いのための小札にして与えられているなど、金銭融通の実際がわかってくるのである。なかには次のように米と交換したと考えられる記述もある。

二十三日

使い亥男俵

一、四十八匁九分 米三斗同人

百六十三匁

〔帳面1〕1丁裏

これは、文久元年九月二十三日、小原源吉の使いでやって来た息子（「亥男俵」）に対し、米三斗を金銭で取りかえたものであろう。それが金額にして四八匁九分相当であったと示されている。ちなみに、「百六十三匁」と横に記されているのは米一石の相場である。この相場から、米三斗は四八匁九分（ $163 \times \frac{3}{10}$ ）となり、記載の通りであることがわかる。

また、「中大嶋子年女」に、「九匁小札」を用立て、草履、草鞋あわせて「百拾足」を購入した記事がある（同年三月二十九日、1丁表）。「行き（行李）」と横に記入されており、この女性は行商人とみられる。

この他にも、おそらく金銭を紛失したであろう人物の記事がある。「うせ物（失せ者）」と書かれた「小坂巳年男」が「なん中（難渋）」しているのが「二十目取りかえ」てやったとある（文久二年三月十八日、2丁裏）。

こうした「取りかえ」は、手持ちの金銭がなく急な支払いが必要になったときになされた場合も考えられる。たとえば「札百目 西六の小みと さしむけ」（元治元年八月二十三日、9丁裏）のように、高橋富枝へのさしむけが

見られるが、これは日常的な参拝のなかで、金銭を必要とする事情が文治に伝えられ、融通されたことを示している。また後の浅吉の問題でもふれるように、藤井きよの（屋号の「亀屋」で記載）との間で急遽、文治が借金を頼み込むようすも窺える。

このように金銭を用立て、融通するのは、広前での取次で、難儀の實際にふれたことによっていると考えられる。それはまた、広前でのいとなみにもなった信用が、社会的通用性をもとにした金銭融通というかたちで具現したことを示している。商売繁盛や、商いによつて信用を得、評判がよくなること（「人氣の事」）が文治のもとで願われるが、そのような願いをもった人間が集まる背景には、各地村落のどこに金銭が集積され、誰が融通をつけてくれるのかという情報が行き交っていたこともあるだろう。その意味で、これら記事は、貨幣経済の浸透ぶりを裏書きし、農村社会の不可避な変質ぶりを物語る。そしてそれが文治の神勤にも影響していたことを示している。とはいえ、文治のもとでの金銭は、致富衝動の上に捉えられているのではなく、文治個人の購買手段のみ解消されているのではない。何をいくらで買ったとか、購入目的がいくつも見られはするが、利益動機に促されたようすは見られない。神の「さしむけ」上に置かれた金銭が、参拝者の生活立ちゆきといった社会関係にもたらす意味を見届けるような関心を見て取ることができるのである。

2 金銭無心のようす

広前での金銭さしむけは、見てきたような参拝者への融通にとどまらない。なかには無心の場面にもあらわれている。^①注目したいのは「帳面2」にある山伏、修験者たちの金銭催促の記事である。

申の年

一、メ二十目六分 山伏はじめ無心者かずかず参り

酉の年

一、二十目一分メ同 戊年迄三年分

戌年

一、百五十二匁九分同 メ百九十六匁六分やり

〔帳面2〕1丁裏

これは、一章で引用した弟への援助額をとりまとめた記事のすぐ後に記されたものである。無心に訪れた者へ差し出した、申年（万延元）から戌年（文久二）までの金額である。そして、これに続けて、京都吉田家や児島修験の免状取得に関わる手続き費用も記される。文久二年では、吉田家関係が四四一匁八分、児島関係が二七八匁かかったことがわかる（1丁裏）。こう見ると無心への対応は、弟の「許し金」がそうだったように布教認可が必要となる事情とあわせて見ていくことができるだろう。ゆすりたかりのような要求に対して、免状をもつことが、それを拒否する有効な手立てになるからである。しかしなかには、それとはまた別の事情も見ることができるといえる。というのも、修験、僧侶の姿をとって巡礼、遊行する者たちが訪れていたようにも窺えるからである。上京すると称して旅賃や一夜の宿乞いをしている事例などを見ると、そのような姿に身をやつした彼らの無心の背景に生活破綻があったと見ることもできる。各地の寺院名をかざすといった、いわば権威を笠に着た布教妨害が大半であろうが、なかには彼らの生活窮乏を理由にした無心もあったようである。

そのようすは「帳面1」の方で窺える。次の記事が確認できる。万延二年二月三日、矢掛の「けん柳院」と称する者が文治のもとを訪れている。文治は一匁二分を与えているが、その際、子どもと共に泊まっていた（「子とまり」、26丁表）。また、慶応二年九月十日、「児嶋林吉丈院（吉祥院か）」と名乗る者がやってきたときには、食事を与えて

いる（「茶づけ三人にすへ ふれまい」^{「ママ」}、28丁表）。さらには、文久三年三月二十六日、倉敷東町九松院と世話人の沢屋興蔵の二人がやってきた際、二二匁を与えているが、その彼らは二年後の慶応元年十月二十三日にも再び訪れている。その時も一八匁を与え、全部で四〇匁を与えたことになるが、二回目は、彼らは名を変えて「猷應院」と称していた。帳面には「今度は、名をかえ猷應院名、みなうそ、せわ人治志衛門と也」（27丁表）と記されている。文治は「うそ」を見抜きながらも、金銭を与えていたことになるが、このように名を偽つての無心も、あるいは生活難が背景にあつたかもしれない。

一瞥してわかるのがこうした事例である。そしてそこには布教妨害といった文脈とは別なありようを見て取ることができるだろう。さまざまな言いがかりのさらに奥にこうした生活難も顔をのぞかせていたとすれば、そこでの文治の施与は、彼らの立ちゆきを願うような、それ相應の救済実践になつていたことになる。

以上、ここまで見てきたのは、安政六年からの神勳に専念するなかでの金銭さしむけの実際である。そのさしむけには広前の奉獻金があてられていたであろうが、そこには神の頼みを受け、神前に奉仕することが、どのように社会的関係性のなかで信用を生んでいたのかという実際を見ることができよう。とはいえ、繰り返し無心があつたように、また金銭の融通を求めて多くの者が訪ねてきたように、彼らが見ていたのは、金銭の通用力を基底的な中身とする信用だったといえなくもない。さしむける側が、いくら神との関わりに根拠を置いた信用であると自認していても、受け取る側にとっては、金銭の通用力上において信用を見ている。しかもその違いは、金銭のさしむけそれ自体にあつて、さしむける側、受け取る側、双方の関わりのなかでつねに生起していた問題であろう。

このように「金銭遣い」に信用が問題となるが、次に、そのことが浅吉の博奕で招いた借財返済にどうあらわれていたのか確認していきたい。

浅吉の借財

此方悻浅吉十六歳 巳ノ歳生男

申の四月朔日(安政六年の翌年のこと)

同村新田沢蔵悻元吉内博美で場九江木博美いたしこころえちがい

金神様に御たすけ相成 ありがたし しあわせ

金子御やりなされ ことわり申し 世話人 うえ三作願

同 うしろ孫受同

一、三百三匁八分

又四匁札

元吉渡し

元せわ人

新田 友太郎

同 清太郎

同 与十郎

同 虎吉

四人札入用 二十八匁五分

切手着

又百二二匁五分 ばくちの残(計算上は「百拾壹匁五分」となる)

ノ四百五十一匁

申の四月二日迄にすみ

又後たびたびにばくちうち

元吉に七百八十三匁五分四りんとられ

同人はじめ

申の年より丑の年迄に浅吉小遣い共(万延元々慶応元、五年間)

ばくちにまけ

総合メ四貫二百八十三匁六分四厘

辰の三月十九日夜に改すみ

金神様御かけて立ちゆき

丑年三月三日 御上役に出浅吉

御用御めし

(「帳面4」8丁表)

安政七年四月一日、大谷新田の沢藏の息子元吉の家で浅吉が博奕をしたため、友太郎ほか四人が金銭の取り立てに来た。そこで「上」(家の山側)に住む古川参作や「後」(家の北側)の大橋孫兵衛らの世話を受け、三〇三匁八分を渡し、参作や孫兵衛には礼金四匁を渡している。取り立てに来た世話人にも礼金として二八匁五分を支出した。その後も慶応元年まで取り立てが続き、全部で四貫二八三匁六分四厘を支払ったとある。

この問題は、他にも同じ「帳面4」でいくつか分けて綴られており、計算の見直しが何度もなされていたことがわかる。ちなみに詳しい動向がわかる15丁から18丁までを手もとで集計してみた。すると合計は三貫八七七匁六分五厘であった^⑬。しかし、この8丁裏の記載では、万延元年から慶応元年の六年間で「惣メ合而四貫五百八拾三匁六分四厘」となっている。さまざまな手数料や借金の利息、その他の費用も重なっており、確かなことはわからない。いずれにしても博奕借財は、浅吉の藩への出仕準備諸費用とあわせながら確認されており、慶応四年(明治元)三月三日の「御用御召し」を受け、三月十九日に神より「前後共借用書附改渡し之事」を仰せつけられての記帳となっている。

25

ところでこの問題に対しては、浅吉の人間性など道徳的な向きで取り上げられることもあるだろう^⑭。たしかに通俗道徳のもとでは、濡れ手で粟の金銭取得は決して推奨されるものではない。金銭は、勤儉実直を肝に銘じた労働の報酬、「労賃」として受け取るべきだとされる。そしてそれは目の前で進む貨幣経済が要請する規範でもある。し

かしながら、マルクスが指摘したように、「節約」「節慾」といった通俗道徳をはるかに超えた賭博的性格を見せるのが貨幣中心の社会だという、そのことの方が問題として一義的だといえなくもない。^⑩ その意味でも注目しておきたいのは、文治がこの一件を自身の支払い問題として取り上げていることである。おそらく取り立ては激しく、「たびたび事」とあるように、底なしに続くように文治には感じられていよう。しかしそれは、逆から見れば、文治のところへ行けば取り立て可能だと見られていたことを意味する。

「たびたび事」と綴るのは、どれほどのことだったろうか。先ほど、手もとの集計で、詳しい動向がわかるのが15丁から18丁までと述べたが、その箇所で見えていきたい。安政七年四月一日に取り立てが来たのが最初で、二日に三三六匁三分支払っている。金や反物が記されていることから、おそらくその場の持ち合わせで支払われたのだろう。その後も浅吉は、元吉のところで博奕をし、文治は取り立てにあっている。笹橋役治郎、大橋孫兵衛を世話人に立て、利息も付けて、新田の元吉に六一四匁七分二厘を支払っている。実際は、一〇五匁を引いてもらい、五〇九匁七分二厘である。とはいえこれで完済とはいかず、その後も借金は続いている。胡麻屋の浅野喜十郎、大橋時五郎に借金して、再度一貫一八五匁二厘を支払っていることがわかる。その際、記録には、「もち銀とられたのは、私知らず」とあり、文治の詮方ない思いも窺える。文久三年一月にも取り立てにあい、三一七匁を支払っているが、このときは藤井きよの(亀屋丑ノ年女)から借りて支払ったようである。しかしまだこれで完済とはならず、小田の留吉のところにも借金が残っていた。留吉への支払いには、養母いわの衣類を内緒で質に入れて金銭の工面をするなど、「みなばくちにとられ」苦しんだことが窺える。その時、支払った額は八〇八匁三分。それに世話人への礼金が三八匁二分である。この他、夕崎村の定吉など、周辺の博奕仲間からも取り立てがあり、合計で一貫八七匁九分三厘の催促にあっている。浅吉はその後、元治元年に抜け参宮をし、それを機にやがて藩の徒士役につくのだが、しかしそ

の間にも占見村の幾貞から催促もあり、世話人への礼金もあわせて四五〇目支払われている。また藩関連の支出にも「ばくちにつきむだ入用」とあり、二二匁二分と証人立ち会いの礼金六匁が支払われている。

このような度重なる取り立ては、神との関わりに生きること、その生き方に発しての「信じること」にかかる社会的信用が、かえって「信じること」そのものの本質なり、根拠と切り離れてしまう虞を抱えているのを露骨なたちで窺わせていよう。取り立てにやってくる者たちにとって文治は、下品な言葉でいえば「金づる」としか見えていないだろう。神動行為の社会的信用性は、金銭的な成功上での信用として見られていたと考えられるのである。金銭をさしむける側の意識に関知しない非情な問題だが、それは、神との関わりに発する社会的信用が、「金銭遣い」の自明性に絡め取られ、金銭的価値にとつての信用に墮してしまふ様相としてあらわれていたことを意味する。取り立てに対する底なしの思いを抱えながら、文治が見ることになったのは、なるほど浅吉の「心たがい」かもしれない。しかしながら、その問題は何よりも自身に跳ね返る「心たがい」への自問（はたして「信じること」としての生き方になっているのか）として抱えられていたと考えられよう。そしてそのことが、神との関わりを信じて生きながらも、その信じ方なり、生き方を狂わすような「金銭遣い」から突きつけられたといえるのである。

先引に「辰の三月十九日夜に改すみ」とあるように、この件が何とか落ち着いたのを文治が確かめるのは、慶応四年三月に入ってからだと思われる。ちなみに、安政四年からの「諸入用附覚」も慶応四年の五月迄を集計したものであった。それからすれば、この一件は、借金の支払いを見直しながら、別の用立てとして整理し、計算する必要性が認められ、「帳面4」に綴じられたとも推察される。が、いずれにしろ、その慶応四年の三月十九日、借金の検算をなし終えたところで、浅吉が藩から徒士役に取り立てられることにもあわせて「金神様おかげで立ちゆき」という感懐がもたらされたのだった。この慶応四年の改めての見返しは、次章で宮建築に関わる川崎らの問題状況に

も重ねて見ることとするが、いずれにしても、この一件は、安政六年に農業をやめ神前奉仕するよう神が頼んだ後の文治に、目をそらすことを許さないかたちで突きつけられることになったと考えられる。とはいえ、それによつて文治は、金銭関係に先立った、より潜在的、基底的な次元で「信じること」の価値としての神との関わりを見出すこととなったのも事実だろう。つまり文治は、この一件によつて「金銭遣い」を基盤とする社会にあつての信心の価値を、自身の生き方の上で試され、それを通じて「信じること」の本質性、基底性を見ることになったと考えられるのである。

三、見返される金銭

1 宮の価値形態

浅吉の一件で見えてきたのは、浅吉本人に帰す問題とは別に、金銭が否応なく人間を取り込むような問題様相である。それゆえに文治に向けて繰り返しなされる返済催促は、神との関わりに発した信用が、金銭の通用力上に置換されたところで見られていたことを窺わせている。そしてそこでの金銭は、際限なく欲せられることを触発するようにあらわれている。金銭をそう映じる世界を前に、催促の度に返済をする丁寧さは、金銭に与える信用ではなく、金銭に翻弄される信用に埋没してあらわれざるをえない。そのとき、信用の在処をどこに見ているのが問題となるだろう。文治は、そうした「金銭遣い」の世界のあらわれとともに、改めて神との関わりを問われながら、生きることになったといえる。

本章ではさらに文治のもとでのこの様相を見ていきたい。ちょうど浅吉の借金催促にあつていた時期、元治元年(文

久四)正月朔日に、神は文治に宮の建築を頼んでいる。ところが、この建築で白川家への認可手続きを仲介した橋本卯平や川崎らの行状が金銭に絡んで問題化している。この問題を、早川公明「二九七八」は布教合法化の問題として、また児山陽子「二〇〇二」は、貨幣経済がもたらす「性根の腐れ」を見て取り、それぞれ論じていることはすでに知られている。そして慶応四年には、棟梁川崎の解雇もなされている。この一件が原因ともなつて建築は中断されたのだった。

なお本稿では直接ふれないが、中断後の動きを簡単に述べておくと、明治二年に建築は再開されたが、そのときにも川崎のありようが問題にされ、神からは指示するまで待つよう求められている。もつとも信者、世話方の動きは止めないともされていた「覚五一頁」「帳九一頁」。よつてこの動きは、文治自身がらというより、むしろ信者、世話方の積極的な動きだと見てよいだろう。とはいえそれとも関わるかのように京都白川家との交渉など、神職の資格取得の動きを続けていた。明治二年七月十五日に寺へ位牌を納め、八月九日には一家の「帳面人別」を差し出し、「社寺司局」松浦十治郎の名で神葬祭を仰せつけられた(子供にいたるまでも以来、同、家内一ツマ道神葬祭被仰付候)、「帳面2」18丁表、他「帳面4」5丁表、21丁裏」としている。また明治四年二月二十七日に提出した「金光大陣」(金光大神)^⑬への改名願も「御上御きさすみ」(「帳面2」18丁裏)となつている。このように取り進めているが、指摘しておきたいのは、神葬祭を「仰せつけられ(被仰付)」たとしていたり、さらに「帳面4」に記されているように、神仏分離の影響も関係して「神寺御上総方諸事の事みなかわり」(21丁裏)と、世の動向を受けとめていることである。このように、もはや自らが積極的に望んだかどうか簡単には判別つかないような動き方や、世の変化の受けとめからは、目の前の動向に身をゆだねるような姿を見ることができるといえる。ここでは、神との関わりを基底的な次元を確かめる一方で、世の動向に対してどう動くのが正しいかではなく、その正しささえも疑わしく感じられていたであろう。そ

うしたなかで神職の資格を失い、宮建築は明治五年に事実上打ち切られたのであった〔前掲早川四一頁〕。

このような経緯を辿る宮建築だが、これについては、「帳面2」に具体的に窺える箇所がある。そして慶応四年三月から問題化する棟梁川崎元右衛門の解雇の一件は「帳面1」の方に具体的に記されている。

次にこの一件を取り上げて見ていくが、その前に、整理しておきたいのは、「帳面2」はこの一件が生じた同じ年、慶応四年の九月三日のお知らせを機に書き出されたと考えられることである。安政六年から慶応四年（明治元）までの広前での金銭さしむけを記したのが「帳面1」。その内容を受けて、慶応四年にお知らせを受けて書き出されたのが「帳面2」と見ることが出来る。そしてこの「帳面2」は、安政四年の金銭さしむけから辿り返して確かめられており、宮建築に関わる記事は、元治元年から明治二年に至るまで見ることが出来る。なお「帳面2」を見ると、宮建築に関わる動きは、いくつかに分け、その都度、書き直されている。整理をつけながら、金銭さしむけの意味を確かめ直すような格好で記されていることが興味深い。ちなみに浅吉の借財の確認を終えた文治が「金神様に御たすけ相成ありがたししあわせ」（「帳面4」8丁表）と記したその日付も、川崎の行状が問題となるのと同じ頃、慶応四年の三月十九日である。

このように確認した上で、まず広前奉獻金額を記した後に、建築に動き出すようすが記されている「帳面2」の22丁表を取り上げてみたい。

金乃神様御さしむけ

御宮社事世話人願

当村 川手保平殿

同 小田八右衛門殿

元治甲元正月朔日

子年四日

日本に金神乃宮社なし 此たび氏子たすけてやり

まいりば所立 世わ人願 御地頭へ願 京都へ願 大工東安倉元右衛門大工願

元治甲元正月朔日 四日 手斧はじめよし

十日改棟梁 二間四めん事立 大工くらしいいたし

京へ参より大みね山上へ参

紀州まわり 木買い入れ使い 木代共

二十両 三月二十五日渡し

〔帳面2〕22丁表

一旦、ここまで記して横線が引かれ、区切りがつけられており、22丁表は、以下、空白のままとなっている。見
ての通り、宮の建築へと動き出し、元治元年三月二十五日には、橋本卯平と川崎を京都へ出発させたことが記され
ている。それにしても、この記事は淡々としたものであり、また、あまりにも中途半端に中断された感を受ける。「覚
書」「覚帳」で知られるような、神からの頼みの理由（金神の宮はどこにもないこと）や、しかしそれが予測不可能
ななかであった事情（建ったとしても許しがなければ手放すことにもなる）は記されていない〔覚四一頁〕〔帳八五頁〕。
とはいえ、「金乃神様御さしむけ」の「御宮社事」として世話人を願ったとあり、神から頼まれての宮建築への動
き出しだったことがわかる。しかもこの記述からは、その頼みがどうかたちでなされたかが浮かび上がる。つ
まり、宮の建築はたしかに神の頼みに違いないが、しかしその頼みの対象である宮は「氏子たすけてや」るための「ま
いりば所（参り場所）」の必要性に先取られたかたちになっているのである。頼みは神からもたらされてはいるが、
その頼みの意思発動は「氏子」側の事情を起点にしている。人間の事情から宮が見られ、神との関わりは、建築の
必要性にかかる人間の事情のなかで浮かんでいたことになる。

ているという問題である。つまり、宮の建築は、社会的な了解（信心にとつて、「宮」は必要だとする価値づけ）を身に帯び、そこへ神との関わりを基礎づける動きだということの意味するのである。さしむけられる金銭も、そうした価値形態を帯びる宮建築のなかに姿をあらわしていることになる。このような金銭のあり方、宮のあり方は、人間と人間を結びつけるあり方（社会）、そして神と人間を結びつけるあり方（信心）の、それぞれの信用をめぐる問題へと対応していることになる。

この信用問題が、川崎や橋本の行状によってどうあらわれていたのか。その行状について「帳面1」や残された伝承などを手がかりに見ていくこととしたい。

2 慶応四年の棟梁解雇

ここでは慶応四年の棟梁解雇を記した「帳面1」を取り上げたい。慶応四年三月、文治が役所（郡宿）へ出かけている留守中に川崎夫婦がやってきて、「向かい」の藤井きよのに、立腹した内容を述べ立てていたようすが窺える。

辰年正月十五日内やすみ

二月十日は内かどかけ休み

三月やどへ出 御上参 私るすに向より呼びへやり

留守中に夫婦出 向へ出 立腹申出

三夜さ逗留 光明神十二日引とり

二十五日あらためと申 呼びに出 早朝棟梁出

神様より四月三日ひまつで おいたわりもって借金はい下され

そのうえ七月盆までなみ日別たててやり

御神様御おせつけられ 私承知仕候

一、札内五百五十目 せわ方午年渡し

四月八日使い胡麻屋喜十（浅野喜十郎）成とも 利おおせつけ

その内米一俵やり もつてやり 使い同人

とりやく とりにくるように 申てやり八日

田岡より（田岡屋、川平午藏のこと。詳細不明）

代此方に渡し八右衛門使い

八十九匁八分

十日おおせに にもつとつてかえらせ

そのご十六日棟梁参せわ方向たのみて改申上

神様大きに御きざわり金光願うなかなわんとおおせつけられ

十七日にもつもつてかえり

当治御普請やすみ

今迄のはぼうにふつてもかまわぬとおおせられ

やづくりにてもいたし ねんいれてもかまわん

品によつたら先でたのみ そのせつきにいつたらこうし

四月二十八日

一、六百目 棟梁やり 使い八右衛門

五月二日

一、五百目 同大工やり

せわ方 使い八右衛門

七月十一日申渡し候 せわ方八右衛門

一、はる分つとめたる分金子渡し候

一、三百目 同二十二日

浅吉分 先取かえ 金七両 当七日 一取り

しごとせんぶん メ八両 九十匁金

ほん迄作料立

メ二貫二百九匁八分

メ二貫七百五十九匁八分

辰七月渡し せわ方両人承知也

〔帳面1〕24丁裏―25丁表

川崎夫婦の怒っていた内容はわからないが、三月九日から十二日まで逗留したことになるため、相当問題をこじらせていたのだろう。おそらく金銭に困って、文治に支払いを求めてきたのだと思われる。改めて二十五日早朝に川崎を呼び立てている。ところがそこで神から告げられたのは、四月三日で川平午蔵への借金を払う代わりに、棟梁川崎を解雇せよとの言葉であった。その際、神は七月盆（盂蘭盆）までの作料を払ってやれと命じ、文治は承知している。この後、十日に荷物をもって帰らせているが、川崎は十六日に神への取りなしを求め、向明神（藤井きよの）を介し参ってきている。しかし神の立腹はおさまらず、「金光、願うな、かなわん」と告げたのだ。神の口調は、「今までののは棒にふつてもかまわん」「念入れてもかまわん」と強いものだが、しかし一方でその神は、「品（事情）によったら先で頼み、その節、気に入ったら乞うし」とも告げている（なお、この箇所は「その節、季に入ったら乞うし」と読むこともできる）。

今回、「帳面1」で確認できたのは、棟梁川崎の解雇に際しての事情やそこでの神の強い口調である。ただ、「先でまた頼むかもしれない」という余地を残しているように、神も文治もどこかで川崎の個人的事情を超えた問題なり、そのことへの手の施しようのなさを見ていたように思われる。

見ての通り、慶応四年四月十六日、藤井きよのの取りなしもありながら、解雇された川崎は改めて願い立てをし

ている。それに対し、神は大いに立腹し、「金光願うな」と、彼らの願いに先んじて意思表明をしている。もはやそれは文治に言い聞かすような言葉である。藤井きよのや世話方らの取りなしは、ともかく建てることを前提にしたものとなつてゐる。文治も神に改めて願うことからすれば、同じ立場にあつたと見てよい。よつて文治にすれば、当初の神の頼みの通り、突き進もうと思えば建てるのが可能だと考えていたかもしれない。しかしそこでもたらされたのが、「今までののは棒にふつてもかまわぬ」との神の言葉だつた。

「今までののは棒にふつてもかまわぬ」という神の言葉がなぜ発せられたかを見ると、そこにはそれに対応するよくな「今まで支払つてきたのに」といった文治の意識があるのを認めざるをえないだろう。しかしそれゆえに神の言葉は、そこでの人間関係（金銭関係）や宮の建て方を文治に問題にさせる跳ね返りを生んだといえるのであり、その反転によつて、金銭関係に先立つ価値次元で宮建築の頼みが見返されていくこととなつたと考えられる。

ところで次に見るのは、橋本が寄付を強要し、私腹を肥やしていたようすを伝えるものである。川崎とともに勸化金で酒屋を始めることなどが問題にされている。このように周囲も川崎らの行状を問題にしていることがわかるのだが、しかしそのなかで文治は金銭を与え続けていたことにもなるだろう。

橋本卯平、岡山の荒小源太右様のお出入なりしより、正月の四日に年始に行かんとて大谷へ参りたるに縞物の汚れたるを着たるに、それにては相済まぬとて紋付の布子と羽織をぬぎて与えられたるに、其者先方へ行き「金光様の御代理」と言いて道木へかこわれ。

云う侍の内にて、金屏風を回らして拝み出し、大そうの参拜者にて、御寄附御寄附と云いて、大そうの炭やふとんを舟一そうにつみて安倉へ着けたり。その者金光様へは一寸御参拜したるのみにて棟梁と共に酒屋を始めたるも腐つたり。其為めに宮は作られざりき。宮は二間四面のものにて諸種の彫物や置物をつくりありたり。(適宜、句読点を打ち、現代表記に改めた)。

寄付を募って自分たちの酒屋経営の資金にしたとする、このような伝承を見る限り、川崎らは、文治のところであらわれた神との関わりに発する信用を利用できるものと考えていたことになる。その意味で彼らにとつての信用の中身とは、極端にいえば金銭の通用力だけであつたことになる。それに対し、この伝承が示すように、すでに周囲は、橋本や川崎らの金銭の取り扱い方が問題だとし、そのような取り扱いをする人間性を問題視していることがわかるだろう。おそらく文治も同じだと思われる。ところが、そうして問題を見ていること自体が、金銭を生む場として広前を利用し、その信用をあてにしている川崎と同じ地平にいたのであり、金銭という「物神」に幻惑させられていることを示すものとなつていよう。

この問題にあつて重要なのは、神の言葉が宮に絡ませて指摘していたことにある。文治が、神の言葉を聞いて気づくのはどういふ問題だろうか。おそらく、このまま宮建築へ突き進むとき、川崎（訳知らず突き動かされる難儀に生きる人間）を含め、金銭をそのように見させている人間や社会に対し、「信じること」の底からの変化を及ぼさずして救いを実現可能だとする態度を文治がとつてしまうことを意味する。このまま建築が進むならば、そうした救いをもつてして、建てようとしている宮を価値づけ、基礎づけるものとなる。文治にすれば、それで真の救いは可能なかが問われるであろうし、それが神との関わりだったのかと根本から問われることになる。おそらく、この問いかけが文治にもたらされたと思われる。

この一件によつて建築は中断するが、文治にすれば、中断したこと以上に、いつそう神との関わりが自身に問い返されたに違いない。ではいったい、宮の問題に関わつて、神との関わりがどのように問い返されることになつていたのだろうか。

3 金銭の使い込み

棟梁川崎の解雇を見てきたが、その大きな理由をなしている金銭をめぐる問題状況を押さえておきたい。それに関わって取り上げるのは、元治元年から三年後の慶応三年二月十三日の内容が記されている23丁表と裏である。簡単に内容を示しておくならば、二月十日に藩主、寺社奉行の名前を有した神主補任願の添翰が出たこともあり、十三日のこの日に石之丞を代人とし、川崎が橋本と共に上京したことがまず記され、二月二十二日に金神社神主、金光河内として補任が認められたとある。^⑧その際、金七両、役人に金三分が礼金として出されている。またその他の支出も記される。一五〇目が「舟入用」、二〇〇目が船頭を勤めた川崎の兄へ「神様より御さしむけ」として与えられている。また諸経費全般として川崎へ金一〇両が支払われている。

ところで目をひくのは、その直後に連続して記された明治元年十月二十日と明治二年三月二十七日、及び同年四月十七日の内容である。いずれもこれは、棟梁解雇以降の動きで、京都役人へ献金したことについてふれたものだが、そこに一連の流れで金銭の使い込みが記されているのである。

一、金二両 一両 伯王殿様へ

わが用に棟梁参こと付

のこり同人使い

辰年十月二十日

(「帳面2」23丁表)

巳三月二十七日此方出こと付

一、金二両三分 安倉橋本へ渡し

一、京都伯王殿様へ一両納

内役人三軒へ三分納 一つづつ

一両は同人使い

二軒は出ちがえ

内村上出雲守へ納

御殿献納

一両一分受取が参候

使い橋本 巳四月十七日 公文所

備中 金光河内殿

メ而一両二分 橋本右近殿

使い也

(「帳面2」23丁裏)

この使い込みを記して、再び記事は中断する。まずはここにあげた内容確かめてみよう。

明治元年(「辰」)十月二十日の箇所を見ておきたい。金二両のうち一両を白川家へ、また役人にも三軒献金をしたとある。そして「のこり同人使い」とされている。翌年の記事と比較すると、役人献金は一分ずつだとわかる。そうなると橋本は、献金に用意された一分を使い込んでいることになる。ちなみに「一分」とは一分判、すなわち「百正」と呼ばれる贈答用の金銭である。この一分を橋本への諸経費手当と見ていいかもしれないが、その場合、「のこり同人使い」とは書かないだろう。翌年の記事にわかるように、旅費など諸経費は、それとは別に一両を払っていと考えられる。

翌二年にも使い込みがあったことがわかる。三月二十七日に金二両三分を橋本に渡し、白川家への献金を頼んでいる。白川家へは一両納め、役人には一分ずつ、あわせて三分納める手はずである。が、白川家へは納めたが、役人三軒分の献金のうち二軒は行き違いがあつて納めておらず、橋本は、諸経費として渡された一両とは別に、二分使い込んでいるのがわかる。「一両一分、受取が参り候」とあるように、文治は、この献金使い込みを四月十七日の

公文所からの受取書によって知ったようである。

この三月の一件は、続けて24丁表にも確かめられる。しかしここでは、建築に動き出した元治元年からの動きに辿り返しながら見られており、日頃、橋本や川崎の暮らしぶりにも配慮して金銭がさしむけられたことに続けて記されているのである。どうも使い込みを、橋本や川崎の事情のなかに配置して考え直そうとしているかのようである。この箇所全体を引いておこう。

子年十一月二十一日（元治元年）

一、金二両

東安倉卯平なん義に付棟梁願

一、札三百五十匁

同人直取かえ 橋本卯平戌年

メ

十二月二十日

一、金二両 使い棟梁 世話いたしてやれいと神様より御さしむけに相成候

…
③

丑年正月十一日（元治二〃慶応元年）

一、金三両 使い棟梁御さしむけ

…
④

十二月十六日

一、金七両

一、同札取合六百目 同妻巳年参り

使い夫婦渡し

…
⑥

五月二十六日

一、小札共合四百目 同巳年二十三日出 二十六日とまり

…
⑦

七月二十一日八つ時御さしむけ

一、金十三両 同棟梁丑年渡し

…
⑧

九月十八日

一、札四百目 同 同人

金メ二十七両

札メ一貫七百五十目

一、金二両 巳年二月三日 御さしむけ(明治二年)

一、札三百十二匁 同麦代共 同行

一、金一両二分 同三月末 京参 小使い

わが用に上り御さしむけ

此分一両御さしむけ

京役人献金分 三軒分 一軒納

二分同人使いこみ

(帳面2) 24丁表

最初から見えていくと、元治元年十一月二十一日に、橋本に関して「東安倉卯平 なん義に付」として川崎が願ってきたとあり、金二両、札三五〇匁を授けている。また同年十二月二十日には、同じ用向きで来た川崎に金二両を与えている。これについては同帳面に「世話いたしてやれいと神様より御さしむけに相成候」とある。以下、続いていくが、身を案じながら支払われた金銭は、明治二年までで、金二九両(10+12)、札二貫五二匁(11+13)となっている。そしてこれに続いて記されたのが、先の使い込みの一件である。橋本には一両二分かかったとし、このうち一両は橋本のためにさしむけたとし、それに続けて、二分の使い込みが記されている。

なお、元治元年から明治元年まで、建築にかかった費用など、川崎らの身を案じつつ渡された金銭は「帳面1」の方に詳しく確認できる。こちらも見てみたいが、とはいえ、煩瑣な内容であるため、簡単な確認にとどめると、たとえば、川崎の親戚の葬儀、法事費用の支出がある。元治元年九月二十日に札三匁、十一月九日に白米や札五〇

…… 9
 …… 10 (1+3+4+5+8)
 …… 11 (2+6+7+9)
 …… 12
 …… 13

欠渡している（22丁表）。同年十二月二十日には橋本の身の上を案じ、金二両をさしむけ、慶応元年一月十一日には金三両、七月十三日には札三〇〇目、同月二十一日には金十三両さしむけられている（22丁裏）。この他、ことあるごとに二人の名前が見え、また、「光明神」の神号が与えられていた川崎の妻、徳とくを使いとして小遣いが渡されている例もある。これもおそらく建築とは直接関係がないであろう（慶応二年五月「二十三日一、五十匁小札 同人使い 光明神」、「帳面1」23丁裏）。このように、川崎の親類への弔慰金（「香料」）をはじめ、彼らの身の上を心配しながら、その都度、金銭支出がなされていたことになる。

4 見返される金銭―「みな神様之銭」

明治二年三月の京都役人への献金着服について述べてきたが、しかし、さらに見ておきたいのは、「帳面2」の24丁裏である。ここまで24丁表の川崎や橋本の使い込みを確認してきたが、ちょうどその続きに、再び建築に動き出した当初のようすが記されているのである。そして注目したいのは、そこに金銭への意味づけが施されていることである。

元治元子三月二十五日出

一、安倉大工元右衛門丑年橋本つれ

神様御さしむけに相成候

京都御願 宮之事 くらい事

同白川白王殿様へ願上候

御さきすみ

御礼金一両二分私分

御くらい下被

内役人林氏へ百疋御礼

同四月九日

同千疋

大工元右衛門分

同役人

林大和守へ御礼 百疋

大みね參

かえり紀州へ參 木買に出

内金十兩 棟梁丑年へ相渡し

京でおや分をとり 御礼金いたし

同人買物 みやげ入用 みな神様之錢 神様すえの為 御さしむけ

〔帳面2〕24丁裏

元治元年四月九日に建築の許しがあつたことが記され、礼金一兩二分、役人林大和守に「百疋」を出したこと、また川崎への処遇に対し、礼金として「千疋」、また林にも「百疋」の礼金を出したと記される。本章最初の引用ではわからなかったが、金二〇兩の支出のうち、金一〇兩は京都での手続き、残り一〇兩は大峰參詣と材木調達にあつたの費用だということがわかる。

それはともかくとして、何より注目したいのが、その後に「同人買物、みやげ入用、みな神様之錢 神様すえの為、御さしむけ」と記されていることである。²⁰ 使い込みの件を記した後、改めて、最初から動きを見直すなかで「みな神様之錢」だとする確かめを書き込まねばならなかったような格好となっている。

「みな神様之錢」と押さえられることで、文治にとって見えたものがあるだろう。それは、単に役人献金の扱い方の妥当性を問題にしての押さえにとどまらない。建築を中断するほどの神の声に接した後に、「みな神様之錢」と記している「帳面2」は、安政四年から金銭さしむけを見返していたように、神の頼みの本質から、金銭を問題にしていただろうからである。その意味でここでの「みな神様之錢」との押さえは、人間側の事情に生じた神の頼みにあつて、何が何でも建てばよしとして突き進み、そのようにして建てようとする「宮」に信心の価値を見て済ましてしまふ「金銭遣い」の社会や人間の方の信心価値を問い返すことになっていいると思われ。金銭が「みな神様之錢」

だと押さえることは、その意味に踏みとどまることで、神と関わる自身なり世の姿を反転して見渡すことになるだろう。文治は、そうして神との関わりの本質にふれ、信心価値の見定めをすることになったのではなからうか。

このように建築の頼みは、「宮」として社会的に了解され価値づける形態に、神との関わりをおさめることが必要だと認められ、それによって、かえって、そこにおさまらない神との関わりの本質性を見させることになったといえる。これは、布教の合法化とか、制度的な了解をつけていくような自律的回路に連なるのとは別の、決定的な差異を孕んだ、本質的な神との関わりが見出されたことを意味するが、それは逆からいえば、「宮」として価値づけ、またそこに川崎らの問題が抱えられたことによって、それを超える神との関わりの本質性を見出すことになったという問題でもある。端的にいえば、神との関わりの本質的価値が、社会的に了解される価値にゆだねることで、転倒的、超越的に見出される問題だといえるだろう。

棟梁解雇の一件で建築は中断したが、ここまで文治は、彼らへの心配りをしながら、建築のために金銭をさしむけてきた。しかし、こうもいえるだろう。彼らへの心配りも、建築の目的を優先させるなかであらわれていたというように。そうなると文治は、「宮」という社会的な価値形態におさめるところに、神との関わりを具現できるものだとしていたことになる。そのなかで建築へ動き出し、「宮」が是非必要だと見てしまうことは、神との関わりは「宮」によってこそ唯一可能なのだと思ひなすことにもなっているだろう。それは、「宮」の必要性が「本質性」を装う問題には違いない。だが、その問題を通じて、神との関わりの本質性を転倒的、超越的に見出すことにもなったといえるのである。

ここに見るのは、神との関わりは建てようとする「宮」に与えるべき根拠であったにもかかわらず、「宮」から与えられる根拠へ転じている問題だが、しかしこれこそは、すでに指摘しておいたように、金銭が機能する世の動向

と連れあつた問題であつた。金銭は、それが社会に通用しているという一つの形式的な通用性において交換を可能にするが、しかしその形式的自明性は金銭によつてこそ交換が可能だとし、金銭が唯一十全な存在と化して見られている問題とパラレルだからである。形式的価値にすぎない金銭が、それ自体として自立した仮象として現じる。それは貨幣経済が見せつける世界像である。人間互いの関わりは、金銭を通じて与えられるが、そのとき、貨幣経済が与える世界像は、金銭によつて与えられるのが人間互いの関わりなのだと思はせように見させている。これこそ金銭への無自覚な信用であり、金銭への自明視がもたらしたものにすぎない。その意味で、宮建築の頼みは、「金銭遣い」にかかるこの問題を、神との関わりにおいて問題化することになつていたといえるだろう。

以上、見てきたのは、神と人間との関わりを可能にする宮（信心）と、人間と人間との関わりを可能にする金銭（社会）とで、さまざまに問題が絡みあいながら、それらに与えるべき基底的な価値の次元に発しての、神との関わりを「信じること」や人間どうしの「信用」が、互いに関わりあうことそれ自体の信頼の次元で試され、問われ続けしていくようである。神との関わりにとつて「宮」という形態を必然とする現実的で社会的な了解は、逆にその十全な関わりを不可避なこととして規定するが、しかしそれがために、逆にその規定性なり不可避性を契機にして、関わりの本質が社会的な関わりあいに跳ね返つて見られていくことにもなる。この問題が、金銭が関わつた宮建築であらわれていたのである。

おわりに

ここまで本稿は、安政四年の弟への金銭援助を頼まれた出来事を起点として神との関わりが見返され、それが「信じること」や、神との関わりを生きる問題として、信心の価値見定めへ促されていったようすを、金銭さしむけを

通じて文治に見てきたことになる。

ところで、弟への金銭援助は、「金神様おかげのはじめ」とされているのはすでに見たが、またこの他にも、次の引用のように「信心はじめ」ともされている。このように安政四年の出来事は、さまざまに意味づけされたことがわかる。整理してみると、慶応三年に書かれたとされる「覚帳」では「神の頼みはじめ」「帳八八頁」とされ、その翌年の日付を表紙に見る「帳面2」では「金神様おかげのはじめ」とされ、そして「帳面4」にあるように明治四年には「信心はじめ」とされている。順番として実際にそういえるのかは、まだまだ検討を要するが、書かれた日付の時点で見るとすれば、とりあえずはそういえるだろう。

ここでは簡単に「信心はじめ」とされた「帳面4」の箇所を見ておこう。

日天四 丑 二上八小八百八金神

鬼門金乃神大明神

月天四 寅 不殘金神

おかげを知り

安政四丁巳十月十三日

おいおい御かげ下され候

御信心申上御願之儀 お聞き済みに成

御知らせ下されありがたし

今般 **天地金乃神**（囲みの「天地金乃神」は貼り紙されている）

信心はじめより当年で十五年に相成候 以上

何か古い事改前後共書出しと仰せつけられ候

明治四辛未十二月

〔帳面4〕 1丁表

「何か古い事改め、前後とも書き出し」とある。「覚書」冒頭の「生神金光大神、生まれ所、なにか古いこと、前後とも書きだし」「覚三頁」とある記述との関連性を考えさせられもするが、最初に述べたように「帳面4」はあまりに雑多であり、いまのところ言及できる内容はどれほども持ちあわせていない。したがって、この問題は別の機会にゆだねるとして、注目しておきたいのは、「覚書」や「覚帳」での「神の頼みはじめ」「覚四八頁」「帳八八頁」とは少し異なり、「信心はじめ」は、神にとつての意味づけではなく、文治の経験にとつての意味づけになっていることである。

見てきたように、文治は広前に奉仕して後、さまざま無心や浅吉の借金返済、川崎の横領に遭遇し、そして宮建築も打ち切ることとなっている。そうしたなか、安政四年からの金銭さしむけは、自身にとつての「信心はじめ」「帳面4」として見返されるのである。安政四年に神の頼みを受け、そうして「おかげを知り」、以降「おいおいおかげ下され（追い追いかけて下され）」たとある。また時々の願いを「お聞き済みになり」、「お知らせ下されありがたし」と確かめている。そうして確かめられる「おかげ」は、「そう感じられる」といった受けとめ方で見出されているといえよう。

そう考えると、このような確かめこそ、「金神様おかげのはじめ」として見返す「帳面2」に見られた特徴でもあった。慶応三年に「頼みはじめ」と神から告げられた翌年に「金神様のおかけのはじめ」とされるが、その一年の間に、浅吉の借財が一段落し、またそこに棟梁解雇の一件が起こっている。問題に対処していった文治にとつて、「おかげ」の受けとめは、自身の意思を超えた働きをまざまざと感じながらのことであり、それにより、「さしむけを生きる生」であり、神号を有して生きる「別の生」の意味を、自らに確かめさせることとなっている。しかも、その確かめは、神との関わりに裏付けられ、自身を含む世のありようを見渡すことへとつながっている。

それゆえに、この引用のように、安政四年が文治という人間の側からの「おかげ」であり「信心」の起点だと見

られたことは、金銭のさしむけが神との関わりを可能にさせる起点であるとともに、金銭が関わる社会がつねに問題になることを文治に承服させる起点になっていないか。その意味でこの起点の見出しは、信心が、問題となる社会へ向けて信心自らの価値をあらわしていくことの確かめにもなっている。宮建築に見たように、社会的な了解に立ちつつ、その価値指定を転倒的なかたちで取り上げさせる、その動きが信心の本質としてあらわれていたのである。

ところで、このような価値の反転した取り上げは、荒木美智雄が「価値の転倒による、力強き言葉とそのリズムで病める世界を周縁から癒し、新しい世界のリズムを創造する」〔一九八三：一四一―一五頁（二〇〇―二六八頁）〕と述べ、「言葉」（理解）における救済の本質と捉えていた問題であった。そうとすれば、「さしむけの生」から発せられた理解の言葉には、価値の転倒的取り上げを促す働きを組み込んでいるのを見ることができるとはなからうか。では、それは具体的にどう窺えるのか。試みに、近藤藤守が伝える次の理解を取り上げ、稿を結ぶこととしたい。

取り上げるのは、金銭を求めてくるような者に対して「つまらぬ」としている理解である。おそらく、それは利殖にかまけた貸し借りにふれた問題に言及した理解ともなっているように。その筋合いで読み取ってみたい。

世の中には、わずかな利息に迷うて大きな損をする人があります。また、金を貸してくれと言うて来るのは、つまらぬからじゃ。それに金を貸してやるというのは、その人を助けるので、真に助けてやればよいが、返さぬ時には訴えて苦しめておりました方がなあ。それでは、助けるのではのうて、苦しめるようなものです。金を貸すなら、はじめからやればよろしい〔理二八八頁〕。

ここでは「わずかな利息に迷う」とされ、大きな損失を来すことがいわれている。なぜ「迷う」のか。米を高値の時に売りさばき、安値の時に買い占めるといった相場操作や投機で利潤を得ようとするからだろう。注意を要するのは、すでにそういう世だということである。そうした世にあって、好機を逃すまいと考えると「迷う」のであり、それでかえって「大きな損」もするとされるのである。なぜか。人間の知恵や才覚ではどうにもならないからである。

この理解は、金銭が独自の法則をもつて流通、集散を展開し、逆に人間を支配している世の中に向けられているだろう。金銭は人間の言いなりになるのではない。人間は、金銭によって眩惑させられていたにもかかわらず、その法則をあたかも自分の考量のうちにおさめることが可能だと思ひなしている。そして「金を貸してくれ」と言つて「つまらぬ」ことをしてしまふのである。

理解は、金銭取得の先に見られていたはずの富が、資本の活動のうちに倒立して金銭の姿をとつて現じているのをあらわにさせ、そこで貸し借りを可能にさせている問題を刺し抜くものになつていないか。貸し借りにあつては、借りたら返すのが当然で、貸したら返してもらうのが当然だとする人間関係の信用が前提にある。しかしこの理解はその前提を問いに付すのである。その信用こそ、不可能なことの成り立つていないか、と。考えてみれば、信用があるというその根拠は、どこまでも疑いとともにあるはずだ。実際、信用はつねに不履行の不安と共にあり、貸し借りは信用を突き崩す危険性の上に成立している。それゆえか、債務不履行に対し「返さぬ時には訴えて苦しめておりましたよがなあ」とされるのである。そう見ていくと、「苦しめてはならない」と求めてくる理解は、一方で、貸し借りがどう成り立っているかへと目を向けさせるものとなつていく。そして、貸し付け―返済の経路を確保するにも、債務の程度の問題ではなく、信用の在処への向き直しが必要であることを認めさせるのである。

ここに至つて、貸したら返す、そうした関係の自明性は、むしろ関係の惰性化だということがわかるだろう。その惰性化を自然的状態として貨幣流通の根拠にしているが、そのこと自体、信用をおろそかにしているといえないか。この惰性化によつて、貨幣流通の外側から貨幣へ向けるべき信用は問題にならず、貨幣流通のうちにあるものと見て済ましているからである。ところがこの問題に「金を貸してやる」というのは、その人を助けるので、真に助けてやればよい」との言葉がさし向けられていたことになる。これがこれだけ必要だとするとところで求められる貨幣に

与える信用と、何にでも使用できるとすでに想定されているところで受け取りが求められる貨幣に見ている信用とは異なる。後者は貨幣流通の自明性に置かれた信用（「信じられてから信じる」）である。そうなるとそのでの信用は「ただそのようにある」としたものに過ぎず、貨幣自体に向けるべき「信じる」は生じない。

そもそも「金を貸すなら、はじめからやればよろしい」とされるように、返済がかなわない疑わしさのなかに、貨幣が必要となる理由があつたはずである。そこで発せられているのがこの理解であろう。貨幣へ向けるべき信用は、貨幣流通（自明性）の外から与えられなければならないという、信用それ自体の問題を、この理解は喚起していたことがわかるだろう。

このように見ていくと安政四年の「頼みはじめ」は、この理解を導く起点になっており、逆にこの理解は、文治の生きた過程に地続きとなつて発せられた言葉となつていることがわかる。金銭のさしむけは、「信じること」がでないなかにあつて、だからそこに信用を見ていく意味を確かめさせるようにしてなされていたのであり、それによつて、貨幣の論理に囲まれ宿命づけられたこの世の自明性を、信心の価値が問われる舞台として据えよと求めている。そのとき「信じる」ことの実際の意味が神との関わりを介して見出されねばならず、この世の自明性を大きく問題にさせて信心の価値を見させることになつていよう。

安政四年の金銭援助がそうであつたように、また浅吉の借財問題も、あるいはまた「宮」を目的化しての金銭問題もそうであつたように、「金銭遣い」の世にあつて、それを超えた信用を見出すのは、神との関わりを見出すことと同じである。もちろん、「信じること」の実際の意味は、必ずしも金銭を関わらせることにあるのではない。「金銭遣い」を離れたところでの「信じる」というそのこと自体への問いとしてある。したがつて、ここまで見てきたのは、文治がこのことを逆説的ながら、その金銭に見て取ることになつていたようすなのである。（教学研究所所長）

① これまで、この「鉄の必然性」を前に、「実意」に通じる通俗道徳の有効性を問うような見解が提出されてきた。たとえば信心（民衆宗教）も組み入れた安丸良夫の通俗道徳論からは次のような見解が示されていた（「安丸一九七四」）。通俗道徳による自己形成は、近代化を支え、社会秩序を構築するエネルギーを発揮させる意義があった。とはいえ、「自己変革をとりまく客観的条件についての洞察力や批判力にとぼしかった」（「四五頁」）であり、「資本主義の鉄の法則性からすれば、一人一人の民衆のどんなにはげしい勤勉や儉約や忍耐も、あまりに微少な力にすぎない」（「五〇頁」）というものである。もつとも、通俗道徳論が目指したのは、鉄の法則となつている歴史的規定性の問題であり、人間を規定する資本制なり近代化がどのようなものであつたかを通俗道徳という問題上に捉えるもので、必ずしも信心に対する決定論的な把握ではない。

ちなみに、この通俗道徳論に検討を加えることになつたものとして、竹部弘（一九九八）があげられる。竹部は、神と出会つた後に文治（金光大神）の前半生のあり方が押さえ直されたものとされる「実意丁寧信心」や、後半生においても説かれ続けていた「実意」を取り上げ、通俗道徳論との違いを示している。竹部が、「神の頼みはじめ」を告げる慶応三年の神伝に「実意」とのみあるのを初見とし、その生涯の前後を区分して述べたのは、たしかに通俗道徳

に共通する面が「実意」にあるとしながらも、それにとどまらない「神への信に支えられた心の充実・横溢」で捉えることができる「実意」だった。そこで竹部が突きつけたのは、通俗道徳論がその背後で想定していた自律的主体、自己同一的な主体に対し、神との関わりによって駆動されていくような他律的、受け身的な主体だといえる。本稿は、竹部が指摘するような他律的な主体のありよう（神との関わりによって駆動される文治、それを介しての神との関わりや自身の生き方の確かめ）に目を向けながら、「金銭遣い」を成り立たせている社会的了解であり、自明化した「信用」（さらには、そのような社会関係上に了解されている「信心」）を指定させているものへ向けた問いかけ（価値転倒）がいかになされ、そこに反措定的に見出される信心の価値を考察するものである。

② 考えてみれば、金銭（貨幣）を意味する「ノミスマ」が、同時に法であり慣習、「社会的合意」をも意味するのは興味深い。それに関わつて注目できるのが、ミシエル・フーコーの考察（二〇一三（二〇〇九））である。フーコーは、ソクラテス以来の哲学の伝統、「真の生を実践すること」を、ディオゲネスに論じる際、デルポイの神託である「貨幣の価値を変えよ」が生原則としてあつたことを取り上げている。ノミスマ（貨幣）でフーコーが捉えたのは、貨幣価値の高下を問題にするような「貨幣の価値を変えよ」ではなく、「社

会的合意」の方、つまりは一般的世俗的価値であり、貨幣が置かれた世界、そこで成り立つ人間社会の諸関係を措定させているものへ向けた価値転倒だった。このフーコーの所論をさらに積極化しているのが大黒弘慈〔二〇一四（二〇一六）〕である。大黒は「真の生」の成就が「別の生」の出現というかたちをとることを取り上げ、そこに「神」の存在の特異性を見ている。このように、貨幣はフーコーや大黒の考察で「自己への配慮」や「別の生」といった問題から取り上げられているが、これらは本稿での他律的な主体のありようであり、文治にとつての「神名をもった生」であり「さしむけられた生」の確かめといった問題を「金銭遣い」で考える上で示唆深いものとなっている。

③ なお、一箇所だけ、明治三、四、五年の記事がまとまって14丁表に見られるが、その記述の前に「別の帳へ足し」ともされている。この「別の帳」が「帳面2」を指すかどうかは今後の検討が必要である。

④ 本稿で中心的に扱うのがこの「帳面2」である。その表紙について、ここで具体的に見ておきたい。

内は巳の十月十三日夜に亀山より隣家の人おをこし文治出
安政五戌午乃正月吉日朔日亀山にて拍手さしむけに相成候
午ノ九月二十三日

御金神様御さしむけ 一乃出子 文治大明神

金子大明神

金光大明神
金光大権現

一乃て

金光

慶応四戊辰九月三日御しらせ

大しようぐん様

右から順番に見ると、最初の行で記されているのは安政四年の出来事である。翌安政五年の正月一日に、文治は「金神下葉の氏子」として神との受け返答が約束され、拍手を打つことを許される。それが次の行に記されている。そして天照皇大神から金神へ「もらい受け」された日付（安政五年九月二十三日）と共に「一乃出子」とされたこと、そしてさらに文治大明神（同年十二月二十四日）、金子大明神（安政六年六月十日）、金光大明神（文久二年十一月二十三日）、金光大権現（元治元年十月二十四日）と続く、一連の神号が記されている。また、その下の「一乃て」は息子の浅吉が慶応元年十月十日に「一乃弟子」とされたこと、さらにその下の「金光」は、慶応二年十月二日に「金光河内」の名を白川家から許されたことを受けて記されていると考えられる。慶応四年の九月三日のお知らせは、これらを一連の歩みとして書き留めるよう求めたのであろう。ちなみに「大しようぐん様」とあるのは、月の三日が大將軍の縁日とされていることによると思われる。

このように神号が神の「さしむけ」と見られ、そして神の頼みに応じて金銭を支出していくことも「さしむけ」と見られている。それにより、金銭支出が、文治自身に神との関わりを生きたる「さしむけ」の意味なり、神号を有して生きる「さしむけられた生」として問い返されていた問題として見る事ができる。

⑤ 金光宅吉筆写帳面での「別の帳」の箇所にも「亀山弟繁九月にかんどりへもどり」(69丁裏)とあるが、家の建築についてはふれられていない。

⑥ 当時の庄屋での年貢取引でも見ておこう。当時の「米一石あたりの価格推移」(「前掲大林二五頁」)によれば、安政五年の米相場は一石 \equiv 一六四匁である。同じく米一〇kgを四〇〇〇円で換算すれば、銀一匁が三六六円となる。したがって、五二八・二九 \times 三六六 \equiv 一九万三三五四・一四円と

	銀一匁で購入できる 米量 (kg)	銀一匁の価格 (円)
安政四年	11.67	466.8
安政五年	9.15	366
安政六年	10.34	413.6
万延元年	7.58	303.2
文久元年	9.40	376
文久二年	8.47	338.2
文久三年	7.21	288.4
元治元年	6.64	265.6
慶応元年	4.17	166.8
慶応二年	2.07	82.8
慶応三年	3.19	127.6
明治元年	3.45	138
明治二年	1.92	76.8
明治三年	2.47	98.8
明治四年	4.23	169.2

なり、年貢相場にあわせて民間の取引もなされていることがわかる。

この年貢取引をもとに、銀一匁の価格を現代の金額に換算すれば表のようになる。安政四年で銀一匁が四六六・八円なのに対し、明治二年で七六・八円までに下がっているが、この価格変動には、幕末のインフレが関係している。

しかしながら、本論でも述べたように、このような当時の物価変動を加味して、現代の貨幣価値に置き換え、「現在ではいくら」と考えるのは、要をさえない話である。むしろ、貨幣価値がその都度相場に左右されるといえども、価格を表示する金銭は、その通用上では「常に額面通りの価値を持つ」と考えられていることの方が、この際は重要だろう。よって、貨幣価値の低下を加味し、現代の価値につなげるより、「金銭がいくらあってもたりない」という物価高騰の実感をともなう、金銭の重要性がいつそう高まっていた問題として見た方がよいだろう。

しかし、それでもなお、本論で述べている貨幣を現代の価値で考えたいときには、思い切って、安政四年から明治四年までを平均し、銀一匁を現代の価格に換算してみるといいかもしれない(二〇・一九円)。よって銀一匁を「二〇〇円」として計算して頂けばいいだろう。

⑦ もっともそこでの「おかげ」には、金銭の問題とは限らない、妻の妊娠に対するものも含まれるともいえる。その

ことは「覚帳」ではわからないが、「覚書」には神の指示によつて「身軽う」なつたことが記されていることからわかる。「二四頁」。また先に紹介した、金光宅吉筆写の「別の帳」でも、繁右衛門のおかげに続けて「十一月私妻にんしんにて身もちおもし なんぎいたし 神様願おかけ請 身あんしんになり」(69丁表)と記されている。

- ⑧ 慶応二年十二月一日に、尊瀧院の役人と称して、彦崎の乙吉と倉敷明王院(「大らく院」ともある―2丁表)の山伏二人が訪れ、五〇両の無心を要求している。これには応じかねるので一〇両で断りを申し入れるが承知せず、免許を取り上げ、神前の供え物もと、「御使い」礼金として三両、そのほか二両をねだり、座布団までうばつて帰つた。このとき供え物を別として「正銀メ一貫四十匁六分五厘」払つている。この対処を願いに尊瀧院へは「上金七両、札値の「六百二十一匁六分」を支払つた。「正銀合メ一貫五百五十五匁七分五厘、入用メ」とあるが、これが本文にある万歳世話人とした入用「二百七十八匁」と「一貫二百七十七匁七分五厘」の合計である。なお、この間の布教認可を求める動きは、早川公明「二九七六」に詳しく、ここでは平尾万歳にもふれられている。
- ⑨ 奉献金額を記した箇所(15丁表、16丁表)を以下に掲げておく。

申正月(万延元年)

- 御餅二斗六升餅上
目かた十三貫 一升の餅 目かた五百目あり
- 一、一貫四百八匁
同酉年(文久元年)
一、二貫三百八十三匁
文久二壬戌年
一、五貫五百四十目
同亥年(文久三年)
一、五貫七百八十八匁
文久子年(文久四年、元治元年)
一、九貫五百四十七匁
元治元乙丑年(慶応元年の間違い)
一、十九貫六百五十目
慶応二丙寅
一、金百十九兩二分三朱
一、札十九貫三百八匁
一、百錢二百七十九枚
一、錢百四十文改さ四 二百五十五本
卯年(慶応三年)
一、金百八十三兩一朱
一、札二十四貫百九匁
一、百錢百七十九枚
一、錢百四十文改さ四 三百五十本

メ五百六十五本 二十二足と十五本
寅卯迄錢七十文通用使い

二年之メ一貫百三十日

同合二十三貫八百九十五匁六分

一、百錢三百二十枚

一、錢百五十三本

○二匁五拾円 ○五匁之が三つ

一、福山札三百四十二匁三分

同巳午未(明治二、三、四年)

一、金百五十八匁一分二朱

一、金札二百八十七匁三分

一、札七十九貫五百五十八匁六分

百錢千三百四十一枚

錢六百二十八本 二十五足と三本

メ三年改

金合メ六百三兩二分三朱

金札同二百八十七匁三分

札同百四十二貫九十一匁六分

百錢同二千百六十枚

錢同二百改さ四 七百七十一本

同百四十同 同五百六十五本

寅より未の年迄六年分改

⑩ 「原ノート」とは、明治四十年、教祖御略伝編纂委員会の

発足を受けて、同四十三年に高橋正雄によって聴取された筆録資料である。

⑪ 「帳面1」には、26丁表に「安政七申二月十九日はじめ

志覚帳」と書かれ、無心関係の記事がまともて記されている。

これによれば無心があつた最初の日時は、申年の安政七年

(万延元)二月十九日となる。そのとき、「京都東山南東寺

久城院」と称する者へ「五匁」をさしむけたとされている。

⑫ 慶応二年十月二日に「白川殿御用場」から出された書付

けによれば、文治側から出された「修験并陰陽師之輩、

彼是故障無心ケ間鋪儀杯申掛ケ、致迷惑候」との苦情を聞

き受けた際、そのような者がおれば「御殿江早々可届出候」

とし、「急度御沙汰ニ茂可相成候」とされている「白川家門人

帳一九七二・一九七・一九八頁。

⑬ 返済にあつた動きが具体的にわかる15丁冒頭から順に

見ていき、計算してみたい。

安政七庚申四月朔日

一、金二兩三分二朱 八十八匁八分定メ

代二百五十五匁三分

一、札十六匁五分

一、同三十二匁 嶋たん一反代

一、同四匁改之札にやり

メ三百七匁八分

新田沢藏悴元吉内にて ばくちいたしたに付

∴⑤(①+②+③+④)

∴④

∴③

∴②

∴①

浅吉心たかいあり

同所 友太郎

同 清太郎

同 与七

同 虎吉

右合四人挨拶に入

後孫兵衛殿に伝えあり

同人引請あつかいにまかせ

右之金子四人へ相渡し候

一、二十八匁五分 挨拶人へ御礼 切手 肴 …… ⑥

合三百三十六匁三分 四月二日 …… ⑦ ⑤ + ⑥

又そのご元吉所出 ばくちにとられ

一、六十二匁 …… ⑧

一、二百七十三匁 同 …… ⑨

一、金三両てばふ方に入

二百六十六匁四分 此り十三匁三分二りん 請てやり …… ⑩ ⑪

(帳面4) 15丁表

メ六百十四匁七十二りん …… ⑫ (8) + (9) + (10) + (11)

内百五匁引 これも

(百五匁引かれたので、計「五百九匁七分二厘」となる)

…… ⑬ (12) | 105

瓦屋 役治郎

両人挨拶すみ

金子渡し

使同人

又其後

一、六十六匁 …… ⑭ 元吉とられ

一、百二十二匁 …… ⑮ 使孫兵衛願渡し

合メ一貫三十四匁二厘 元吉分 …… ⑯ (7) + (13) + (14) + (15)

もち銀とられたのは 私知らず

申年より丑の二月二十八日迄 たびたび事

孫兵衛殿願はるうてやり

一、金一両一分 ごまや喜十郎殿

一、札二十目 借用 同人

メ百三十一匁 …… ⑰

一、二十目 後時五郎殿 かりと申候 …… ⑱

又合メ一貫百八十五匁二厘 …… ⑲ (16) + (17) + (18) (A)

(帳面4) 15丁裏

亥正月

一、三十二匁 山手辰五郎

一、十二匁 同所惣十郎

一、四十匁 すへ善七

一、四十匁 小田藤治

一、三十匁 同所元兵衛

一、五十匁 同 留吉

一、九匁 同 兵藏

一、百四匁 大谷まへ久藏

〆三百十七匁 八人分

龜屋丑の年女心配被下候

正三三月初に渡しすみ

(但し利息を付けて三三〇目とし、これを五〇匁「内引」で、

二八〇目支払ったことがわかる。9丁裏) ……(B)

同

一、金二兩二分 小田留吉借用

子三月二十九日

一、同二兩 同人

同七月十二日

一、同二兩二分 同人

十二月十二日

一、同一分二朱 同人

一、三十三匁八分 元利共 同人内へ 私母之

いるいを質におき ……(1)

二月十三日ぬすみたし

(帳面4) 16丁裏

一、金一兩三分 同人

此利三匁 ……(2)

元利共渡し 使い孫兵衛殿願ひ

金〆八兩二朱 八十八匁八分

道用七百二十一匁五分(金は全部で8兩2朱、この額は1

兩〆88匁8分で換算した額) ……(3)

一、同五拾目 ……(4)

合〆八百八匁三分相渡し ……(1)(2)(3)(4)の合計(C)

たびたび願使い孫兵衛殿

みなばくちにとられ 小田留吉江

子ノ十二月

一、三十八匁二分 酒切手代 ……(D)

世話人三人御礼

瓦屋役治郎

龜屋丑年女

後 孫兵衛

(ちなみに、文久三から元治元年のここまでの合計は

「二貫二六匁五分」 ……(B)+(C)+(D)

(帳面4) 16丁裏

同

一、金三兩三分

利十九匁三分二りん 夕崎 定吉

一、同二兩利二匁 借用渡し

メ通用五百三十一匁九分二りん

丑十二月二十八日

…①

正月

一、九十六匁二分二りん

土手部屋瀬治郎

二月十二日

一、金一両八十八匁八分

一、札百十三匁三分

使孫兵衛渡し

メ二百九十八匁三分二厘

…②

一、百十六匁

小田藤治

一、二匁四分

同人

一、十五匁

谷ノまへ久蔵

一、三十匁

同人妻おふき

一、二十二匁

小田元兵衛

一、十三匁

同 利作妻

一、五匁

うえ新屋治郎

一、十匁

山手辰蔵

子七月十七日

一、二十匁

上柏屋新四郎

一、二十四匁二分九りん

土手や八重蔵

メ二百五十七匁六分九りん

十人ノ分

合一貫八十七匁九分三りん

…①②③の合計(B)

(帳面4) 17丁表

丑正月

一、三百匁 占見幾貞へ渡し

…①

石之丞つけてやり 浅吉もて出

一、百五匁 ごまや大工源兵衛

…②

証人 使い うえ三作殿

願もて出渡し

合四百五十匁

…①②の合計(F)

(帳面4) 18丁裏

なお、次の記事も見ることができる。これは文久四年(元治元)七月十二日のことかと思われる。「浅尾四む方手崎」とあるが、これは「浅尾事務方手先」あるいは「浅尾庶務方手先」であろうか。そうとすれば、「ばくちに付き無駄入用 酒料ばくち事、挨拶すみ」とあるように、藩役人への対応が必要となるまでになっていたことになる。

一、二十二匁二分 浅尾四む方手崎

…(G)

ばくちにつきむだ入用 酒料ばくち事挨拶すみ

一、六匁 切手二枚 川手保平

…(H)

立入御礼

(18丁表)

以上の額を合わせれば、(A)～(F)の合計は、三貫八四九匁四分五厘となり、それに(G)(H)も合わせれば、三貫八七七匁六分五厘となる。

⑭ これまで浅吉については、岡成敏正(二九九二)によって、明治五年二月二十五日に金銭無心に訪れた「覚帳」の記事

を初見とし、徒士役として仕官したものの維新以後に失職し、商売をする過程で借金や無心を繰り返す姿が取り上げられてきた。期的には、身分制解体後の明治期での取り上げになる。一方、この時期よりも前、農業をやめてすぐの頃に博奕にのめり込んでいたという伝承が残されている。それは親戚の森田八右衛門が代わって農業の手伝いに来ていたため、浅吉は「用がのうなったんで、少し遊ぶようになった」(金光文孝先生聞き書「昭和五十一年三月二十六日」)とか、文久年間に博奕に負けて、黒崎辺りの者五、六人が「金神を踏みつぶす」とか「打ち壊す」などと言って押しつけてきた(原ノート二四九「高橋富枝からの聴取」という内容である)。

⑮ マルクスは、『資本論』(第三部第二章「資本制的生産における信用の役割」)「九六四(一八九四)」において、「節約」「節欲」が「全く無意味となる」資本制的生産様式の信用を捉えている。その際、投機師の奢侈は「今や信用手段にすらなる」のであり、「節約」はその投機師の奢侈によって「直接に駄目となる」とした。そして「収奪はここでは、直接的生産者から、小および中資本家そのものにも及ぶ」と述べ、そうした資本制生産様式における信用は、少数の資本家に対し、「純粋な賭事師たる性格をますます与える」としている(三六〇頁)。

⑯ 当初は「金光大神」として提出したが「金光大陣」にされたという伝えがある。「金光大陣」となっているのは、お上

へ申し上げた時には金光大神と書かれたのであったが、お上から下った時にはどうしたわけか、金光大陣となつて居たのである(「古川この聴取資料「福山のおばあさんに聞くの記」金光真筆録、昭和八年)。

⑰ 「原ノート一四八」高橋富枝からの聴取。この引用にある、文治が橋本に服を与えた伝承は他にもある(「着て居る物を皆脱ぎて裸になりて橋本右近なるものに与へられたり」(原ノート三二〇「藤井くらからの聴取」)。

なお、この伝えに出ている「荒小源太右」がどういう人物かは詳しくはわからないが、文治が金神社神主として補任されるよう、橋本が藩の添簡をもって、石之丞、川崎と共に上京した際の書状(「橋本加賀上京之御遺書」の端書きあり)に、「荒小源太夫」としてその名が見られる(「百川家門人帳一九九頁」。書状は「荒小源太夫」宛てで、「御勤役珍重」とされている。橋本が抱えた何らかのトラブルに対し「彼は御取斗をしたことへの謝辞を述べた内容である。なおこのトラブルについて、早川公明「二九七八」は、『寄島故事聞書』中にある修験者の干渉を紹介しており、そこで「荒小源太夫」を岡山の武士と見ている(「五三〇―五四頁」)。

⑱ この動向を押さえたものとして佐藤道文「二〇一三」があげられる。藩との交渉を村役人の動きとも関わらせて見るもので、周囲に巻き込まれる文治という一人の人間を浮かべせるもので、主体的契機を優先させてきた解釈とは異なる

るもので興味深い。

⑬ 「原ノート四六八」には、高橋富枝からの聴取内容として、明治に入ってから借金苦の橋本の世話をした高橋富枝(西六)のようすが記されている(適宜、句読点を打ち、現代表記に改めた)。「円」の貨幣単位が出ており、明治に入つての話だと考えられる。

橋本卯平へも、借金攻めになりおるを助けられ、西六取次がれたり。その時五円与えられたるも御裁伝なりしなり。「一番せる方の利子へまわしおけ。次第に出来れば与える。」とて、その次に十両渡されたり。その後「棟梁の方へ金の事はまかせてしまえ、子明神は女の事なれば。」とて其方へ任せられ、その後は如何なりしか。なお、この後の記事(「帳面2」24丁裏)でも、橋本を使い、慶応三年九月八日に神職補任に対する礼金を届けた際、「神様御さしむけ」と記している。直接的には神職資格のための支払いに対する意味づけであるが、その動きに関わる金銭は神との関わりへ向けて問い返されていると考えることができる。

【主要文献】

荒木美智雄「宗教的自叙伝としての『金光大神御覚書』と『お知らせ事覚帳』—その宗教学的意味について—」『金光教学』23、一九八三(後)、『宗教の想像力』講談社学術文庫、

二〇〇一、所収)

岩崎繁之「金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について」

『金光教学』56、二〇一六

大林浩治「神の頼みはじめ」における貨幣—貨幣経済に向かう神と人との関わり—」『金光教学』55、二〇一五

岡成敏正「覚帳」に見られる親子関係についての一考察—金光大神とその長男浅吉の生活史を中心として—」『金光教学』

32、一九九二

カール・マルクス『資本論』第三卷、長谷部文雄訳、河出書

房新社、一九六四(一八九四)

香取金光教師会編『教祖香取金光大仁』、一九八三

児山陽子「貨幣経済進展下における金光大神の信心—明治

二年九月二四日のお知らせをめぐって—」『金光教学』

42、二〇〇二

金光教本部教庁編『金光教教典(増補)』、二〇〇四

金光真整述／金光和道監修『講座 金光大神覚』金光教若葉

刊行会、二〇〇九

近藤喜博編『白川家門人帳』、一九七二

佐藤道文「慶応二年一二月の「添翰願」をめぐる大谷村村役

人と赤沢文治」『金光教学』53、二〇一三

大黒弘慈「貨幣の価値を変えよ(上/下)」『思想』6/7、

岩波書店、二〇一四(後)、『マルクスと賃金づくりたち—貨

幣の価値を変えよ(理論編)』岩波書店、二〇一六、所収)

竹部弘「近世農民の世界観と金光大神の信仰」『金光教学』

38、一九九八

早川公明「修験者との折衝過程に関する一考察―尊瀧院許状

の取得から返却に至る過程分析―」『金光教学』16、

一九七六

――「金神社建築運動に関する一考察」『金光教学』18、

一九七八

ミシェル・フーコー『真理の勇氣―自己と他者の統治2―』(コ

レージュ・ド・フランス講義一九八三―一九八四年度) (ミ

シェル・フーコー講義集成13) 慎改康之訳、筑摩書房、

二〇一一(二〇〇九)

三矢田守秋「教祖一家の農業経済についての一考察―近世大

谷村農地の実情―」『金光教学』7、一九六四

安丸良夫『日本の近代化と民衆思想』青木書店、一九七四

「先祖」が照らす意味世界

—「覚書」「覚帳」における記述に注目して—

高 橋 昌 之

はじめに

本稿では、金光大神において「先祖」^①が感取された場面に着目し、そこに窺われる意味世界を考察していく。この取り組みを通して、後述するように死者と生者の関わりが大きな変化の中にあるとされる現代の人間の有り様に向けた、本教信仰からする議論に培うことを願いとしている。

死者と生者の関わりについては、葬送儀礼、先祖祭祀を事例として論じられる場合が散見する。例えば中世以来の日本の葬送儀礼を論じる中で佐藤弘夫は、近年増加傾向にある、遺骨を山や海に散布する自然葬や遺骨を埋めて植樹する樹木葬などの特徴として、自身の存在を永く記録に残そうとする指向性の弱さを挙げている。これは目に見える儀礼に表れていることだが、その背後にある死生観や世界観の変容が読み取られ、墓地を媒介とした死者と生者の交渉という現代の日本で常識とされてきたことが転換期にあるとされる。^②このような議論は具体的な葬送儀礼の事例を扱う研究においても、従来の先祖祭祀での墓参といった慣習に否定的な当事者の分析等を通じてなされ

ている。^③またこれらの動向と関連すると思われるが、檀家や場合によってはそれ以外の人の遺骨も含め一カ所に集めて安置し、寺院が供養する永代供養墓も増加している。それにより、そこに遺骨を納めた遺族は個別の墓のような継承問題の心配は解消される一方で、寺院側からは先祖の供養を寺院に任せて自身と先祖との縁を切ろうとする人が現れることへの懸念も指摘されているといふ。^④

ここで本教に目を向けてみると、例えば葬送儀礼は故人の御霊を丁重に弔い、生前の御礼と以後の立ち行きへの願いを神に奏上する中で、遺族らも故人と自身との関係を改めて確認していく営みとして大切にされてきた。そして生活の中で各々の歩みを振り返りつつ、そこに先祖の存在を感じ取るこの意味が様々な語られてもきている。しかし同時に近年、従来に比して遺族の都合によって旬日祭といった儀礼の執行が困難になっている実際や、遺族による故人の御霊への実感が薄らいで来ていると思しき場面への言及など、葬送儀礼や先祖祭祀を仕えていくことの意味に及ぶ問題提起がなされていることも事実である。^⑤

ここまで述べてきたことのうち葬送儀礼や先祖祭祀の形式自体については、それぞれのケースにおいて家族形態の変容や経済的負担といった複合的要因が背景にあり、本稿でその是非を論じるつもりはない。その上で、今日に生きる人間が先祖をどう眼差し／先祖からどう眼差されているのかということは、死生を通じて人間をいかなる関係において捉え得るのかという、本教における救済に関わる重要な論点であると考えるところから、本稿ではこの問題を追究していく。それについては前段で述べてきたように、生きている人間と先祖との関わり、死者を墓所に葬ることや、先祖祭祀を行うことに見る意味、といった点が検討すべき対象として浮かんでくる。本稿ではこれらを本教信仰の問題として考えるについて、金光大神の歩みを事例に取り上げていくこととしたい。^⑥

以下、第一章では精霊回向（安政五年七月一三日）で先祖の精霊が金光大神に語りかけた出来事に注目して、生きていた人間と先祖との関わりについて、第二章では金光大神に墓地の移動を要請する客人大明神の語りに注目して、墓地や土地のあり方に浮かぶ意味について考える。そして第三章では先祖の祭りを促すお知らせと内孫桜丸の死の場面に注目して、先祖祭祀を行うことに問われる人間の有り様について考察していくこととする。

なお、『金光教教典』からの引用は、「金光大神御覚書」（以下「覚書」と略記）、「お知らせ事覚帳」（以下「覚帳」と略記）の章・節・項番号、「金光大神御理解集」の類・伝承者名（または略号）・節・項番号を以て示し、日付は「覚書」「覚帳」に従い旧暦を用いた。また年齢の表記は当時の慣習に従い数え年を用いた。また、その他の資料からの引用については、適宜字句を現代表記に改めた。

第一章 先祖との関わりに浮かぶ人間 — 精霊回向での先祖の語りをもとに —

「はじめに」で触れた通り、金光大神は安政五年七月一三日の夕刻に精霊回向を仕えていた。精霊回向は盆に家々で先祖の精霊を迎えて供養する行事である。^⑨この日は精霊を迎え入れる日に当たっていたため、各家では仏壇の掃除をして位牌を床の上に出して祀り、精霊を迎えるべく水と花を持って墓参に出かけた。そして日が暮れる頃、家の外では水棚の下に精霊を迎えるための火を焚いたという。^⑩かつての精霊回向は一家の当主が一人で営むのが普通だったことから、金光大神が仕えていたと考えられる。そのときのことを金光大神は、以下のように振り返って記している。

七月十三日、先祖精霊回向仕りと思ひ、早うに金光大神様へご奉灯、御礼申しあげ。私口へお言わせなされ。戌の年、今晩は盆と思つて、精霊回向へ氣を寄せ。灯明、油少のうても火は消えん。はや、晩からなんぼうになりやあ。母妻ともここへ来い、物語いたして聞かせる、なにかお知らせあり。

ところへ、小田、八右衛門殿みえ、聞いて、常住このいに（このように）言われるかと問われ、今夜はじめてと申し。おやめに相成り候。私もさがり、同人に相對仕り候。用向きすみ、同人帰り。

私、祇園宮ご縁日にて、奉灯、ご祈念願ひあげ。また金光大神様お知らせあり。家内中へ、うしろ（大橋家）本家より八兵衛と申す人、この屋敷へ分かれ、先祖を教え。戌の年さん、お前が来てくれたで、この家も立ち行くようになり、ありがたし。精霊御礼申しあげ。

次に、客人大明神、近江国よりまいり、この所おさまり、八百三十一兩二年になり。墓所、氏子がそばへいたし、これを場所変えるように頼みます、と申され、私聞きおき。

〔覚書〕5-15

この日、金光大神の口を通じてまず金光大神が言葉を発し、来訪者によつて中断した後、再び金光大神、精霊、客人大明神が次々に語り始めたことされる。注目したいのは、金光大神の口からこのような存在が言葉を発したという、その出来事そのものが持つ意味についてである。後に述べる通り、金光大神は長年にわたつて精霊回向を仕えて来た中で初めてこうした出来事が起きており、本人にとつてにわかに理解し難いこととして遭遇したのではないかと推察される。そこで改めて引用から氣付かされるのは、神や精霊から「戌の年」「戌の年さん」との呼びかけがなさ

れたと金光大神が受け止めていることである。場面としては金光大神が先祖の精霊を迎え入れる日の出来事であったが、呼びかけられることによって金光大神が神や精霊に捉えられ、そこに生じた世界に直接触れた事態の一端が垣間見られよう。^⑫

ちなみにこの日の出来事は「覚帳」には、「同じく七月十三日、口でお知らせに相成り」(「覚帳」2-4)と記されており、自らの口を通じて神のお知らせがあったことのみが取り上げられている。^⑬ところが明治七年以降に執筆された「覚書」では右のように先祖の精霊に呼ばれた様子を含めた出来事の流れて書き記されている。ここからは、金光大神によってこのときの出来事が心に刻まれ、やがて神や先祖を通じて遭遇した世界の感触が文字に表されて、繰り返したぐり寄せられていたであろうことが想像される。そこで本章ではまず、このような出来事が精霊回向の場面で起きたことに見られる意味から考察を進めていきたい。

このことを考えるについて、まず「覚書」に記された「七月十三日」という日付に目を向けると、それは天保七年に金光大神の義弟が六歳で病死した日であった。この義弟の死去に関して金光大神は、「同じく申七月十三日七つ時」(「覚書」2-1-1 (傍点引用者、以下同))と時刻まで記している。七つ時は現在の時刻で午後四時頃に当たる。ここから、通常であればまさに精霊を迎え入れようとする準備を整えていたそのとき、義弟が死去したことが分かる。養父は当主として精霊回向へ思いを寄せる只中で実子を亡くし、当時二三歳の金光大神はその様子を目の当たりにしたと考えられる。また金光大神にとって、義弟の死はそれのみで完結する事柄ではなく翌月に死去した養父、さらに三人の子女や二頭の飼牛の死に連なる「七墓」の端緒として把握されることとなる。ここからは同日に精霊回向を仕えていく営みそのものに、それを中心的に担う一家の主や養家の実子を初めとする家族が相次いで命を落

とした事実が記憶として埋め込まれている可能性が浮かび上がる。この日、金光大神の口を通じて神や精霊たちが語りかけてきた意味を探るについて、まずこうした点に留意したい。

ではそうとして、なぜ前述の出来事は安政五年に至って生起したのだろうか。金光大神は養父の死によって家督を相続して以来、既に二〇年以上にわたって七月一三日には精霊回向を仕えていたと見られるのである。そこで考えてみたいのが、安政五年は養父親子が死去してから二三回忌に当たっている点についてである。金光大神は養父親子の七回忌に当たる年(天保一三年)に四歳の長男を痲病で亡くし、さらに長男の七回忌の年(嘉永元年)には二歳の長女を亡くしている。その一方で金光大神は、この時期に前後して二男、三男、四男と子供を授かっているが、長女の三回忌の年に嫡男であった二男と飼い牛を、その翌年(一回忌)に二頭目の飼い牛を亡くした。後に金光大神が「七墓」を築いたと捉えた家族や飼い牛の死はこのように一、三、七回忌に重なる形で生起している。その後安政二年には金光大神自身が「九死一生」の病を得て床に伏せたものの命を落とすことなく全快し、そして二頭目の牛の七回忌に当たる安政四年も家族の死は記されていない。その上で改めて当時の養家が属していた仏式による供養のあり方に注目すると一、三、七、一三、一七、二三回忌……と数えられることから、安政五年に迎えた養父親子の二三回忌とはそれまでの一連の死に続いて迎える区切りの年忌に当たっていたことが明らかとなる。

通常でも精霊回向においては先祖を迎え入れる営みを介して、今生きている者たちがそれぞれに死者となった人々への意識を高めることになろう。そうした一般的な意味に加えてこれまでの考察からすると、金光大神は家督を継ぐという点では同じ立場にあった養父や、その可能性を持っていた義弟が命を落とした事実を想起しつつ、二人の二三回忌の年にあつてなお一家の者たちや自身が命を永らえていることへの感慨を胸中に秘めていたのではないか

と思われる。金光大神の口を通じて神が語り始めたのはそうしたときであった。

その日金光大神は精霊回向へと気持ちがあつていたので、普段より金乃神に拝礼する時間を早めていたようである。神はそのことを「戌の年、今晚は盆と思うて、精霊回向へ気を寄せ」^⑭と指摘しているが、興味深いのは金光大神の不意を突くように、「戌の年」と呼びかけていることである。精霊回向自体が年に一度の特別な行事であつたが、金光大神は長年にわたり仕えてきた中で、このとき初めて神の言葉を口走つたことからすると、それまでの精霊回向とは別の位相における世界に直面したと思われる。「灯明、油少のうても火は消えん。はや、晩からなんぼうになりやあ」と、通常と違つてなかなか消えない灯明の火に注意を向けたとする神の言は、その事態にあつて抱かされた金光大神の戸惑いを映しているように思われる。ではこのときどのような仕方で世界が現れていたのだろうか。

このことを考えるについては、金光大神だけでなく養母や妻も話を聞くよう神から求められている点を見逃せない。当時、家には金光大神夫妻と養母（五八歳）、そして一四歳から一歳までの五人の子供たちが暮らしていた。金光大神が精霊回向を仕えていた時刻は日が暮れてからであり、養母や妻らは夕食の片付けや翌日の盆行事のしたく、子供の世話などをしていたと想像される。神はその手を止めて精霊回向の場に来るよう求めた。それまで神の言葉を口にするなどなかつた金光大神は、恐らく普段とは口調や仕草も異なつていただろう。養母と妻は怪訝な思ひを抱きつつ、仕事や子供の様子を気かけながら金光大神のもとに参じたと考えられる。そして二人はそうした意識のまま金光大神に向き合い、金光大神は神の言葉を語り始めたことになる。

これは客観的に見れば異様な光景だつたらう。このとき、何も知らずに訪問してきた森田八右衛門が「常住このいに（このように）言われるか」と尋ねたとされるところに、その場面に遭遇した者の心情が窺われる。森田は金

光大神より五歳年長の従兄で、早くから親交があつたとされる人物である。そのため彼の驚きは、長年接してきた普段の金光大神と、このとき目にした様子とのギャップを示していると思われる。その森田の問いかけを受けて家族が「今夜はじめて」と、このようなことは初めてであると返答している。⑬⑭それを受けて神は語りを止め、金光大神も神前を下がつて森田との用件を済ませたという。森田と具体的にどのようなやりとりが交わされたのかは不明だが、そのときには金光大神も通常の対応をしたと考えられる。そして森田が帰り、金光大神が祇園宮への祈念を始めたところで再び神が語り始めている。そこで神は養家の先祖について教え、続いて精霊が養家が立ちゆくことになつた礼言を述べたとされるのである。ここで興味深いことは、神は突然訪れた森田の用向きに合わせる形で語りを一旦中断し、彼の帰宅後、金光大神による祇園宮への拝礼と共にまた何事もなかつたかのように語りを再開している点である。

神や精霊が金光大神の口を借りて言葉を発するという、金光大神や家族にとって経験したことのない出来事は精霊回向という非日常な場で起きたことである。しかしまた同時にこの出来事には森田の訪問に見たような、通常の生活が交錯していたことにも気付かされる。このような点に関わつて、養母と妻が家事の手を止めてその場に呼ばれていたことに再び注目してみると、神が養家の先祖について語ろうとしたことからすれば、一家の者として知つておくべき内容を聞くために呼び出されたこと、まずは考えることが出来よう。しかしながら一方で、仮にその内容を知ること重点が置かれていたならば、神から聞かされた内容を金光大神が記憶しておいて、後に家族に伝えることも出来ただろう。先行成果でも指摘されている通り、養家が八兵衛（大橋家より分家）により再興されたこと自体は金光大神にとって目新しい事実ではなかつたと推定されることからすれば、養母と妻がその場に立ち会わさ

れたこと自体に関心が及ぶ。ここからは、その口を通して神や精霊が語るといふ出来事そのものが、第一の当事者である金光大神のみに閉じられておらず、むしろ一見そういうこととは無関係に営まれている暮らしに密着し、その意味を明かすべくあったことが窺われるのではないだろうか。そうしたとき神と精霊の発話行為について、どのように考えられるのか。それらが金光大神の口を通じて語られたという点に注目して、さらに考えていきたい。

振り返ってみると、その数年前から金光大神には神の意志に触れる機会があったが、¹⁹精霊回向においてはこの時点で、神のみでなく精霊までが金光大神の口を借りて語り出している点に特徴がある。そこで精霊の語りに注目すると、養家の先祖について語る神に続いて金光大神の口から礼言を発している。先述の通り、神が語ったのは養家を八兵衛が再興したという伝承についてだった。そのことから、礼を述べた精霊とは金光大神において、八兵衛へと視線が向けられながらそれより前に断絶していた川手家や赤沢家の者を含む先祖たちと措定して論を進めたい。そうとしてここで先祖たちが述べた「この家も立ちゆくようになり」との言葉は先行成果において、先祖Ⅱ家における歴史的なるもの、とりわけ養家の先祖による無礼が金光大神によつて全的に引き受けられる道がつき始めたことへの確認を、金光大神に求めるものだったと解釈されてきている。²⁰この先祖の言葉については、その時点で二度にわたつて断絶した家を当主として存続させていることから、結果的には養家にまつわる歴史を金光大神が担っていることへの感謝を含むものとして確認しておく。その上で考えたいのは、金光大神という人間の身体に先祖たちが表出していることの意味である。

一三歳で川手家に養子入りした金光大神は、養父親子を亡くしたことから二三歳で家督を継ぎ、その二三回忌に当たる精霊回向の日に先祖たちの言葉を語っている。ここで金光大神が語る言葉を紡いでいるのは先祖たちである。

それまで金光大神自身は会ったことがない先祖たちが、その瞬間に金光大神の口を通してその場に現れ出ていることになろう。しかもその先祖とは、八兵衛など名前が明らかな者だけでなく、当時にあつては既に知れなくなった者も^②含んでいたと考えられる。このとき、金光大神はそうした先祖を感取していたわけだが、逆にいえば金光大神もまた名も知れぬ彼らに感取されることによつてその場に顕現している。そのような声が重なり合い、自身に繋がる先祖の歴史が堆積した存在として、金光大神が立ち現れていることが知らされているだろう。しかもそうしたときに注目されるのは、このような存在として一人の人間が現れていることが、既述のような日常との交錯において示されていることである。事実としては精霊回向という行事において、金光大神の身体を介して顕現したことだが、それは妻や養母にとつても知られるべき人間の有り様として現前している。このとき金光大神自身と、その様子に接した養母や妻にとつて、眼前の世界や自らが人知の及ばない存在と密接に関わるものとして現れていたこととなるだろう。

さて、こうした神と先祖たちとのやりとりに続いて、今度は客人大明神が金光大神に墓所を移動するよう要請している。次章で詳しく述べる通り、この神は大橋家に繋がる家（大橋・古川・川手（赤沢））が長年にわたつて祀ってきた神で、やはり初めて金光大神に語りかけている。ここからは、このときに養家の先祖と金光大神との間に生じた関わりが、客人大明神の語りをも引き寄せたであろう意味を考えさせられる。その上で金光大神が客人大明神からの依頼を感じ取つたという点に注目すると、右のような状態で現れた人間と墓地との関わりにおいて何らかの問題が窺われると予測される。そこで次章ではこの点について考察を進めていく。

第二章 墓地のあり方に浮かぶ問題 — 客人大明神の要請をもとに —

金光大神を通じて語り始めた客人大明神は、近江国からこの地へやって来てから「八百三十一両二年」になると明かし、さらに氏子が傍らに造成した墓地の場所を変えるよう依頼した。金光大神はそれを受けて「私聞きおき」(「覚書」5—5—8)とのみ記している。客人大明神とはその名が示す通り、他所から来た神のことである。一族が住んでいた大谷村は一七世紀後半に新田開発が進められるまでは海の底にあった²²⁾。よって客人大明神はその遙か以前に近江から流れ着き、この土地で祀られるようになったと告げたことになる。伝承においては木綿崎山の松に舟を繋いでいたところに客人神の札が流れ着いたともいわれ、いつの頃からか眼病の神として信仰されてきた²³⁾。また近江の地名が見られるため、同地にある日吉大社の摂社「客人社」との結び付きが指摘されている²⁴⁾。

その客人大明神を大橋一族が祀ることとなったが、それはもともと石造りの小祠に過ぎなかつたとされる。祭日は九月四日、五日で、四日に祠の前で幟を立てて御神燈を供え、夜には株内の者が大橋家(本家)に集まって客人大明神に拝礼し、本家が用意した御馳走を囲んで昔話などをしたという²⁵⁾。彼らがいつどのような契機で客人大明神を祀り始めたかは不明だが、こうした場で一族の起源や先祖に関わる伝承などが語られ共有されていったものと考えられる。これに似たようなものとして大谷村および近隣地域では、後年でも祭り日を定めて先祖の祭りを行う習慣が諸処に見られ、やはりそれらの場では皆で食事をしたり、中には太夫を呼んで神楽を舞ってもらおうといった事例も報告されている²⁶⁾。こうしたところから大橋一族にとって客人大明神とは、年に一度はそのもとに集って彼らのルーツを確認し、一族の紐帯を保つ上で少なからず重要な意味を帯びていたと推察される。

しかし考えてみればこの客人大明神は村人にとつて、もとは見知らぬ遠路をたどり近江から流れ着いたという神だった。農耕を主な生業としながら村に暮らす人々にとつて外の世界とは、様々な者や物が行き交い彼らの生活に活力をもたらし得る空間であると同時に村の秩序を脅かす異界でもあった。²⁷ そのため外からやってくる者とは、人々に欲待され村に新しい文化をもたらすばかりでなく、日常を脅かしかねない存在として眼差される対象ともなる。この客人大明神について見ても、先に触れた通り眼病の神として信仰を集めている一面があった。また繋がりが指摘されてきた日吉大社の摂社「客人社」の祭神である白山神にも、人々に醍醐（乳製品）を施すとの伝承がある。だが同時にこの白山神は渡来系の神であり、韓国の巫儀における「客人」が疱瘡神を意味する場合があることから、それとの類縁性が指摘されている。この場合の「客人」とは、丁重にもてなすことによつて穏やかに帰つてもらいたいという願いの表現となる。²⁸ 客人大明神と日吉大社の「客人社」の直接的な関連を示す資料は確認されていないため速断は出来ないが、先の異界論を併せて考えてみると客人大明神とは、一族に加護をもたらすと同時に扱いを誤れば災難をもたらしかねない厄介な存在としてあつた可能性が浮かぶ。その神が金光大神に氏子の墓地を移動するよう求めたことになる。

このことについて先行成果では、後年（明治六年八月一九日）の天地金乃神からのお知らせに注目している。そして、神の土地を自分たち人間の土地であるかのように考えて墓地を造成してきた、先祖および金光大神の姿勢が問題にされると解釈している。²⁹ これは後年の天地金乃神によるお知らせから導かれた解釈だが、改めて客人大明神からこの依頼がもたらされたことへの疑問が生じる。そこでその点に注意しつつ、ここで今一度検討しておきたい。

このときに客人大明神から移動を求められた墓地とは、一族の共同墓地を指すと考えられる。明治二五年の「墓

「籍簿」³⁰によると同墓地には、大橋家本家、大橋家分家、古川家分家、金光家（川手、赤沢）が所有する墓碑が確認される。そのうちで最も古いものは大橋家本家に属する女性の墓碑（享保二三年（一七二八）で、次に古いものは金光大神の養家を再興した八兵衛の墓碑（寛保三年（一七四三））となっている。そしてそれらを含めると同墓地全体では、客人大明神の要請があった安政五年（一八五八）以前に建てられたと見られる墓碑が、二五基程度存在していたと考えられる。³¹ここからは同墓地がこの時点で、既に一二〇年近くにわたって多数の先祖たちが埋葬されてきた場所であったことが分かる。その意味でここは客人大明神と同様に、一族の紐帯に関わる象徴的意味を帯びていたと考えられるのだが、それを金光大神を介して移動する要請とは何を意味するのだろうか。

このことを考えるために、安政五年時点で同墓地にあったと考えられる二五基の墓碑の内訳を示しておく、大橋家（本家・分家）のものが約七割を占め、建立年代も一七〇〇年代から一八四〇年代の新しいものまで満遍なく確認できる。また古川家分家については二代にわたる当主の夫婦墓や娘の墓碑が確認され、建立年代は大橋家と同様である。次に養家の墓碑を年代順に見ると、先に触れた八兵衛（寛保三年（一七四三）、「金光ユワサ」³²（延享三年（一七四六））、金光大神の曾祖父文治郎の娘（小時・宝暦九年（一七五九））、八兵衛の妻（石野・宝暦九年（一七五九））、文治郎の妻（テル・安永六年（一七七七））のものが確認できる。なお文治郎の墓碑は後に金光大神の四男萩雄（金光大陣）によって建立されたため対象から外したが、もしそれ以前に別の墓碑があったとすれば死亡年の寛政二二年（一八〇〇）頃建立されたと考えられる。以上から安政五年時点で同墓地に葬られていた養家の先祖は、曾祖父文治郎の家族までであったことが判明する。³⁴養母については西側^{にむか}の墓地に埋葬されたと伝えられる。³⁵

このように養家では養父の代になってから、少なくとも五〇年近くにわたって同墓地に墓碑を建立しておらず、³⁶

先行成果の解釈とは異なつて金光大神も同墓地に養父や子供らを埋葬してはいないことが分かる。⁸⁷⁾ 従つて金光大神が客人大明神の要請に従ふとするなら、遙か以前に一族の先祖が造成し、この先も大橋家や古川家が新たな死者を葬る可能性が高いその場所を移動させることになる。このことからすると、一族が祀る神である客人大明神が同墓地の成り立ちに直接関与していない金光大神に対して、一族との間に波風を立てるかのような要求をしていることに疑問が生まれる。

しかしここで看過できないのは、同墓地には養家を再興した八兵衛や曾祖父文治郎の家族までが葬られている点である。先述の通り、精霊回向に際しては精霊を迎えるため墓参に出かけることになっており、養家を再興するべく養子入りした金光大神にとつても、定められた手順を踏みつつ精霊回向を行うことは当然の如くに求められる務めであつた。⁸⁸⁾ こうしたことに加えて、八兵衛が大橋家から分かれてきたことも考慮したとき、その先祖が葬られる場所が金光大神のルーツに関わる場所であつたことには違いない。その上で金光大神に先の要請がなされた意味を考えると、墓地の成立にどう関わつたかといつた事情を超えたところで、自身が存在している意味に迫ることとして客人大明神の言葉が響いたのではなかつたか。但しそうとするとこの要請を金光大神が「私聞きおき」として、実際に墓地を移動するに至らなかつた点はどう考えられるだろうか。

このことに關して、同墓地には少なくとも二一〇年以上の過去から先祖が葬られてきたことは先述の通りだが、客人大明神はそれより遙か以前（「八百三十一両二年」）からこの地にあつたことを告げていた。これについては単に古くからこの地にあつたことが明かされただけで、それ以上の意味はないとの考えもあり得る。しかしながらその神を一族が祀つてきたことを思うと、遠方から流れ着いた神でありながら実際にはそうした神を祀ることで共同

体が成立し、一族の先祖をはじめとしてこの地に住む人々の存在と暮らしが成り立ってきたことへの目配せが促されていたのではなからうか。いつの世にあつても死を迎えた人間の体は、いずれかの仕方でどこかの場所（空間）に収まり以後その一隅を占め続けることになる。このときのことでは、客人大明神が遙か以前から祀られてきた場所に位置する墓地に埋葬された先祖の体は、まさにその土地の一部となっていた。このことは子孫によつて意識されるか否かを別にして厳然たる事実としてある。そうしたとき前章で窺つた通り、先祖たちの歴史が堆積した存在である金光大神ら子孫たちもまた、先祖を介してその土地およびそこを守る神と切り離せない関係にあることが分かる。そうしたとき客人大明神による墓地移動の要請とは、日々の暮らしにおいてともしれば、そのことへの眼差しを失いかねない人間の有り様を指摘するものではなかつたか。なおこの精霊回向の際の出来事が金乃神の語りに始まり、そこから先祖の精霊、客人大明神の語りへと導かれていった流れを考えると、客人大明神による要請の背景には、より広く人間が生活全般を営む土地を司る金神の働きも読み取れよう。^⑩

以上のことからこの要請は、人間が存在する以上は避けて通れないこととして触れていながら、気付かずに過ごしている問題を示唆していると思われるが、注目されるのはこのことが先祖たちが現れている場面で告げられていることである。それは金光大神に告げられた客人大明神からの要請でありながら、生きている人間だけでなく今まさに現前している先祖も含まれる問題が表出しているのではないだろうか。ここに、先祖たちの語りに続けて客人大明神が初めて言葉を発した理由も窺われる。しかしそうとして、このような客人大明神からの依頼を受けた金光大神が、そのことを一族の者に相談したといった記述や伝承は見られない。恐らくは、他村から来た養子の身でそうした提案を行うこと自体が現実的でなかつたと推察される。また考察してきたことからすれば、仮に墓地を他所

に移動したとしても、やはりそこも神の土地であることに違いないことから、根本的には解決しないまま漂い続ける問題としてあつた可能性がある。金光大神はこのようなこととして客人大明神の言葉を聞き受けた感触を持ちながら、後に「私聞きおき」と書き記したのではないだろうか。それは客人大明神の言葉を「聞いた」者において、その後も抱え続けられたことの意味を考えさせるものであろう。そしてその後、同年一二月二四日には、先祖と土地の関わりを示すお知らせがもたらされることとなる。

先祖のことお知らせ。前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成り。元は海のへりに柴のいおりかけいたし、おいおい出世、これまでに四百三十一両二年になり。この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。海々の時、屋敷内四つ足埋もり、無礼になり、お知らせ。

私養父親子、月ならびに病死いたし、私子三人、年忌年には死に。牛が七月十六日より虫気、医師、鍼、服薬いたし、十八日死に。月日變わらず二年に牛死に。医師にかけ治療いたし、神々願ひ、祈念祈念におろか（おろそか）もなし。神仏願ひてもかなわず、いたしかたなし。残念至極と始終思い暮らし。

天地金乃神様へのご無礼を知らず、難渋いたし。この度、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし。うちうちのこと考えてみい。十七年の間に七墓築かした。年忌年忌に知らせいたし。

実意丁寧神信心のゆえ夫婦は取らん。知つてすれば主から取り、知らずにはすれば、牛馬七匹、七墓築かする、というが此方のこと、とお知らせなされ。恐れ入りてご信心仕り、家内一同安心の御礼申しあげ。

ここでまず神は先祖のこととして、かつて養家の南側にあった川手多郎左衛門家が断絶し、同家の位牌を引き継いだ家も絶えたが、それはこの地が海であった頃に「四つ足」が埋まり金神への無礼になっていたからだ、と告げている。多郎左衛門とは養家の始祖とされる人物で、八兵衛が養家を再興したときにもこの名前を名乗ったといわれる。^④ そうしたとき精霊回向の際に神は、養家を再興した八兵衛に重点を置く形で先祖のことを伝えていたが、今回は同じ先祖という言葉を用いながら八兵衛より遡って歴史が語られた点に注目させられる。ここから金光大神は、養家の先祖を多郎左衛門にまで遡って捉え返すよう、改めて神から押さえ直されたものとまずは解することが出来よう。ここには、土地にまつわる金神への無礼により二度にわたって断絶を味わった、先祖たちの痛みの記憶が埋め込まれており、しかもその無礼は金光大神における家族の「七墓」をも招いたこととして語られている。それだけに金光大神は、知らないうちに触れてしまっている無礼の恐ろしさと共に、それを神が知らせてきたという事実の重さを、先祖を介して感じさせられたのではないだろうか。

そうとして神が指摘する多郎左衛門という先祖に目を向けると、それは生没年未詳のいわば伝承上に捉えられる如き性格を帯びた人物であった。また「四百三十一両二年」という年月も、それを知らされた金光大神にとつてはやはり具体的な想像が及ばない長さの時間ではないだろうか。^⑤ そこで確認させられるのは金神に関する遙か以前の先祖たちが生きて死ぬ中で触れた無礼をも含めて、金光大神が自身の無礼として捉え直している点である。金光大神は右のお知らせを受けながら「四百三十一両二年」という時間を超えて、八兵衛より前の先祖に遡って知らされた無礼と、彼らの思いとを我が身に関わることとして受け止めようとした様子が窺われるのである。ここには客

人大明神の要請に窺ったような、人間が暮らしを営みやがて葬られていく中で避けられなく触れる問題を先祖を介して自らに体認させられ、その道付けを願われる者の姿を見ることが出来るかも知れない。ではそうしたとき、暮らしの中に先祖がどのように立ち現れ、神によりいかなる先祖との関わりが要請されることになるのか。

次章では、明治二年に神から告げられた「先祖の祭り」および内孫桜丸の死去の場面に注目してこの点を考えていきたい。

第三章 先祖を祭祀すること暮らしのゆくえ——「先祖の祭り」と桜丸の死をもとに——

I、「先祖の祭り」に見る先祖

精霊回向の翌年、安政六年に金光大神は神から家業を差し止められ、取次に専念することとなる。その後、金光大神が先祖の祭りのお知らせを神から受けるのは明治二年になってからだが、ここではまずその三年前に起きた養母い、わの葬儀前後の動向により、金光大神における先祖との関わりの二端を見ておく。

養母は慶応二年九月八日の早朝に死去し、翌日の夜に仮葬が営まれた。そして翌月の本葬は、浅尾藩士として京都に出仕していた三男浅吉が帰省し、同じく藩士であった四男萩雄と共に帯刀で行列に加わるなど、仏式にて「にぎにぎ」しく仕えられたという〔覚書〕14―7。このような養母の葬儀にまつわる一連の流れにおいて興味深いのは、彼女が死去した直後の神による金光大神への指示である。このときに神は金光大神に、一時も祈念を止めてはならないと告げ、死者のもとへ駆け付けることさえ差し止めたという〔覚書〕14―4―2。神の言葉は、家族の死を前に

した金光大神に対して改めて自らに求められる構えを確認させるかのような響きを感じさせる。

そこで今少し養母の葬儀とそれ以降の金光大神の動きを追うと、葬儀に際しては養父母の回向料や謝礼などを丁寧に納めると共に、一回忌も遺漏なく務めた様子が窺われる。そして、九月の一回忌に続いて一〇月と一二月にそれぞれ回向料を納め、金光大神がそれらを「先祖代々日拝お頼み」として押さえ直している。^④これらは明治期に金光大神が一枚の紙に記しており、冒頭では多郎左衛門に始まる先祖の由来に触れられ、続いて養父の死により改姓したことや、自身が金神からおかげを受けたこと、養父母の死、右に述べた養母の葬儀や一回忌のことが見られる。こうした資料の性格も考慮すると、先祖代々続いてきた檀那寺との関係を養母の一回忌を区切りとして解消すると共に、先祖たちの供養はこれまで通り檀那寺に託すべく取り進めていたように読める。

その後、金光大神は明治元年九月二四日に金光大神権現から生神金光大神へと神号が改められ、神から先祖の祭りを催すよう告げられたのは翌年の明治二年三月一五日だった。

巳三月十五日、当年より、先祖の祭り、毎年九月九日十日に、身内、親類、此方へまいらせ。

一つ、そのほか祝い、祭りは延引（中止）いたさせ。

一つ、親類勤めは子供にいたさせ、と仰せつけられ。

〔覚書〕17―2―1―3

このお知らせで神はまず金光大神に、先祖の祭りを仕えて身内や親類を参拝させるよう促すと共に、それ以外の先祖祭祀に関わる祭典は取りやめること、また金光大神が関与してきた親類勤めを子供らに任せることを求めている。

明治二年三月という時期に、このような先祖に関わるお知らせが下ったことについては、前年の閏四月に神祇事務局が発した布告に基づく宗教制度の影響が指摘されている。^{④③}それは神職とその嫡男に限って認められていた檀那寺からの離壇および神葬祭を、他の家族にまで広げることを意味していた。金光大神はそれ以前の元治元年に神道宗家白川家に入門し、慶応二年に金光河内の名を授けられ、翌三年二月に金神社神主に取り立てられていた。そしてこの度の布告を受けた後に神葬祭へ移行していったことになる。この点について金光大神が記述したと目される^{④④}ところを窺うと、まず金光大神夫妻が明治元年の四月頃に神葬祭を仰せ付けられたとされる。実際には右の布告が発せられたのが閏四月であり、それ以前ということは考えられないことから閏四月頃に神葬祭を仰せ付けられたと思われる。次にそれ以外の家族について見ると、明治二年八月九日に社寺司局より神葬祭を仰せ付けられたことが分かる。^{④⑤}ここから金光大神夫妻より一年以上後になって家族全員の神葬祭が認められ、同時に寂光院との寺檀関係が解消したことになる。

そこで改めて右のお知らせが下がった日付に注目すると明治二年三月一五日だった。見てきたようにこの時点で金光大神夫妻は離壇しており、金光大神は神職として葬送儀礼や先祖祭祀を仕える立場に置かれていた。とはいえ仏式で営まれてきた年忌供養や盆、彼岸など各家ごとの行事は、神葬祭において明治初年のこの時期には未だ確立していない状況だった。またお知らせでも、毎年九月九日一〇日に行う祭り以外は止められていたことから、各家ごとの行事の内容を包摂しつつ、大橋一族のところで見たとような、身内、親類を呼び寄せた祭りとして新たに先祖の祭りを仕えるよう求められたと考えられる。^{④⑥}なお併せて「親類勤め」を子供にさせるよう求められているので、このお知らせが夫妻のみならず家族全体にとってのあり方に及ぶ内容を持つていたと思われる。この「親類勤め」

の内容としては、氏神祭りなど慣例化した祝い事における親類付き合いが想定されてきたが、それらに加えて従来通りに仏式で営まれる親類の葬儀や年忌法要なども排除できないだろう。

そうとして、先祖の祭りについてのお知らせがあった明治二年三月時点では、子供たちは寺檀関係が継続していたため、仮にこの時点で彼らの誰かが死去した場合は仏式で供養されることになる。この点については、夫婦と子供の間で神葬祭の移行時期に一年以上のズレがあったため、彼らにとっても自明のことだったろう。ところが先に見た通り、この度のお知らせでは先祖祭祀に関与する金光大神のあり方が明示される中で、従来の仏式による先祖祭祀を介した親類付き合いや、その先にあつて子供の檀那寺でもある寂光院との関係を測っていくよう求められている。そうするとこのお知らせには金光大神のみならず子供のあり方にまで及ぶ内容が含まれているため、そこに見ていくべき問題が現れているのではないか。

そこでこの点について、お知らせで指示されている先祖の祭りの「先祖」に注目しつつ考えてみたい。前章で指摘したように金光大神は安政五年二月二四日のお知らせで、養家の先祖について八兵衛よりさらに遡って多郎左衛門の名を告げられていた。そこで先祖の祭りでの先祖もまた多郎左衛門にまで遡る養家の先祖たちまで含めて考えることが必要となる。養家の先祖については先祖の祭りのお知らせがあつた明治二年時点で、最も年代を遡る「清月宗安」(延宝九年(一六八一)から「眞峯妙貞禪定尼」(養母いわ・慶応二年(一八六六)まで一六名が寂光院において供養されていたが、^{④⑧}八兵衛より前の先祖については二名しか過去帳に記載がないことから不明の先祖も多^{④⑨}くいたことが推察される。お知らせではこうした先祖たちをそのままに、先祖の祭りにおいて金光大神が祭祀していくことを求めたと考えられる。その上で先祖の祭りの日程が九月九日一〇日であることに目を向けると、それが

金光大神の時代から続いてきた金光大神の祭り日に併せて仕えるよう求めたものと考えることが出来る。金光大神の祭り日については「九日十日は、守り、眷属の祭り日である。眷属と言つても、狐狸は連れない」（理解Ⅱ高橋富枝48）との「理解」があり、神の使わしめ（眷属）としてある金光大神の祭り日だったと受け止められる。このように見てくると、金光大神を通じて神の威徳が顕現される世界に、引き続き檀那寺で供養されていく者をはじめとする先祖たちをも同時に位置づけながら祭祀することへの求めが浮かぶ。そこにはこれまで寂光院を通じてなされてきた先祖祭祀など地域の宗教的土壌との関わりを介して、ここから金光大神に現されていくべき先祖との関わりが確認され、形づくられようとしていく様が見受けられる。

そうしたときに見過ごせないのは、安政五年一二月二四日のお知らせを受けたときに金光大神が、先祖に関わつて神話的とも言える時間の中で重ねられてきた無礼を、自身のこととして受け止めようとする様子が窺われたことであり、それも含めて先祖の祭りにおいて神との間で捉え直されようとしていることであろう。ではそれらも含め先祖の祭りは具体的にどのようなあり方を示し、人間にいかなる有り様を求めるものなのか。この点について、再び先祖の祭りについて神から告げられた、金光大神の内孫桜丸の死去の場面に注目して考察を進めたい。

Ⅱ、桜丸の事例から考える先祖の祭り

明治一四年閏七月二四日、前日まで広前で遊んでいた萩雄の長男、桜丸（四歳）が急逝した。葬儀は死の翌日に営まれ、神道式で行われたという葬祭行列には金光宅吉や攝胤親子といった家族や安部家、藤井家らに加えて、大橋家（本家、分家）、古川家など大橋一族の名前も確認できる。桜丸の死について神からのお知らせがあつたのは葬

儀の二日後で、金光大神は「覚帳」にまず「一、祠掌五年」「お上でも見せしめ、回し俵ということあり」「覚帳」25―22―1、2」と記しており、桜丸の父萩雄の祠掌としてのあり方を問われたものと受け止めたことが分かる。萩雄は明治一年五月二四日に大谷村の氏神社である賀茂神社の祠掌に就任していた。そして人々の求めに応じる形で、同神社を初め、早馬神社や金乃神社といった様々な神社を祈禱先とする祈禱行為を営んでいたとされ、翌一二年には近隣住民の要請で度々コレラ祈禱を行っていた実際などが明らかになっている。⁶²ここから桜丸が死去した明治一四年当時、そうした萩雄の祠掌としてのあり方は近傍に知れ渡っていたのではないかと推察される。こうした動きに加えて、明治一〇年から再開していた金神社建築に関わる問題も考えられる。この社殿建築は、そもそも萩雄の賀茂神社祠掌職就任に伴いその付属舎の名目で認可されたものであったが、実際の建築運動においては、寄進勸化や宮地の選定に関わる人々の思惑が交錯する中で再三神の懸念が表明されていた。⁶³この点について萩雄が札を出したことが神の意に沿わなかったとする伝えもある。⁶⁴桜丸の死の翌月八月二日には次のお知らせがもたらされている。

一つ、金光桜丸、父三十三歳厄晴れ、父の身代わりに立ち。なんと神というものはこういうものか、えらいものじゃのうと申すように、先を楽しみ。
〔覚帳〕25―23

ここで神は桜丸の死を父萩雄の身代わりであったと告げている。先に触れたように萩雄は祠掌になってから彼なりに地域住民が持ち込む願いに応じるべく与えられた責を全うしようとする様子が窺われた。またそれと同時に金神社の建築に際しては神の意に沿わない行いも伝えられていたが、こうした動き全体が祠掌としての有り様として

神から問題視されたということになるか。しかしそうしたとき先行成果で指摘されてきたように、萩雄の祠掌就任は桜丸の誕生、宅吉の結婚と共に「三度の吉」〔覚帳〕22―22―4、明治二十二年六月二十七日〕と祝うべきこととして捉えられていたこと⁵⁶から、萩雄だけに問題の根を押しつけて済まされる性質のものではなかった。そうしたときむしろそこには萩雄の祠掌就任を歓迎したであろう金光大神をはじめとする家族や、祠掌としての彼を頼る周囲の者まで射程に入ってくることになる。その上で神は、今直面している出来事が、後になって「なんと神というものは「…」という形で、驚きと共に振り返りつつ承服されるであろうことを楽しみに待つよう指示している。しかしこのお知らせを受けた時点では金光大神にとつても、それがいかなる形で成就するかは明かされていない。

なおこのときのことについて金光大神は、「八月二日御四らせ 一金光櫻丸「…」父乃身がわりニ立道引。さきノ事神様 御くり合ニ也と私をもち⁵⁷とも記している。父萩雄の身代わりに立った桜丸が導いていくのである、と神からお知らせがあり、それを受けた金光大神が、先々のことは神が練り合わせると思わされていたようである。⁵⁸その後、神からは萩雄夫妻について「桜は花見るばかり、あとのためにならんこと」「こんどは九月、祠掌男子、来（来年）五月樂しみ。男生まれ、名は金光喜四雄とつけい」〔覚帳〕25―26―1、2〕と、桜丸のことは諦めて翌年に産まれる男子を楽しみに待つよう促すかのようなお知らせもなされている。しかしながら子供を亡くして間がない萩雄夫妻や金光大神等にとつて、それはどのようなあり方を指すものなのか。このことについて考えさせるお知らせが、九月一四日に神からもたらされている。

一つ、金光櫻丸、五十日祭祭典ですみ。世間には死んで難儀。此方には死んで先のおかけ。先ため、生まれ変

わり、利口発明、寿命長久願ひ。先で、むかわりの、年忌弔いとはいうことなし。先祖祭りに、九月九日十日、祭りいたしよし。

〔覚帳〕25—28

神は桜丸の供養について、五〇日祭の祭典を区切りとしてその後は仏教で年忌弔いというところの式年祭などは必要とせず、毎年の先祖の祭りで祀っていくことを求めている。先に述べた通り明治二年のお知らせによつて、先祖の祭り以外の先祖祭祀は神から止められたと見られるので、右の内容はその延長上に捉えてよいだろう。この点は、慶応三年に養母の一回忌（むかわり）が丁重に仕えられたことと対照的である。ここで神は金光大神に、世間では人が死ねば難儀とされるがこれを先のおかげとして捉え、さらに桜丸が先のために生まれ変わり、利口発明、寿命長久となるべく願うよう促している。先に見てきたように金光大神は精霊回向で遭遇した出来事を「覚書」に記していたが、金光大神はそれを手元に置きながら、そうでしかあり得ないとしても桜丸が先祖と共に祀られていくことや、彼に関わつて触れられてきたかも知れない無礼の意味について考えさせられていたのではないだろうか。

そうしたとき神が告げている「生まれ変わり」について考えてみると、まず先に触れた菘雄の次子が思い当たる。そして桜丸の「生まれ変わり」である次子の健やかな誕生と利口発明、寿命長久を願う方向へと思いを切り替えるべく神が求めたと考えられるだろう。ここまでの流れを振り返ると、閏七月二四日に桜丸が亡くなってから、八月二日には「父の身代わり」と示され、同二三日には菘雄の次子が翌年に誕生することが予示された後、さらに九月一四日のお知らせで「生まれ変わり」を告げられている。急逝した桜丸について、その意味を求め続ける菘雄や金光大神らとの関わりにより、神からの意味づけがもたらされている様子が窺われる。ところが菘雄の次子に注目す

ると、当初のお知らせとは男女の別や出生時期共に異なっていたことが指摘されているように、神にとつても自明なことではなかった。このことから、「利口發明、寿命長久願い」とする神の言葉からも窺われるように、そこに込められるべき人間の願いのあり方が深く関わるものとして浮上する。そして「生まれ変わり」として誕生するものが誰であれ、亡くなった桜丸が菘雄の「身代わり」とされた意味の重みが増すことになるだろう。とりわけ菘雄たち家族にとつて、亡くなったのが幼い子供だった事実との関わりでどう問われたのだろうか。

そこで念頭に上るのは、かつては「七才までは神」「三つまでは神のもの、七つまではお客さん」など、幼児が神の世界に属して一時的に人間界を訪れているとの考え方があったことである。少し遡るが安政三年の大谷村「宗門御改寺請名歳帳」を窺うと、金光大神の四人の子供のうち記載されているのは三男（一二歳）と四男（九歳）のみで、長女（六歳）と五男（二歳）の名はない。^⑫ここから大谷村でも幼児は未だ不安定な存在と見られていた実際が示唆される。金光大神が近藤藤守に語ったとされる以下の「理解」にも、こうした考えを彷彿とさせるものがある。

子供は、五歳まではわが子と思うなよ。五つまでにけがをさしたら親の罪で、五歳以上になれば本人のところがじゃ。五歳までに死んでも、わが子ではないから悲しむにおよばぬが、わが罪あることを神様へおわび申して、育つ子をいただくのじゃ。
 （理解Ⅰ近藤藤守31）

金光大神は近藤に対して、子供が五歳以上になれば怪我をしても本人の責任であるとし、一人前の人間として認めめるような言葉を発したとされている。そしてその一方、五歳になるまでは「わが子」と思うな、あるいは「わが子」

ではないと告げており、幼児を神の世界に属すると見做す民俗的心性に通じるように思われる。ところがこの「理解」で興味深いのは、五歳までは「わが子」ではないから親は免責されるかといえはそうではなく、怪我をさせたり死なせたりした場合にはそれがまさに親の罪と明言されているところである。この罪が具体的にどういったものかは語られないが各々の罪を神にわびて、次には成長していく子供を神から授けられるべく待つことが求められている。

この「理解」について近藤は、いつどのような状況で金光大神から聞かされたのか、といった事実関係を伝えていない。近藤夫妻には子供がなかったとされるので、この内容が彼の見知っている具体的な誰かを念頭に語られたのか、あるいはより普遍性をもって親子関係の道理が明かされる中で語られたのか、といったことも不明である。その上で「理解」を受けたのがいつ頃かを考えると、彼が金光大神のもとに初めて参拝したのが明治一四年正月三日（新曆二月一日）とされるためそれ以降だと思われる。桜丸の急逝は近藤の初参拝から七ヶ月あまり後の閏七月二四日（新曆九月一七日）のことだったので先後関係は不明だが、时期的な面を考慮に入れるとここで語られている内容は、萩雄と桜丸親子にも無縁では済まされない響きを持つのではないだろうか。そうするとこの「理解」は、桜丸の死を父萩雄の祠堂職に関わらせて問う先のお知らせにも重なり合い、親である者の有り様をより厳しく見つめるものとして現前することとなる。

しかし考えてみれば、通常、子供を亡くして最も辛い思いをするのは残された家族であり、とりわけ親はその責任を感じて自身を苛み続ける場合さえあるのではないだろうか。桜丸の死後、繰り返し神からお知らせがあったことと背景に、金光大神や萩雄による意味の問い返しを窺われたのは述べてきた通りである。また「理解」の中にも「悲しむにおよばぬ」との文言があるが、これはわが子を亡くした親が悲嘆するからこそ意味を持つ言葉であろう。そ

う考えるとこの「理解」は、ただでさえ苦しんでいる親に対して何を語りかけているといえるのだろうか。そのことについて再び「理解」に目を向けると、五歳までは「わが子」と思うな、「わが子」ではない、とされていた言葉に改めて注目させられる。ここからは、幼い子供の怪我や死はあくまで親の罪であるとされながら、その親が子供に関与できる前提が、既に神の領分に属することとして視線を反転させられるからである。その文脈において、「わが罪あることを神様へおわび申して、育つ子をいただくのじゃ」との言葉も、人間として為すべきことを為しつつ神に向かうことの意味を問うものとして追ってくる。桜丸が菘雄の「身代わり」であったとされることに関して指摘された菘雄の「罪」も、彼のみの問題ではなく周囲の人間、さらには人間の及ばない範囲をも遠望させるかも知れない。そうしたとき神から求められた、桜丸を先祖の祭りで祀っていくことについては、そこにいかなる意味が浮かぶのだろうか。

先祖の祭りは金光大神の祭り日に併せて仕えられ、神の威徳が顕現される世界に先祖が位置づけられるべく願われたであろうことは既に述べた。桜丸についてもこの点は同様であると考えられ、菘雄らは毎年の祭りで願いを込めていくことを神から求められたろう。その営みを続ける中で、自らを願う主体であると思っていた人間が、実は「桜丸あつての」という形で、反照的に自らの存在を感取させられるときの到来が、神から待たれていたのではないか。⁶³ 菘雄は桜丸の埋葬に関わらせて次の伝えを残している。

「孫が杖を引く」と言うことありて、これが先に都合のあることじゃ。」

と仰せられ居たるが、桜丸様死去の時其筋に願い、内含みにて新墓地を今の所に拵え、後に表向きに願出でら

れたるが、若し旧墓地なりしならんには、今の教祖の祭事となりては不都合なりしなり。旧墓地は荒神原にあり。
(難しかりしも)

(資料 金光大神事蹟集「二八四 金光萩雄」)

ここでは「孫が杖を引く」という表現で、金光大神がいづれ自身も桜丸と同じ場所に葬られるであろうことを述べたとされる。そして続く「これが先に都合のあることじゃ」との言葉において萩雄は、旧墓地でなく現在の場所に金光大神が葬られたために、その後の祭典が不都合なく執行できていると捉えている。旧墓地というのは西側の墓地を指すと考えられる。⁶⁴「不都合」とされる理由は、旧墓地の広さや広前からの遠さなどが思い浮かぶが、具体的には述べられない。ただ後に祭典が仕えられることになった木綿崎山上(現近藤藤守奥津城付近)および金乃神社と比較しながら、こうした発言が生まれたと推察される。⁶⁵実際には、仮に旧墓地に金光大神が葬られたとして、後の祭典が仕えられなかったか否かといったことを知ることは出来ない。⁶⁶しかしながら金光大神の祭りに併せた先祖の祭りで祭祀することとなった桜丸の存在が、結果的に後の者にとって金光大神の祭典を仕えることに繋がったものと萩雄が捉えようとしたことが窺える。先に「別の帳」において、父の身代わりとなった桜丸が導きとなる、との神のお知らせを受け、先々のことは神が繰り合わせると思う金光大神の様相を窺った。このような金光大神の様相や「孫が杖を引く」との伝えからは、桜丸急逝の意味を神に問いそこに現れる世界に響く死者の声に耳を澄ませうとする姿が浮かぶ。また右の伝えを残したとき、金光大神に向かいその祭りに参与せしめられていた萩雄にとって、桜丸が自らの有り様を導くよう神から差し向けられ、その根幹とも位置づけられる先祖⁶⁷としての意味を帯びた存在として立ち現れていたのではなかったか。

そうとして先に述べた通り、菘雄の祠掌職は彼自身に留まらず、金光大神家族やその周囲にまで及ぶ者たちの期待や作用の中で成立していた。そのことへの眼差しが失われたとき、「身代わり」とされる存在の意味そのものが無に帰されるものと考えられる。ここまで見てきたように先祖の祭りとは、神話的な時間を経て蓄積したとされる先祖の無礼をも金光大神が我がこととして受け止め、さらにそれを神との関係に位置づけていく営みを含むと思われる⁶⁹。その無礼とは、いわば人間が生きていく上で本人にも分らないまま触れざるを得ないこととしてあるという意味で、人間の存在そのものに密着していた。この先祖たちが生きてきた土地の上で、祠掌としての菘雄や金光大神、さらには助けを求める人々も様々な営みを続けてきたことになる。その先祖の祭りに桜丸が入っていくということ、菘雄のみならず今述べた全ての者のあり方が問われていったことを暗示しているのではないだろうか。その意味で人々が生きる中で触れてきた無礼に関わる問題とは金光大神や菘雄らのもとに限られたものではなく、先祖を通して今のわれわれも見させられているのであり、それが神との関係で捉え直され続けることが人間の有り様として求められていると考えられるのである。

お わ り に

新たに分家をする、十人が九人まで、うちには先祖がないと言うが、大きな間違いじゃ。みな先祖というものがある。先祖様と言うて家々にまつらねばならぬ。

(理解Ⅲ 御理解拾遺 37)

これはもともと伍賀慶春が伝えた金光大神の「理解」で、原文では「うちには仏様がない」となっていたが、前後の文脈から先祖と解釈されたと考えられる。そうとしてここでいわれているように、人間的感覚からすると分家を構えるといった場合に、先祖はもとの家に付随するものとして自身とは切り離されて観念されがちであったことが窺われる。そして金光大神はそのような人を前にして、自身が触れてきた世界に促されつつ神から「理解」を語らせられたことになる。見てきた通り、人間は見も知らぬ先祖の歴史が堆積した存在としてあり、先祖たちは家が絶えたり檀家制度を解消したりといった事情を超えて、神との関係で位置づけられるよう願われる存在としてあった。またそうした営みの中では、親子の間柄でありながら長幼の順を無効にするような事態の出現を待つよう、神から促しを受けることもあった。ここまで見てきた様相からは、人間が生きているその根源にある響きに耳を澄まし、そこへの道付けに向けた神への願いの行方が問われていると思われる。

なお稿を閉じるにあたって述べておかねばならないのは、金光大神自身は神から先祖の祭り以外の先祖祭祀を止められていたが、参拝者に対して式年祭を催さないよう求めたとする記録は残っていないことである。この点に関しては本稿での考察からすると、式年祭を行うか否かといった問題というより、先祖が生を営む中で織りなすこととなった神との様々な関わりや、彼らが暮らし、また葬られた土地と現在の自身との関係などに思いを寄せつつ、神や先祖に向かう生活の有り様が重視されることになろう。その上で、特に形を改めて祭典が行われることは、むしろ勸奨されることだと思われる。^⑨

(教学研究所所員)

① 一般に先祖とは、家系の初代、または初代以降の家長、その家で祀らなければ他のどこでも祀られない人の霊を指し(柳田国男)、祖先崇拜は、家の構造そのものに胚胎する(竹田聰洲)、家と同族に固有の行事(米村昭二)とされるという。これらから先祖とは系譜的連続性という特徴を持ち、家との関連で規定されてきたといわれる(井上治代)「死者儀礼」のいま」井上治代他「葬送のかたち」死者供養のあり方と先祖を考える」俊成出版社、二〇〇七年、六〇七頁)。なお先祖と祖先という用語については、前者は日本の歴史と民俗に根ざし、後者は儒学的教養を背景に ancestor の訳語として確立したが、両者の用法に明確な差異は認められないとされる(森岡清美「祖先崇拜と先祖供養」同右「葬送のかたち」一五六―一五七頁)。本稿でも先祖という言葉を用いる場合、右のような一般的な意味を念頭に置いている。そうとして後に見ていくように、金光大神が記した先祖という言葉自体も概ねこのような意味を持つものと考えられるが、本稿では金光大神において先祖が感取された場面に浮かぶ意味世界を今日の人間に向けられた問いとして追究する意図から、「先祖」概念の定義づけを目的にはしないことを予め断っておく。なお教学研究の先行成果も、後述の福嶋論文や松沢論文を初めとして、金光大神において表出された文脈に即して、先祖を扱ってきている(論述の中で部分的に先祖に触れた論文は多数があるが同様の傾向を示している)。

② 佐藤弘夫「死者の花嫁―葬送と追想の列島史―」幻戯書房、二〇一五年。

③ 内田安紀「現代日本における葬送と自然―「自然に還る」というイメージをめぐる―」『宗教と社会』第三号、「宗教と社会」学会、二〇一七年。

④ 辻井敦大「先祖祭祀の変容と寺院の参与―水代供養墓の建立とその意図に注目して―」第二五回「宗教と社会」学会大会発表、二〇一七年。

⑤ 「教会現場から考える 生と死の今日的課題」『金光新聞』二〇一五年五月一七日号。

⑥ 本稿では「覚書」「覚帳」の記述に注目して考察を進めるが、金光大神は「理解」においてもしばしば先祖に言及している。試みに大別すると次のようになる。(1) (家などの)根幹とされる者(理Ⅱ高富33)、(2)信心する際の拜礼対象(理Ⅱ石銀3、同伍慶20、理Ⅲ理拾37)、(3)子孫の側が無礼とならないよう努める対象(理Ⅰ山定22)、(4)子孫の信心によって神の加護を受ける者(理Ⅱ近藤47、理Ⅲ道案2、同5)、(5)代々にわたって罪や無礼、めぐりといった負の要素を重ねてきた者(理Ⅰ近藤26、同山定10、理Ⅱ金萩2、同津治20、同鳥四1、同難幸12、同藤き3)。一見して明らかのように(1)と(2)と(3)、(4)と(5)など相互に関連すると思われるものもあり截然と区別できるものではない。その上で興味深いのは、(5)無礼などを重ねてきた者として説かれた「理解」を伝える者の多さである。

この点については先祖から重ねられた無礼を明かされた安政五年二月二四日のお知らせを初め、本稿で検討する内容とも密接に関連するものと考えられる。なお祖先という表現も二例あり、それぞれ右の分類の(1)(理一徳健3)、(4)(理三尋求89)に相当する。

⑦ このときのことについて教学研究の先行成果「福嶋義次」安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈―伝承の世界と信仰の世界―」紀要『金光教学』第九号、一九六九年)では、伝承的な生(養子・家督相続人としての生)と信仰的な生(「金乃神下葉の氏子」としての生)との相克と一致という視点から解釈している。そしてこの取り組みにより、翌安政六年の立教神伝がもたらされる背景など金光大神の歩みを俯瞰する視座が与えられることとなった。そうして「覚書」の解釈方法を開拓する一連の取り組みとして為された同成果では、右の視点により、金光大神が生きてきた伝承的、日常的境界と、神や先祖が住まう世界とをいわば空間的に二分した上で両者の関係を測りつつ、日常の意識が克服される形で論を展開している。そのため金光大神が出会わされた世界の現れそのものが、日常の只中を生きる人間にとつて持つ意味が改める疑問となる。その上で、このときのことや金光大神の記憶に刻まれ「覚書」に記されていくように、その世界の現れが時間的な観点(過去、現在、未来)を含みながら金光大神に経験されていく様相を検討することは、

今現在生きている人間の生という時間のスパンを超えた視点から、人間存在の意味を捉え返していく営みに繋がると考えている。

⑧ 毎年九月九日一〇日に先祖の祭りを執行するよう神から告げられた、明治二年三月一日のお知らせについては松沢光明が詳細に検討している(「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」紀要『金光教学』第二六号、一九八六年)。ここでは、養家の代々の先祖が新たに「金光家」(神の家)の先祖として位置づけられる様相を示すと共に、先祖、身内、親類、さらに信者氏子も神との新しい縁に繋がれた同信的信仰集団の共同性を培うべき内容としての「先祖の祭り」の営みに、統合的に位置づけられることが求められたと論じている。本稿ではこのお知らせがもたらされた背景や、想定される祭典の形など主に事実関係に関わって随時松沢の論も参照しつつ、再び先祖の祭りについて述べられる桜丸の死去の場面にも注目することを通じて、そこに浮かぶ様相を今日の人間と先祖との関係に向けた問いとして考察したい。

⑨ 家の外には水棚というものを設けて無縁仏の供養も行った。こうした営みを通じて功德を積み、生きている者たちはもとより先祖たちも救いにあずかることを願ったとされる(「大谷周辺の葬送儀礼について―寂光院主尼玉氏よりの聞き書き―」金光大神九〇一)。

⑩ 「精霊回向」についての資料聴取並びに収集に関する報

- 告」(金光大神五八七、前掲「大谷周辺の葬送儀礼について」。
- ⑪ 同右「精霊回向」についての資料聴取並びに収集に関する報告。但し昭和五九年実施の調査によると、近年は当主に代わってその妻が仕えることが多くなつたとされる(同右「大谷周辺の葬送儀礼について」。
- ⑫ 死者、歴史、言葉等をめぐる若松英輔との対談で中島岳志は、自身が話す日本語は死者に由来するものであり、従つて話をするときには喉元に死者が存在している感覚を持ち慄おのくことがある、と述べている。それは、人間は単独の存在ではなくて死者や過去と繋がりが、大きな生命の器として生きている、という感覚だという(中島岳志、若松英輔「現代の超克」ミシマ社、二〇一四年、一五〇頁)。ここで述べられていることは、一人の人間を死者や、死者によつて生きられた歴史との関わりから捉えようとするものである。その上で興味深いのは、そうした問題が、喉に死者を感取して慄くという身体感覚に導かれる脱自的事態から捉えられている点である。本稿ではこうした指摘に示唆を得つつ、人間が日々の生活において、神や先祖、そして先祖が神との間で刻んだ歴史等との関係でどう照らし出され、いかなる促しを受けるのかということの本教信心の問題として考察する。
- ⑬ 「覚帳」は慶応三年一月二四日から明治元年にかけての時期に執筆が開始されたと考えられている(藤井潔「お知らせ事覚帳」の執筆開始時点に関する考察「金光教学」第二四号、

一九八四年)。

- ⑭ この神の言について本稿では、無意識的に精霊回向に深く気持ちを寄せていることを金光大神に気付かせることになつた、その発語行為そのものに注目する。なお先行成果では、精霊回向を仕える金光大神の意識の動きに注目するところから、金光大神が神への拜礼と精霊回向とを区別して捉え、結果的に前者が後者の追加的行為となつていくことへの神による問題指摘として解釈している(前掲福嶋「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈」七九〜八〇頁)。
- ⑮ 通常、菜種油が使用されたが貴重だったため少量しか用いられず、五〜一〇分程度しか火がもたなかつたとされる(前掲「精霊回向」についての資料聴取並びに収集に関する報告)。従つて神が指摘した時間もそれほど長時間ではなかつたと推察される。
- ⑯ 「人物志」『金光大神 総索引 註釈 人物志 年表』金光教本部教庁、昭和三〇年、八八頁。彼は後に広前の世話係になる人物でもある。
- ⑰ 森田に返答した可能性がある者としてまずは、神、金光大神、養母、妻のいずれかが想定される。しかしこの記述では「今夜はじめてと申し」と謙譲語が使用されているため、神の言葉ではないと判断される。教祖伝記では新、旧版共に家族(養母、妻)が返答したと解釈している。また金光真整は、この返答に続いて神が語りを止め、金光大

神が「私もさがり」と記述していることに注目している。そして「私もさがり」の「も」の意味を、誰かが「今夜はじめて」と返答したので、私（金光大神）も、下がったとの意に解すると、養母か妻が返答したことになると指摘している（講座「金光大神覚」第六七回「金光青年」第一八九号、金光教育年會連合本部、一九七六年、七〇八頁）。この金光の説は文脈的に妥当であると思われるため、本稿でも家族が返答したものと措定して論を進める。

⑱ 前掲福嶋「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈」八三頁。

⑲ 例えば安政二年に起きた金光大神の大患の際は、義弟の古川治郎に憑依した神から、金光大神が母屋の普請の際に豹尾、金神に無礼していたことを知らされた。また安政四年には、実弟の香取繁右衛門に憑依した神から屋敷宅替えに対する費用負担を頼まれ受諾している。金光大神は繁右衛門を通じてその後も神との関わりを継続し、安政五年正月には神から「金乃神下葉の氏子」と名指しされるようになった。さらに金光大神自身においても、同年の三月十五日には手に神のお知らせを受けるようになり、それから何かにつけて神意を尋ねるようになったと「覚書」に記されている。

⑳ 前掲福嶋「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈」八四～八六頁。

㉑ 寂光院の過去帳に記されていた養家の先祖のうち、八兵衛以前の者は「清月宗安」（俗名不明・延宝九年（一六八一））と「法月知友」（俗名不明・享保二年（一七二八））の二名のみである（「寂光院過去帳」について）奉修所一〇九。このことから当時の金光大神も、既に断絶していた川手家や赤沢家の先祖について詳細を知るとは難しかったと推察される。なお「清月宗安」と「法月知友」については、金光大神によって慶応三年に「清月宗安禪定門」、「法月知友禪定尼」と戒名が改められた上で新たに位牌が調えられている。この両者については多郎左衛門夫婦であるとする見解もある（前掲松沢「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」七二～七三頁）。しかし両者は俗名が不明なことや、後者の没年が数世代以上の隔絶がある八兵衛の没年（一七四三年）と一五年しか違わないこと、また高野山宝蔵院西国過去帳の大谷分の慶長一八年（一六一三）の項に「太郎左衛門自身が道円禪定門という戒名を納めた」との記述があり、この戒名の主が多郎左衛門だとの伝えもある（「金光教典人物誌」金光教本部教庁、一九九四年、一二三頁）。以上から本稿では両者の人物特定は保留しておく。

㉒ 『金光町史 本編』金光町史編纂委員会、二〇〇三年、二八八～二九〇頁。

㉓ 金光真整「大谷村の年中行事（二）」『金光教学』第四集、金光教学院研究部、一九四九年、一〇六～一〇七頁。その

他に次のような伝承もある。

一、まろうおと神（客人神）、近江より流され来らるる。
 一、ひちや神（七夜神）、木綿崎山に祭り有りしを此の
 二神、教祖様に頼みに来られて教祖様の御比礼を以て
 天地金乃神の御末社に入れて下されたしとの事。教祖
 様承知なされて金乃神様の御山に祭る。松の樹ボキリ、
 えらい音して二本ありし松、一本折れる也。

〔資料 金光大神事蹟集〕九八三 中堂仙太郎

②4 前掲福岡「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈」
 八七頁。

②5 前掲金光「大谷村の年中行事（二）」一〇三〜一〇四頁。
 なお、かつて客人大明神の社は金光大神の家のすぐ東の山
 上にあつたが、明治二四年に金之神社が建立されたとき、
 客人大明神の隣にあつた七夜様と共に金之神社の後ろに祀
 られた。そのときの社は岡本駒之助が金之神社と共に奉納
 したという（同一〇七頁）。

②6 『金光図書館報 土』第九五号、金光図書館、一九七一年、
 二九〜三一頁。

②7 赤坂憲雄『異人論序説』砂子屋書房、一九八五年、二八
 〜二九頁。

②8 川村湊『牛頭天王と蘇民将来伝説―消された異神たち―』
 作品社、二〇〇七年、七六、二五五頁。

②9 前掲福岡「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈」

八七〜八九頁。

③0 同墓地の管理者であつた大橋家本家の大橋敬次郎名義で
 明治二五年九月に作成された帳簿。内容としては、各墓碑
 の持主とされる家の代表者氏名や分かる範囲での墓碑情報
 （死亡者の氏名年齢、死亡年月日、俗名および戒名・諡、埋
 火葬の区別および年月日、形状、建設年月日および施主）
 が記載されているが、死亡者の俗名を初め事実不詳の欄も
 目立つ。筆跡が複数存在することから執筆は各家の代表者
 が担当したようである。金光家の欄には持主として金光大
 陣（萩雄）の名が記されている。なお大橋本家に関しては
 明治二五年以降に死亡した者の墓碑も昭和一四年まで順次
 加筆されている（『墓籍簿』金光大神八八七）。

③1 夫婦や親子など複数の名が刻まれている墓碑もあるため、
 葬られている者の数はそれ以上になる。八兵衛の息子で金
 光大神の曾祖父に当たる文治郎の墓碑（墓碑銘「金光文治
 彦命」、施主金光大陣（萩雄）は後年に建立されているた
 めカウントしなかつた。もっとも萩雄が建立する以前に古
 い墓碑があつた可能性は否定できないがそれを示す資料は
 確認できない。

③2 大橋家本家が一〇基、大橋家分家が七基、古川家分家が
 三基、金光家が五基。

③3 生前の姓は川手であつたと推測されるが「墓籍簿」には
 金光と記されている。戒名は「清教信女」。「墓籍簿」には「金

光八兵衛母 十四郎娘」と記され、延享三年に八九歳で死去したことになる。しかし八兵衛はその三年前に九九歳で死去したと記されていることから、「墓籍簿」の記述に従えば八兵衛の方がユワサの年長者となる。このようにユワサが八兵衛の母であるとする「墓籍簿」の記述には矛盾が生じる。なお小野慎一郎によると八兵衛の母親は「某（黒崎村屋守 六兵衛娘）」とされ（金光家過去帳「奉修所 二九七」）、「墓籍簿」の「十四郎娘」という記述と異なる。以上から本稿では、ユワサと八兵衛や金光大神との続柄については保留しておく。

- ③④ 祖父善兵衛の墓碑はこの墓地に存在するという説もある（金光真整「講座 金光大神覚」第七回『金光青年』第一二九号、金光教青年会連合本部一九七二年、一三頁）。しかし「墓籍簿」および平成一二年の本所調査記録（教祖奥城周辺の墓地墓碑調査〈川手家・大橋家・古川家〉金光大神一〇五）においても善兵衛の戒名（「圓山融貫」）が刻まれた墓碑は確認できない。全ての墓碑に刻まれた戒名や諡等が特定されているため、同墓地に善兵衛の墓碑は存在しないと判断される。なお養父衆治郎については後述のように、西側の墓地（現金光教本部教庁の西側に位置）に埋葬された可能性がある。
- ③⑤ 古川このの伝え（金光大神「金光教本部教庁、昭和二八年」）。同墓地にある平板の墓碑には、中央に「金光家遠祖歴世親族 家族之奥城」と刻まれ、その右側に「金光太郎左衛門 初代」

（養家の始祖）、「金光伊和」（養母）、「金光太郎左衛門」（養父）、左側に「金光亀太郎」（長男）、「金光楨右衛門」（二男）、「金光知勢」（長女）ら家族の名が刻まれている。筆跡は萩雄のものだと伝えられている（前掲金光「講座 金光大神覚」第七回、一三頁）。

③⑥ その理由は伝えられていないが、可能性の一つとしては墓地全体の広さの問題が考えられる。平成一二年の調査記録によれば、明治二五年の「墓籍簿」に記録された墓碑がほぼそのままの配置で立っており、その間隙を埋めるようにして新たな墓碑が建立されている。安政五年時点でも山を背にして三重、四重に墓碑が連なっていたため、それ以前からの早い段階で墓地の広さが問題となり、養家では別の場所に墓碑を建立した可能性がある。なお現在では近年実施された改修工事により墓地全体が拡張されている。

③⑦ 二男楨右衛門が死去した際には金光大神の親類や実母が墓参りをしたとされるので（覚書「217-3」）、金光大神はいずれかの墓所に楨右衛門を埋葬したことが分かる。これについては、先に触れた西側の墓地にある墓碑に、養家の始祖に加えて、養父母や子女（亀太郎、楨右衛門、ちせ）らの名が刻まれていたことから、金光大神が西側の同墓地に家族を埋葬した後、どこかの時点で萩雄が墓碑を一つにまとめた可能性が浮上する。後述する通り、明治一四年に萩雄の長男桜丸が死去した際には現在の教祖奥城に当たる

場所に埋葬されたが、このことを振り返る中で菘雄は、「……旧墓地は荒神原にあり」（資料 金光大神事蹟集 二八四 金光菘雄）と述べている。「荒神原」というのは、西側の墓地のすぐ南に荒神社が位置することから同墓地のある近辺を指すものと考えられる（ちなみに荒神社の東は「荒神下」と呼ばれている（金光町教育委員会、金光図書館編「金光町の地名」金光ライオンズクラブ、一九九三年、八七頁）。このことから、大橋一族の墓地を使用しなくなつてから桜丸が死去するまでの期間は、西側の墓地に家族が埋葬されていたものと推察される。菘雄が先の墓碑を建てたのは、桜丸が死去し西側の墓地に新たな死者を葬らなくなつてからであろうか。なお祖父善兵衛もこの墓地に埋葬されたか否かは不明である。

③⑧ 安政五年から三〇年以上後の記録ではあるが、「墓籍簿」に記載された養家の先祖は「金光八兵衛」など、金光姓で表記されている。この時期の当主は菘雄だが、金光大神が彼らの墓を養家のものとして普段から意識させられていた延長上にあると思われる。

③⑨ 福嶋義次は、人間が生死を含み込んだ営みを許される基底を（地）とし、それを支配するのが金乃神すなわち金神であるとの解釈を示している（金神、その神性開示について―金光大神理解研究ノート―）紀要「金光教学」第一七号、一九七七年、一八頁。

④⑩ 前掲『金光教典人物誌』二二四頁。

④① ちなみに竹部教雄は、金光大神が養子に来て間もない一三、四歳の頃に養父母からこの伝承を聞かされていたのではないかと推定している（安政五年十二月二十四日のお知らせの「解釈」紀要「金光教学」第九号、一九六九年、三四、三九頁、四七頁注8）。本論はこの竹部の論に首肯しつつ、なおこの時点で神からのお知らせがもたらされた事実が持つ意味に注目して論を進める。

④② 金光大神の記録によると、葬儀を出した時点で檀那寺に對して、金光大神が養父母の回向料、布施、その他に寺の関係者や葬儀に従事した者への謝礼を支出している。そして翌慶応三年の一回忌（九月八日）には、布施、先祖代々の日拝料、供え物料を納めている。さらに同年一〇月には先祖の回向料、一二月にも回向料を供えており、同年だけで八両一歩、札二〇〇目を「総回向料」として寺に納め、「先祖代々日拝お頼み」と書き記している（覚）管長家六一二一）。

④③ 前掲松沢「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」六二頁。

④④ 金光宅吉が金光大神の帳面を筆写したと目される、「別の帳」（七四丁表）に次の記述がある（同帳については岩崎繁之「金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について」紀要「金光教学」第五六号、二〇一六年、一一―一二頁参照）。前後の日付を勘案すると夫婦が神葬祭を仰せ付けられたのは四月頃であつたよ

うに読める（波線―引用者。以下同）。

同（慶應四年）四月十九日うへ古川三作酉年

願蔵立御礼申

夫婦家主金光河内戊年

五十五才妻辰年四十九とせ

以来神葬祭被仰付候

慶應四戊辰四月

一 御殿様より御門付上下

御配料金光河内え

④⑤ 金光大神の直筆帳面（金光大神直筆帳面2）一八丁表）に以

下の記録がある。同帳面は二〇一五年に教団に提供された資料の一つでその性格については今後の研究を待たねばならないが、本稿では前掲岩崎「金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について」（六二頁）にならって「金光大神直筆帳面2」と呼んでおく。

一 供子にいたるまでも以来

同

家内一道神葬祭

被仰付候

金光河内より

社寺司局

明治二巳八月九日

介役松浦十治郎様え

肴車えび 献上

夫同石之丞

④⑥ 前掲松沢「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」六七～六八頁。

④⑦ 同右松沢「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」八一頁。

④⑧ 前掲「寂光院過去帳」について。

④⑨ 本稿注21参照。

④⑩ 前掲松沢「明治二年三月十五日の神伝に関する一考察」七六頁。

④⑪ 「金光桜丸 神道葬祭行列」（菅長家六一四二）。

明治十四年 辛巳九月十八日（旧閏七月二五日）引用者

一 大麻 藤井■次郎

一 大神 古川玉次郎

一 簾 大橋兼蔵

一 神饌シニセシ 古川忠三郎、大橋時五郎、古川照太郎、大橋金作、古川米松

一 御靈代ミツマンロ 金光攝胤

一 提灯 安部喜三郎

一 棺 古川才治、金光宅吉

一 墓標ボビロウ 藤井常次郎

一 枝傘エダシ 藤井■

一 玉串 会葬人、並女中

一 礼場 大橋時五郎、古川忠三郎

一 留守居 栗尾馬兵衛、藤井春太郎

⑤2 山田光徳「神道金光教会における「祭典儀式」の経験とその意味」紀要『金光教学』第五六号、二〇一六年、第一章参照。

⑤3 宮建築をめぐるこうした動向は、以下の成果を参照のこと。岡成敏正「金光大神における代替りの問題に関する一考察——「覚帳」に綴られた次男萩雄の祠掌職に関わる記述内容をめぐって——」(紀要『金光教学』第三四号、一九九四年)、水野照雄「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」(同四〇号、二〇〇〇年)、竹部弘「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」(同四二号、二〇〇二年)、竹部弘「金光大神の晩年と天地の莊嚴」(同五三号、二〇一三年)等。明治十二年のコレラ流行の時お参りした。その後、金比羅様の木札のような大きな「須佐之男神社」という木札を御本社からいただいて帰った。それを由宇の人が見て、大谷で受けて来て欲しいと言い、二、三人に頼まれたので、金光様をお願いしたが、だれが言っても、もう出さないとこのことで、やめておられた。さらにお願いすると、「神の仰せに逆らうから、逆さ事に遣う」と言って悲嘆された。そのご意味は、神様がお札を出すなどと言われるのに萩雄様が出されるから、息子の桜丸様が死ぬということであった。

「信心している間はもつたいないと思ひ、お札を大切に
するが、信心がすたと粗末になるから出せない」

と仰せられた。

(理解Ⅱ吉田芳助)

⑤5 前掲岡成「金光大神における代替りの問題に関する一考察」、前掲水野「金光大神の晩年における天地書附の意義と取次の姿勢」、前掲竹部「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」。

⑤6 明治十一年七月には、それぞれ神社の氏子(一日と二日)、二か村の議員(二日と三日)を賀茂神社に招いて、萩雄の祠掌就任を祝う酒宴が催されたとされる(「別の帳」(八八丁裏))。

⑤7 「別の帳」(九三丁裏)に次の記述がある。

八月二日御四らせ

金光明神

一金光櫻丸父ノ酉生男三十三才

役はれ父乃身がわりニ

立道引。さきノ事神様

御くり合ニ也と私をもち

⑤8 桜丸の死をめぐることは「桜丸孫が杖を引く。十六年正月」(資料『金光大神事蹟集』五八一—高橋富枝)との伝えから金光大神の死との直接的な繋がりにへの意識が指摘されると共に、他の伝承や「覚帳」の記述なども併せて、死に向かう金光大神がその歩みを孫と共にし、彼が背負った不幸をも担おうとする姿が読み取られてもいる(前掲竹部「金光大神の晩年と天地の莊嚴」二三頁)。

- ⑤⑨ この祭典について、誰がどのような形式で仕えたのかといった事実関係は不明である。
- ⑥⑩ 前掲竹部「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」一四〇一六頁。
- ⑥⑪ 柳田国男は「七才までは神」との諺がほぼ全国的に確認されると報告している（先祖の語「定本 柳田国男集」第一〇巻、筑摩書房、一九六二年、一四六頁）。また福尾美夜は墮胎や間引きなどにおいて、子供を神のもとに戻し再び人間界に生まれ変わることを願った背景に、「三つまでは神のもの、七つまではお客さん」といった考え方があったと指摘している（「官参りのことなど」『岡山民俗文化論集』岡山民俗学会、一九八一年、一一〇～一一二頁）。
- ⑥⑫ 「資料 小野家文書—宗門御改寺請名歳帳」紀要『金光教』第七号、一九六四年、一三二六頁。なお実際には三男と四男の年齢はそれぞれ一〇歳、八歳と記され事実とは相違する。
- ⑥⑬ 萩雄は金光大神から、「信心して長男が亡くなると思おうが、大厄が小厄でお祭代えじゃから。」と告げられたと伝えている。それは萩雄が「人事不省」の大患から回復したこととの関係で述べられ、桜丸と引き替えに命を救われたこととして彼が受け止めていたことが分かる（資料 金光大神事蹟集「二八三 金光萩雄」）。
- ⑥⑭ 本稿注37参照。
- ⑥⑮ 金光大神が死去した翌明治一七年一〇月二八日（旧九月一〇日）には「教祖一年祭」が仕えられ（場所は木綿崎山上との説があるが詳細不明）、同一八年の神道金光教会設立からは毎年九月一〇日に「教祖大祭」を執行することが規約で定められた。同二〇年の教祖五年祭に当たる「教祖大祭」に際しては木綿崎山上に臨時祭場を建築することが決定されており、参拝者の増加から新たに祭場を調える必要が生じたと考えられる（高橋昌之「金光大神の死と「教祖」の発見」紀要『金光教』第四五号、二〇〇五年、第三章参照）。祭典は明治一九年から二三年までは木綿崎山上、明治二四年から大正一〇年までは金乃神社で仕えられたとされ（前掲山田「神道金光教会における「祭典儀式」の経験とその意味」一四四頁）、萩雄がこの伝えを残した明治四三年当時は金乃神社で仕えられたと考えられる。
- ⑥⑯ 金光大神が自身の死後について語ったという以下の言葉を、佐藤範雄が伝えている。
- 此方死なば、屍は苞にして川に流すとなりと土に埋めるとなりと、勝手にせよ。人の死にたる体は空なり、不浄なり。しかし、親を川に流したと言うては、世間もかれこれ言うであろう。菰に巻いても土に埋めておけば、事は足る。御霊のまつりは大切にせよ。
- （理解 佐藤範雄20）
- この伝えからすれば金光大神は、御霊を祀っていくことさ

え大切にすれば、遺体が葬られる場所は問わないと述べたようにも思われる。そうとして、「先に都合のあること」との金光大神の言葉を、金光大神が桜丸と同じ場所に葬られ、後の祭典に影響することとして萩雄が伝えている背景には、後年の祭典場所に必然性が与えられてこの言葉が捉え返された面があると考えられる。

⑥7 本稿注6の「理解」における先祖の分類(1)を参照。

⑥8 なお明治一五年一〇月一〇日には「一つ、宮地こしらえ。

親神天照皇大神宮の宮も地中(境内)へ建てさせ。先祖の宮建て、同じく。大阪白神の宮建て、同じく。そのほか氏子、神になり、同行(同様)に「覚帳」26―20)とのお知らせがある。これについて先行成果では、同一五年一二月一日(「覚帳」22―37)および、同一六年三月一六日(「覚帳」27―5)のお知らせと併せて見解が述べられている。ここでは金光大神の心的世界で象徴的に構築された「神代」の世界像として示され、日本の伝統的な神仏や先祖と同様に生神の働きを体現した人々も神として交感同化し合うとされている(早川公明「金之神社」考「紀要『金光教学』第二号、一九八二年、三〇頁)。これは本稿で考察してきた、先祖を神との関係で位置づけていく営みを、宮を介してより広く捉えるものとして示唆深い。

⑥9 こうした信仰世界は、親に受けた恩を忘れないための法事を重視する以下の「理解」にも通じる。

「ある時、ある人が来て、『金光様、ご縁日は九日十日とのことで、それでは金比羅様と同じですか、お変えになりましてはいかがでしょうか』と申したので、『何も私が勝手に決めたのではなくて、神様からそうせよとおっしゃるのであるから、私から変えることはできない』と答えた」

とお話があった。私も「九日十日のお祭りは、旧暦でいたしましょうか、新暦でいたしましょうか」と伺ったところ、

「それはどちらでもよい。これは恩を忘れないためのものであるから、まあ親の法事というようなものである。それさえ覚えていけば忘れることはない」

(理解Ⅱ市村光五郎14)

現代的知性の再検討と希求される靈性

中 里 巧

本稿は、平成二八（二〇一六）年六月一七、一八日に開催された、第五回教学研究研究会（後掲彙報参照）の講演記録である。

講師の中里巧氏（本所嘱託・東洋大学教授）は哲学を専攻され、キルケゴール思想、北欧精神史、生命倫理学等、幅広い分野で成果を発表されている。講演では専門のキルケゴール思想から説き起し、声の文化と文字の文化の関わり、急速に浸透するインターネットといった諸技術と我々の思考との関係を視野に入れ、いま求められる靈性の問題をめぐって提言を願った。

講師の主な著作は次の通り。『キルケゴールとその思想風土―北欧ロマンティークと敬虔主義―』（創文社、一九九四年）、『福祉人間学序説―生きがい・ぬくもり・ケアの意味を探索する―』（未知谷、二〇〇〇年）、『共生のかたち』（共著）誠信書房、二〇〇六年）、『新版増補 生命倫理事典』（共編著）太陽出版、二〇一〇年）、『ノルウェーを知るための60章』（共著）明石書店、二〇一四年）、他。

はじめに

私の専門は哲学で、研究の発端となったのはデンマークの宗教思想家セーレン・キルケゴール（一八一三—一八五五）でした。私の両親や母方の祖父母、叔父叔母はみな金光教の信徒でしたが、私自身は高校一年生のときにプロテスタント教会で洗礼を受けてキリスト教徒になりました。その後、キリスト教正教の信徒となり現在は金光教の信徒でもありません。このように私自身は現在に至るまで、金光様とイエス様とは切っても切り離せませんが、キリスト教徒として大学生になっても相変わらず理解できなかつたのが「罪」や「原罪」でした。これを理解しようと思つたのがきっかけで、大学二年生のときにキルケゴール思想を読み始めました。現在まで続くキルケゴール思想研究の始まりです。

さて、私が現在所属している東洋大学文学部哲学科の個人研究室は「キルケゴール協会」の事務局を兼ねており、毎年、学会大会での口頭発表や雑誌に掲載する論文を公募しています。しかし昨今の学会の趨勢でしょうか。どちらも壮年研究者の応募は少なく、博士課程在学中の大学院生や満期退学して間もない若手研究者の応募が主流になっています。若手からの応募が多いのは、口頭発表の回数や発表論文の点数が多いほど就職に有利となる不文律があるからです。その一方で壮年研究者の応募が少ない理由には、まず専任教員だと会議や授業、学生指導をはじめとする業務に追われ、本末転倒になっていることに本人も気付かないほど多忙だということが考えられます。また、研究職として一時期はキルケゴール思想を研究対象とするけれども、それを終生続く人生の課題として研究するほどの情熱を維持する困難さもあるかと思えます。

これらは学会や大学で起きている出来事の一つですが、現代的知性とは何なのか、それはそもそも知性や知識と言えるものなのか、という極めて重大な問題性を帯びています。哲学思想の知性や知識が本質的に人生の意味や意義から乖離しており、かつ研究作業や教育研究職を単なる経済的営みとして捉えることが一般化するという、まことに不可思議な事態が出現し、それがあたかも当然であるかのように進行しているのです。

1 近代批判の端緒 — 「不安」と「絶望」 —

現代日本社会が抱える諸問題の大きな要因の一つとして、私は、何らかの仕方による知性や知識の営みの歪み、ねじれがあると理解しています。そこでこれから、現代日本社会の知性や知識の病理に対する私の診断とその処方について述べたいと思います。このような営みを時代批判と言います。

さて現代にいたる日本社会の近代的基礎は、一九世紀中頃から二〇世紀初頭、すなわち江戸末期から明治期にかけて西ヨーロッパから移入したのですが、既にヨーロッパではこの近代西欧社会の基礎に対する根本的批判が展開されていきました。哲学的—心理的—宗教的近代批判に限って言えば、キルケゴールはニーチェなどと共に近代批判者として有名です。時代状況が違いすぎるため、当時キルケゴールが著作等を通して行つた近代批判の内容そのままでは現代日本社会を批判するのにそれほど役には立ちません。しかしこの社会の基層に西ヨーロッパ由来の近代理性が根付いていると考えれば、彼による近代批判を簡潔に展望することは近代批判の基礎を学ぶ意味で重要だと考えます。

キルケゴールは『不安の概念』（二八四四年）、『死にいたる病』（二八四九年）という著書で、主に「不安」「絶望」という気分、情緒を扱いました。近現代批判について語られる場合に今でも「不安」「絶望」が用いられますが、その端緒は彼にあったと言えるでしょう。そうとして彼が私たちに示唆するのは、これら二つのマイナス感情そのものではなく、その発生源となっている「自由」についてです。マルティン・ルターによれば人間の意志は自由ではなく罪の奴隷としての「奴隷意志」に過ぎないのですが、キルケゴールの思想では人間はいかなる状態においても自由を持つていとされ、たとえ罪人でも自由意志を保持すると理解されました。因みにプロテスタントやローマン・カトリックでは、アダムとエバの墮落以降、人間は神に対してことごとく罪人であり自由意志を持たないという「原罪論」を主張するのが主流ですが、キリスト教正教では罪人も自由意志を持つと理解しています。その意味で、キルケゴールはルター派信徒でありながら自由をめぐる思索は極めてキリスト教正教的でした。この場合の自由とは善悪の自由、善悪について思いをはせる自由、善悪を行う自由です。いかなる状況に置かれようとも、人間には自由の余地があり生き方に責任があるとされることから、こうした自由であることのある種の恐ろしさをキルケゴールは「不安」と呼びます。この場合、人間が悪に思いをはせ悪を行うのは、その人が自由にそうしていることになります。人間とは、意識の表層でいくら善を望んでいても不可避的に悪を選択してしまう存在であり、そうした存在であることを感知して「不安」を抱くというのが彼の理解です。そして人間は、善からも悪からも自由でありながら必ず悪を行うという全く希望のない存在であることをとりわけ感知するときに、「絶望」という気分、情緒を持つことになるのです。

キルケゴールが生きた時代の思想状況はヘーゲル哲学体系に象徴的であるように、現代の私たちには想像できな

いほど知性や理性への信頼に満ちていました。保守的で敬虔、高德とされた牧師で神学者でもあつた北ドイツのシュライエルマツハーが説教で公然と「天国や地獄というものは本来存在しない」と語り、デンマークのルター派国教会牧師の大半が「奇蹟が起きたのはイエス＝キリストの頃までであり、もはや近代以降は奇蹟がなくても人間の理性や知性や道徳心によつてすべては解決可能である」と考え始めた時代でした。キルケゴールはそのような当時にあつて、知的合理性では解決不能な問題として悪のリアリティを深く感じ取りました。そして西欧哲学思想の盲点であつた感性や感情に真理や真実を感知する能力を発見し、「不安」「絶望」といった言葉を通して悪のリアリティを語ろうとしたのです。

2 書かれたものは人を真理から遠ざける——『パイドロス』にみるソクラテス

そのキルケゴールがとりわけ尊敬していた哲学者はソクラテスでした。彼はソクラテスの教えである「無知の知」すなわち無知であることの自覚を極めて重視し、自分の思想における根本前提の一つとしていました。無知であることの自覚は、古代・中世のキリスト教正教およびローマンカトリックの修道院や托鉢修道会では「謙虚さ」という徳に相当し、これに対して「高慢」が悪徳でした。

ソクラテスは、無知であることの自覚から人間を遠ざけて高慢にさせる最も危険なものとして書き言葉を取り上げ、これを非難しました。その主張は、彼の弟子であるプラトンが書き残した対話編『パイドロス』（藤沢令夫訳、岩波文庫、二〇一五年）の後半に出て来ますが、書き言葉を非難したソクラテスの思想をその高弟が書き残した事実はまだ

ことに皮肉めいています。また、日本の大学でも教養や専門の哲学概論および哲学史でソクラテスの「無知の知」は必ず教えますが、書き言葉を非難した『パイドロス』の部分はほとんど教えられていないし、哲学者のなかにもこれを知っている人が意外に少ないのもまことに皮肉なことです。メアリアン・ウルフは『ブルーストとイカー』読書は脳をどのように変えるのか?』（小松淳子訳、インターシフト、二〇一四年）というテキストにおいて、大脳生理学の観点から読む行為と脳神経の関係について論じました。そしてそのなかでソクラテスの主張を、①書き言葉は柔軟性に欠ける、②記憶を破壊する、③知識を使いこなす能力を失わせる、と三つにまとめています。ソクラテス自身は読み書きができましたが、真理や真実を追求する営みや姿勢や能力について書き残すことはありませんでした。彼によれば、真理や真実を追究する営みは限りない行為であり、自分自身の考えや生き方も成長させるものであります。そして物事の定義化を繰り返してはその都度協働者と話し合い、議論を高めると同時に協働者同士が互いに精神や生き方を改善し合っていくこの営みが、ディアレクティケー（対話法）と呼ばれているのです。ディアレクティケーの本質は話し言葉の領域にのみ立脚しており、それを推し進める人間の志操や知恵は書き言葉によって致命的に損なわれるとソクラテスは考えていました。また金銭などの報酬を受けることによっても同様の結果を招くとされました。この点も、大学の授業で子細に取り上げられることはまずありません。

書き言葉は、①固定化された知識によって、真理や真実の生き生きとして生成変化する実相を見誤らせる、②知識のモノ化や所有や資格付けなどにより、真理や真実を日常生活のなかで繰り返し希求していく魂や精神の不断の訓練がないがしろにされる、③知識が書き言葉として固定化されることにより、言葉を暗記すれば知識が身についたかのような誤解を助長し蔓延させる。ソクラテスはこのような致命的難点を見抜いていたのでした。

3 声の文化と文字の文化

プラトンは、こうしたソクラテスの哲学思想を対話編という仕方でも書き残すことにより、ソクラテスと行った数々の対話や彼自身の考えについて内面化すること、言い換えれば深く思索することに成功しました。書くという行為は内面的に、自分自身を空間的にも時間的にも拡張していくことで、推敲を重ねて考えを深めたり整合性を高めたりすることを繰り返して自分自身の魂や精神を豊かにします。プラトンはさらにこうした内省を通してソクラテスとの対話を反復することとなりました。西欧的文化特性とは伝統的にこのような書いたり読んだりする文化、言い換えれば文字の文化に立脚してきたと言えます。西欧的近代はまさに書いたり読んだりする知性やそうして作り出された知識の上に成り立っているのです。これに対してデアレクテイケーは実際に話し合うという次元、すなわち声の文化に立脚しています。イエズス会士で言語学者のウォルター・J・オングはその著作『声の文化と文字の文化』（桜井直文他訳、藤原書店、一九九一年）で、ヨーロッパ文化の二大基層として対話的な文化特性（声の文化）と、知識化を希求する文化特性（文字の文化）を取り上げて子細に論じています。

声の文化の代表的担い手はホメロスであり、文字の文化の代表的担い手がプラトンやアリストテレスだとされます。ホメロスは「イーリアス」「オデュッセイア」を唄いあげる吟遊詩人でした。そもそも人類が現在話している諸言語の内でも文字を持つ言語の割合は低く、文字の発生からギリシア文字が確立するまでには数千年の時間がかかっています。それは言語史のなかでは新しい出来事でした。言語史の大半の期間は声の文化で、最近まで書き言葉は話し言葉の補助手段として機能していました。吟遊詩人は数千種類の常套句と百種類近くの主題を記憶しており、

適宜、主題に従って記憶している常套句を配置して唄いあげますが、そこでの主眼は筋立てや話の進行ではありません。聴衆と詩人とその場において一体化するような主題を選び、直ちに話を盛り上げるよう適宜アレンジが加えられていきました。

一般に、声の文化の特徴としては聞き手が望むことが語られ、状況により内容が変化し、生活と密着した実践論理が求められることなどが述べられています。一方、文字の文化は分析や定義を特徴とし内面的思考を深めますが、様々な情報が受け手の状況を考慮せず発信されることなどが指摘されています。その上で、声の文化と文字の文化とが相互に作用し、個人と全体とにおいて深化、統一に向かうことが理想だとされます。

4 現代技術批判―『ネット・バカ』『オートメーション・バカ』『ブルーストとイカ』

そこで私たちが生きる現代に目を向けると、科学技術がもたらす危機的状況が見えてきます。

そうした事態を、科学批評作家でありピュリッツァー賞受賞候補者にもなったニコラス・G・リッカーは、オートメーション（自動化）やインターネットなどを事例として用いて、論じています（『ネット・バカ―インターネットが私たちの脳にしていること―』（篠儀直子訳、青土社、二〇一〇年）、『オートメーション・バカ―先端技術がわたしたちにしていること―』（同、二〇一五年））。彼によれば、近代における労働の機械化は当初、労働者の余暇を生み出し賃金上昇をもたらすと主張する思想家によって賞賛されました。しかし実際には雇用も賃金も減少し続けており、生産量は過剰に増大し続けています。資本主義の論理は労働を取り去り、利益や技術の進展方向は全てオートメーション技術の所有者によつ

て決定されています。例えば航空機の自動操縦、建築設計用のソフトといった人間の代わりを務める技術は会社に利益をもたらしますが、それを使う人間の能力や創造性を喪失させる方向に働くのです。また急速に普及するインターネットは、紙のテキストと比較して情報が断片に分けられ、深い読みをもたらさず、私たちの脳を注意散漫な状態にします。高度な感情や共感性には時間（長さ）や緩慢さ（リラククス）が必要であり、そのためにも知的作業をコンピュータに委ねてしまわない自覚と勇気が求められるとされます。

また、小児発達学の専門家であり読字障害の子供を持つメアリアン・ウルフも、その著作（前掲『ブルーストとイカ』）において同様のことを述べています。ここで「ブルースト」とは読むことや書くことの象徴であり、「イカ」は読み書きの回路が全く未発達な状態を指します。彼女は、読書は自分自身の思索形成を目標とするがインターネットは注意力を断片化させてしまうこと、コンピュータを用いた複数作業の同時進行は効率的なようであり、実は過剰な知識の提供が人間の理解を妨げてしまうことなどを指摘しています。

このように見てくると、私たちは新たな技術によって何を得ただけでなく何が失われたかを洞察し、行動を選び取る必要に迫られていることが分かってきます。

5 現代的知性の状況―早さや断片化と注意散漫による声の文化と文字の文化のねじれ

以上を踏まえて、再びソクラテスの主張に目を移すと、彼による書き言葉に対する批判の要は知識のモノ化であった、と言えます。モノ化とは関心のある対象のみを全体から切り取り、文脈や状況、経緯などを省略したことさえ

忘れて対象イメージを固定化し、能力や技術を資格化・安定化することです。その典型例は試験という概念で、知能検査や印刷物の普及とともに広がりました。

私は、現代日本社会ではまさにこの知識のモノ化が浸透し、病的に疲弊した文字の文化が声の文化を取り巻く状況にあると考えています。初等・中等・高等の各教育現場をはじめ、近現代産業の機械化と大量生産を促進する資本主義の精神を背景に、職場や公共機関、医療福祉制度やその現場を含む日常生活の隅々にまで、知性や知識のモノ化が広がり私たちを取り囲んでいます。本来、注意散漫さは健全な自然状態であり、周囲の危険を察知するための仕組みですが、現在の日常で経験される注意散漫さはモノ化された知識や情報によって無理矢理維持され、私たちの心を疲弊させているのです。

日常性の基層であり、全体の調和や協調および人間同士の相互理解を基調とする声の文化は、曖昧さ、余白、記憶、アイデンティティ（自分、家族、社会、民族、歴史をめぐる神話や民話など）といった優位性を急速に失っています。また一方の文字の文化は本来、内省や自省を深めて時空間的認識を拡大すると共に一貫した推理や因果論を含む整合的思考を持ちますが、知識や知性のモノ化によって全体との文脈を断ち切られ、欲望に従属する形で、売買可能な観念に過ぎない消耗品へと急速に変質しています。そしていま、声の文化の形態がこのように変質した文字の文化の形態へとすり替わりつつあるのですが、まことに恐るべきは私たちがこうした病理に気付かないこと、それも気付いていないことに気付かないことです。

6 教員が危惧する大学生の姿

実際に私も大学で他の教員や学生たちと接するなかで、このような事態が人ごとではないと感じています。例えば、自分の周囲に対して不満を抱きクレームをつけやすい人の場合、その人の「自我」が弱体化している可能性があるという話を同僚から聞いたことがあります。「自我」とは自律性を維持する知性の働きを中核とした自覚的意識を指します。同僚によると「自我」が弱っている人は人間関係の経験に乏しく、他者を受容したり妥協することが困難な傾向にあり、そうした自分の「自我」を肯定するために周囲を否定せざるを得ないのではないかと、このことでした。彼はこのような人が学生のなかにも増えていると感じていました。なお同じような内容が『孤独病―寂しい日本人の正体―』（片田珠美、集英社新書、二〇一五年）という本に書かれているそうです。

私もおよそ彼の主張に同意するのですが、上記のような場合の大半は「自我」と「我執」の区別がつかなくなったり、むしろ「自我」と「我執」を置き換えるような間違った理解がなされていると感じています。「我執」とは、身体的位相や心理的位相において表出する欲求や欲望のこと、ないしは欲求や欲望が知性を服従させているような心理状態です。最近ではキルケゴールの若手研究者のなかでも「我執」「自我」「自己」「実存」が区別できず、混乱したままキルケゴールを論じている人が少なくありません。「自己」とは自覚的意識あるいは表層意識の圏内にとどまる「自我」と異なり、深層意識を含めた自分の心の全領域を包括する言葉です。また「実存」とは専ら表層意識のなかで展開される知性を通しては理解できず、むしろ情緒や美意識ないしは実践的―体験的知恵を通してのみ理解可能な「自己」の領域を指し示す言葉です。もつとも上記のことは若手研究者に限らず、壮年世代でもキルケゴ

ル思想を批判する学者のなかには、自身におけるそうした混乱を自覚しないまま、実存思想を全く無意味かつ無価値であると主張する人が多々見受けられます。

いま述べてきた現状は、声の文化における文脈や全体との関連性が各々の知識に欠けていること、ないしは高校までの学校教育や大学などの高等教育機関で教授された知識が多分に断片的であることに気付いていなかったり、それに気付こうとする意志さえないことに起因するのではないかと思います。キルケゴールは、このように無知だということ自体に無知であることを「絶望的無知」と定義しています。彼の時代の教養層にとって、「絶望的無知」という言葉は衝撃的で恥ずべきものだったため、自分が本当に無知であるかどうかの内省を始めましたが、最近ではやその言葉にほとんど衝撃力はありません。たとえそのことが警告的に指摘されても、当事者は他人事として拒否してしまうようです。こうしたことが高じると大学の教員であつても自分の学説への盲信が生じ、それ自体は思い込み過ぎないかもしれない一観念による存在の否定、例えば他人が奉じる神の存在を否定するといったことにつながるのです。

7 「文字は人を殺し、霊は人を生かす」——遺体・老人介護・介護、心中殺人——

(1) 「文字は人を殺し、霊は人を生かす」

「神はわたしたちに力を与えて、新しい契約に仕える者とされたのである。それは、文字に仕える者ではなく、霊に仕える者である。文字は人を殺し、霊は人を生かす」(コリント人への第2の手紙第3章第6節)。

これは新約聖書にある使徒パウロによる言葉です。この場合の「文字」とは旧約の律法を指しており、神の律法に従う限り人間は死ぬ定めであること、そして神の律法に関する人間の知識や掟によっては人間の救済がないことを暗示しています。「霊」とは至聖三者（三位一体の神）の生命の息吹のことであり、この霊の息吹を伴った言葉すなわち神言（かみことば）によって、初めて人間は死の呪縛から解放され救済されるという意味です。

旧約聖書では神が石版に彫りつけた神文字について、「その板は神の作、その文字は神の文字であって、板に彫ったものである」（出エジプト記第32章第16節）と述べられています。いわゆる「十戒」です。神文字は神が直接彫りつけて人間に与えたものであり、こうした直接性が聖性（属神性）であります。神文字ではない人間の文字についても旧約聖書には次のような記述があります。「王は王の諸州にあまねく書を送り、各州にはその文字にしたがい、各民族にはその言語にしたがって書き送り、すべて男子たる者はその家の主となるべきこと、また自分の民の言語を用いて語るべきことをさとした」（エステル記第1章第22節）。文字や書き言葉は、それぞれの居住地に根付いて、いわば身体化して生きた文脈に沿った土着の言葉、すなわち声の文化の言葉を用いるべきであると言っています。要するに、文字の文化の言葉の土台は声の文化であるとされているのです。しかしこうした人間の言葉と神文字とは異なっていて、神文字は人間が靈性を帯びない限り理解できないことが語られています。「わたしは、知者、法術士らに、わが前に召しよせて、この文字を読ませ、その解き明かしを示させようとしたが、彼らは、この事の解き明かしを示すことができなかった」（ダニエル書第5章第15節）。

靈性と人間の文字の関係について、新約聖書では次のように語られています。

「かつ、生まれながら無割礼の者であって律法を全うする者は、律法の文字と割礼とを持ちながら律法を犯してい

るあなたを、さばくのである」(ローマ人への手紙第2章第27節)。「かえって、隠れたユダヤ人がユダヤ人であり、また、文字によらず霊による心の割礼こそ割礼であって、そのほまれは人からではなく、神から来るのである」(ローマ人への手紙第2章第29節)。「しかし今は、わたしたちをつないでいたものに対して死んだので、わたしたちは律法から解放され、その結果、古い文字によってではなく、新しい霊によって仕えているのである」(ローマ人への手紙第7章第6節)。

要するに、霊性は人間の文字に優位するもので霊性そのものは神から直接人間が賜るものであります。一方、人間の文字は知識や掟のみでは死の呪縛から逃れることができないこと、いわば無知の自覚を示唆します。それは確かに真理や真実を語っているのであるが、霊性、言い換えれば生きる意味や意義やダイナミズムを感得するには、霊性の臨在するような沈黙や静謐や余白が必要であることを示唆していると言えます。

(2) 沈黙・静謐・余白から生み出される意味や意義

私は大学の一般教養科目(「応用倫理学」「宗教学」等)および哲学科専門科目(「近代哲学特殊講義」「近代哲学演習」等)の講義で、現代批判についてはドイツ人作家ミヒャエル・エンデの著作(『モモ』『はてしない物語』『誰でもない庭』『自由の牢獄』『鏡のなかの鏡』等)を参考に、現代の我々が置かれている状況を示しています。そして黒姫童話館(長野県上水内郡)に所蔵されている彼の書簡や講演を通して、今日なお人間本来が保持している「無垢」「子供らしさ」「純真さ」を示した後、合理的知性や社会的常識によつては解決困難な実存的状況の持つている、深い意味や意義や価値について話します。それらは容易に論理化や分析がなされるようなものでなく、試験や成績評価、資格や能力や利潤といった観点からは全く無価値で無駄な余白です。しかしそうした余白のなかにこそ、かけがえ

のない生命の悲しみや喜びが凝縮されているのではないのでしょうか。

私はそのことを、学生たちが単に知識として身につけるだけでなく、事例的に取り上げる実存的状況の意味や意義の余韻が彼らの心に浸透し、彼ら自身が適宜思い返して情緒的、持続的に内省できるように努めています。そのなかで既存の宗教それ自体ではなく、むしろそれらの基層となっているような靈性や宗教性が、実存的状況において自然に希求される様相を学生たちに感知してもらえようという試みを行っています。最近では「遺体（弔い）」「老人介護」「介護心中殺人」などを主題として取り上げ、それらを扱う映画を講義のなかで見せています。

以下、具体的に述べていきます。

(3) 遺体（弔い）

遺体（弔い）については学生に、東日本大震災の被災地におけるルポルタージュ（石井光太『遺体―震災、津波の果てに―新潮文庫、二〇一四年）が原作の映画（「遺体―明日への十日間―」君塚良一監督、フジテレビジョン、二〇一三年公開（DVD・フジテレビジョン））を見せます。原作者の石井氏は震災直後の三ヶ月弱、福島、宮城、岩手の沿岸の町をめぐって惨劇を目撃し、とりわけ釜石市の遺体安置所における約三週間の出来事について濃密に描きました。

映画は、遺体安置所の管理を申し出た相葉常夫氏（原作では千葉淳氏（実名））を中心に展開していきます。相葉氏は定年まで葬祭関係の仕事をしており、定年後は地区の民生委員をしながら過ごしていました。そして震災直後に仮設の遺体安置所となっていた廃校中学校の体育館を訪れた際、次々と運び込まれる遺体や行方不明者をさがす人々、その対応に苦慮する自治体職員などで混乱しきった様子に愕然とします。そこで彼は他の人よりも遺体の扱

いに慣れ、遺族の気持ちや接し方も理解していたところから、旧知の市長に掛け合つてボランティアとして働くことになったのです。相葉氏は「死体ではなくて御遺体である」という考えを持ち、遺体に語りかけるような人でした。今日は時間の関係で、①娘は水死したが母親は生き残り、後悔の念から娘の遺体から離れられずにいるシーン、②遺体安置所で読経しようとするが胸が詰まって声の出ない僧侶のシーンのみを紹介します。

○

遺体安置所である体育館の冷たい床に並べられた遺体は、納体袋や毛布、ビニールシートにくるまれ、多くは死後硬直して手足を突っ張らせていたり、口が絶叫したような形で開いた状態になっていました。相葉氏はそのような遺体に「頑張ったねえ」「お父さん、ごめんなさいね、お顔をさわりますよ」などと声をかけながら筋肉をほぐし、固まっていた手足や顎を出来る限りもとに戻していきます。それは死者の尊厳を守るとともに、遺体をさがしに来た家族がなるべく動揺せずにすむことを願つての営みでもあります。そのように並べられた遺体のなかに一人の女子中学生の遺体があり、傍らには母親の姿がありました。

津波が襲つてきたとき、その母親は娘と一緒に買い物をしていたのですが、夢中で建物にしがみついていた自分だけが助かつてしまいました。発見された娘の遺体が市役所の職員によって収容されるなか、母親はやり場のない怒りを彼らにぶつけます。しかし非難された職員にもどうすることもできませんでした。娘の遺体が安置所に運ばれてから後、母親は放心状態でその傍らに座り続けました。彼女自身の体調を心配する医師の声かけにも応じられません。やがて娘の遺体を納めるための棺が到着し、母親は職員から納棺を促されます。母親はそれに応じ、棺に納まった娘に「水の中は冷たかったよね」と語りかけ、一杯の温かいお茶を職員に頼みました。そしてそれから

娘のもとを離れようとはしませんでした。

遺体安置所は彼女の他にも大切な誰かを亡くして悲しみに暮れる人や、多くの遺体であふれていました。そこにある日、一人の僧侶が読経するために訪ねてきます。彼は建物のなかに足を踏み入れた瞬間、目の前の光景に言葉を失いますが、相葉氏に促されて彼らが手作りした祭壇へと向かいます。遺体の間を通りながら相葉氏は、それぞれの遺体がどのような背景を持っていた人なのか、付き添っている家族がどんな思いかを出来る限り説明し、僧侶は領きながら歩を進め、やがて祭壇の前に立ちました。大きく息を吸って手を合わせると僧侶は静かに読経を始めました。「南無妙法蓮華経」の題目を唱える低い声が隔々にまで響きます。職員や消防団員からも作業を止めて手を合わせます。あの母親もすすり泣きながら手を合わせていました。僧侶は目を見開きこみ上げる感情をこらえながら読経を続けますが、途中でとうとう声が出なくなってしまう。しばらく沈黙の時間が過ぎたのち彼は再び読経を始めますが、やはり胸が苦しくなり声が止まります。遺体安置所には、幾度も途切れながらそれでも読経を続けようとする僧侶の声が響いていきます。

(4) 老人介護

私の母はレビー小体型認知症(要介護度5)で、現在特別養護老人ホームに入居中です。そして私自身は母の夕食介助をほぼ毎日行っており、漫画家の岡野雄一氏が実際に認知症の母親(岡野光江さん(一九二三―二〇一四))と過ごした、長崎の自宅や老人ホームでのやりとりが温まり、励まされています(岡野雄一『ペコロスの母に会いに行く』(漫画)西日本新聞社、二〇一二年)。また岡野氏の作品からは、人間の記憶がいかに物理的時空間から自由であり、

私たちの日常がいかにそうした様々な記憶の重なりから成り立っているのかが感得されます。そして、そうした記憶の重なりの中で死者は生者と共に生き続けていることが素直に実感されるのです（同『ペコロスの母の贈り物』〔漫画朝日新聞出版、二〇一六年〕。なおペコロスとは小たまねぎのことで、自身の体型とはげた頭から作られた岡野氏のニックネームです。講義では映画「ペコロスの母に会いに行く」（森崎東監督、「ペコロスの母に会いに行く」制作委員会二〇一三年公開（DVD・TTCエンタテインメント））を見せます。

これから紹介するのは、祭りのさなかに迷子になった母親が発見されたとき、その母の様子を岡野氏が見るシーンです。

○

岡野氏は母と息子の三人で暮らしていましたが、認知症が進んで介護が難しくなった母を老人ホームに預けることになりました。それは母にとっても岡野氏にとっても辛いことでした。岡野氏は折に触れて母を訪ねますが、症状が進行していく母はだんだんと岡野氏のことを思い出せなくなり、母は自分の姉妹や老人ホームでできた友人のことも忘れ、表情も乏しくなっていくのでした。その様子を目にした岡野氏は母を連れて祭りに行くことを思い立ちます。それは母が亡き夫と行きたがっていた祭り、中国の旧正月を祝う行事を起源にした冬の風物詩でした。当日の夜、岡野氏は息子や母の姉妹、老人ホームの職員、友人らを誘って母を祭りに連れて行きました。無数のラスタンが灯った通りの両側には屋台が並び、行き交う人で賑わっています。そのなかを一行は楽しげに歩いて行くのですが、そのうちに母の姉妹の姿が見えなくなり、みんなが二人をさがしている間に今度は母親が人混みのなかに消えてしまいます。

母は一人で歩きながら、頭のなかには子供の頃の自分や亡き夫、友人が次々に去来しています。過去と現在とが入り交じった精神状態で歩いているのです。一方、岡野氏らは必死で母をさがすものなかなか見つからず焦りを募らせるなか、母が一人で眼鏡橋の上にいるところを岡野氏の息子が見つけました。そして知らせを受けた岡野氏が急いで駆けつけてみると、そこにいたのは懐かしい人たちと並んで川を見つめている母の姿でした。母は夫の手を取り、昔の自分や友人らとの再会を喜び合っていたのです。岡野氏の目には母と皆との邂逅がはっきりと映っています。その場で岡野氏の息子が母の写真を撮り、岡野氏は涙を浮かべながら「母ちゃん、よかったなあ。よかったなあ」とつぶやくのです。後日、老人ホームに飾られた写真には母しか写っていませんでしたが、岡野氏には、あれが母にとっての出会いであったことが分かっていました。

(5) 介護心中殺人

ここでは二つの話を取り上げます。一つは『くちづけ』（宅間孝行、幻冬舎、二〇一三年）で、もう一つは京都伏見殺人事件を報じた毎日新聞記事（二〇一六年一月五日付）からです。

1、『くちづけ』

宅間孝行氏は脚本・演出・俳優を兼ねる演劇人で、劇団東京セレソンドラックス（二〇一二年に解散）を主宰していました。『くちづけ』は、宅間氏が同劇団の公演戯曲として執筆・演出している作品で、登場人物の一人「うーやん」という愛称の知的障害者は彼が演じています。現在刊行されている本書は戯曲を新たに小説として手直ししたもの

です。主人公は「愛情いっぼん」というペンネームの漫画家と、その娘マコです。妻はマコの出産後すぐに亡くなり、愛情いっぼんは漫画家を休業してマコを育ててきました。三〇歳になるマコには知的障害があつて一人で暮らせなため、ある医師の家族が経営する知的障害者自立支援グループホーム「ひまわり荘」に入所します。マコはかつて知らない男性に連れ去られた経験から、父親以外の男性と二人になると恐怖でパニックに陥っていたのですが、ここの入所者といるときには不思議と落ち着いていました。愛情いっぼんもそこで介助の仕事を得てマコと一緒に暮らすことになり、平穏な日々を送っていたのですが、あるとき彼は末期の肝臓癌で余命幾ばくもないことが分かります。また折悪しくある事情からグループホームの経営が悪化し閉鎖が決まってしまう。そして交通事故による怪我で動けない一人の入所者は経営者家族が自宅で介護することとなり、全ての事情を知る愛情いっぼんは彼らに病氣のことを話せないまま、二人で暮らしたがるマコを説得して別の施設に入所させます。しかしある夜、マコは施設から脱走するのです。講義では映画「くちづけ」(堤幸彦監督、東映株式会社、二〇一三年公開)DVD…東映ビデオ株式会社)を見せます。

これから紹介するのは、愛情いっぼんが悩み抜いた末にマコを殺めるシーンです。

○

施設から連絡を受けてマコをさがしていた愛情いっぼんは、かつてのグループホームの建物を訪ね、そこに隠れて震えているマコを見つけました。愛情いっぼんを見たマコは「いっぼん、いっぼん」と泣きながら駆け寄り二人は抱き合います。愛情いっぼんは涙を流しながら「もう一緒にいられないんだ。施設に戻ろう」と諭しますが、マコは「いやだ、いやだ」と繰り返すばかりでした。知らない男性と同じ施設で暮らすことへの恐怖もあったようです。

その数日後、愛情いっぼんはマコのことをよく知っている若い編集者に、何とか彼女のことを託せないか連絡を取ってみました。しかしその編集者は、これまでの仕事で認められて東京の出版社で働くことが決まった後でした。愛情いっぼんは彼の嬉しそうな声を聞き、最後までマコのことを切り出すことができません。彼にはもう頼るべき相手がいなくなりました。

数日後の夜、愛情いっぼんとマコは再びグループホームの建物にいました。ソファアの上で静かに肩を並べる二人を月が照らしています。「もう施設に戻らなくていい？ マコ、いっぼんと一緒にいるよ」(マコ)。「マコ、マコ。いっぼん、弱っちくてごめんな……」(愛情いっぼん)。マコはこれからも愛情いっぼんと暮らせると思っています。しかし愛情いっぼんは、間もなく自分が死んでしまうことをマコに告げ、一人になった彼女がどのような境遇に置かれるかを考えて悩み続けます。その様子を見ているマコは、愛情いっぼんに訪れる死をなかなか理解できませんが、彼が死ぬなら自分も一緒に死ぬことを望みます。愛情いっぼんはマコを見つめながら、涙に震える声で「娘でいてくれてありがとう」と礼を言い、とうとう彼女の首に手をかけてしまいます。そして後日、愛情いっぼんは収容先の警察病院で亡くなるのでした。事件を知ったグループホームの関係者は、自分たちが愛情いっぼんに頼られなかったことを悔やみつつ、頼った相手に苦勞を掛けまいとした彼の思いを察して涙を流します。

Ⅱ、京都伏見殺人事件

二〇〇六年二月一日未明、京都市伏見区の遊歩道で、区内の無職片桐康晴氏(当時五四歳)が認知症の母親(八六歳)の首を絞めて殺害し、自身も死のうとしましたが未遂に終わりました。「もう生きられへん、ここで終わりにや」

という片桐氏に「そうか、あかんか。一緒やで」と答える母親。片桐氏の裁判で検察側は犯行直前の二人のやりとりを子細に報告し、被告の心情に寄り添うその検察側の姿勢から、裁判は世間の注目を集めました。京都地裁は二〇〇六年七月、片桐氏に懲役二年六月、執行猶予三年（求刑懲役三年）を言い渡しました。裁判官が「裁かれているのは日本の介護制度や行政だ」と関係機関を公に批判し、殺人者の被告に同情を示した著名な事件でした。この裁判以降、介護心中殺人の裁判では概して温情判決が下されるようになりました。

片桐氏は法廷で「母の分まで生きたい」と約束し、滋賀県草津市にある家賃約二万二千円のアパートに一人で暮らしながら木材会社に勤めました。部屋には母親と事件前に病死した父親の位牌を安置する仏壇を置いていました。二〇一三年二月、片桐氏は「会社をクビになった」と親族に伝えたのを最後に連絡が取れなくなり、親族が警察に行方不明者届を出しましたが、二〇一四年八月に遺体で見つかりました。男性が琵琶湖大橋から湖に飛び降りるのを目撃した人がいました。片桐氏が亡くなる際に身につけていた鞆には、自分と母親のへその緒、そして「一緒に焼いて欲しい」というメモ書きが入っていました。所持金は数百円で預金はありませんでした。

8 希求される靈性

映画「ペコロスの母に会いに行く」のなかでペコロスは、母親が眼鏡橋の上で亡くなった父親や知人たちと談笑しているのを目撃します。このシーンは、くどくどした説明がなくしかもカットが短いので、ペコロスが死者と生者の邂逅を目撃していることに、学生たちは気付かないかもしれないと懸念していました。しかし後で訊ねてみる

とたいていの学生は理解していたようですし、泣いていた学生もいたようです。講義では映画を題材にする場合、時間をかけてなるべく映画を全編見せるようにしているのので、分かりやすかったかもしれないですね。

映画「くちづけ」を学生に見せたとき、学生たちの感想は、知的障害者やその家族が置かれている厳しい状況に對して受容的でした。愛情いっぱいながらマコを絞め殺したことについて、社会的（法的・道義的）善悪による判断では、二人の間にある愛情の強い絆は理解できないことを、学生たちは十分に納得していました。

映画「遺体」も全編を学生たちに見せています。学生たちの大半は、「死体」とは異なる「遺体」という考え方を知りませんが、遺族が家族の死を理解するには時間がかかるということや、「死体」であつてもなお意味や価値を持つて生き続けるという「遺体」の考え方に関心を示します。僧侶の胸が詰まつて読経できなくなるシーンでは、僧侶が来て読経する行為自体や、仮設遺体安置所の体育館に祭壇が設けられて供物が置かれたり線香が焚かれたりすること等、宗教的営みに対してアレルギーを持っている者はいませんでした。娘を死なせて後悔の念に苦しむ母親のカットを通して、学生たちは何らかの仕方、肉体の死を以て人間存在や人間の尊厳が消去され、無化されるわけでは決しないことを感じてくれたように思います。

伏見殺人事件の新聞記事や私自身の介護体験を紹介したとき、学生たちの反応は上記の例と同様に極めて受容的でした。また片桐氏が父親の位牌を大事にしていたことや、入水自殺に際して、「一緒に焼いて欲しい」とのメモ書きを添えて、自分と母親のへその緒を靴のなかに入れていたことについても受容的でありました。人間は日常生活において、家族の絆が肉体の死を以て完結するとは考えにくいことを、程度の差はあれ、改めて感じ取ってくれたように思います。

学生たちは少なくとも講義のなかでは、誰もが体験する人生の困難において自分の気持ちや大事な人との絆を保つことが、肉体的―生理的位相や社会的―心理的位相のみでは十分でなくて、精神的―宗教的位相を以てしてようやく可能になるらしいことを感じたのではないかと思えます。実際学生たちに対して、「精神的―宗教的位相というものがないければ、こういう事例は理解したいでしょう？」と訊ねると、だいたい彼らは納得してくれます。問題なのは、これを日常のなかで自分自身のこととして受け止めるかどうかですが、省略に省略を重ねる現代日本社会においては容易ではありません。それは学生たちだけでなく、私たちにとっても同様でしょう。

しかし、この精神的―宗教的位相が他ならぬ自分にとっても必要だという実感が靈性ということだと思えます。そして、そうした局面が日常の些事に潜んでいることについての、宗教的感覚を介した自覚こそが現代日本社会で希求されるべき靈性ではないでしょうか。宗教的自覚としての靈性とは、遺体（弔い）、老人介護、介護心中殺人といった、もしかすると我々のなかでも起こるかもしれない人生の困難な局面を、時間をかけて声の文化の次元で語りかけることによって、十分に獲得する可能性があると思っています。

参考資料（講演で述べたものを除く）

●「遺体」（弔い）について

石井光太『津波の墓標』、徳間文庫カレッジ、二〇一五年。

石井光太『祈りの現場―悲劇と向き合う宗教者との対話―』、サンガ、二〇一五年。

東北学院大学震災の記録プロジェクト、金菱清（ゼミナール）編『呼び覚まされる霊性の震災学―3・11 生と死のはざままで―』、新曜社、二〇一六年。

●老人介護について

岡野雄一『ペコロスの母の玉手箱』（漫画）、朝日新聞出版、二〇一四年。

岡野雄一『ボケて幸せな生き方―「ペコロスの母」に学ぶ―』（漫画）、小学館新書、二〇一四年。

岡野雄一『みつえはあちゃんとボク』（漫画）、西日本新聞社、二〇一五年。

●介護心中殺人について

東京セレンデラックス舞台公演「くちづけ」、二〇一〇年公演（DVD…東映ビデオ株式会社）。

質疑応答

Q 日本のような資本主義社会において、コンピュータやロボットといった科学技術の発達に伴う労働の自動化は、利潤を追求することにとってもはや不可避的であり、否定することは難しいのではないのでしょうか。

A 西欧を中心とした産業革命以降の近代化というのは、技術を所有するごく少数の人にとって都合のよい形で発展してきました。そのなかで労働市場は徐々に縮小し給与も減ってきているとされます。加えてこれも講演で述べた通り労働者の能力も劣化してきているとするならば、決して人間を中心に据えて描かれた技術の発達とは言えません。私はむしろ、それらは「技術」や「発達」と呼べるものなのか、人間を壊すのが「技術」なのだろうかといった疑問を抱いています。今日の資本主義社会には銀行や国際金融資本など非常に巨大な力が働いており、個人で太刀打ちできるようなものでももちろんありません。しかしそれが人間にとって及ぼす意味を欲望の問題として捉えつつ、背後に隠れている根本的な誤りに一人ひとり気付いていく以外にないと思っています。

Q 講演では現代日本社会において、知性や知識がモノ化、断片化して日常の隅々にまで浸透していることが問題とし

て指摘されましたが、そのことは靈性にも当てはまるのではないのでしょうか。例えば近年人気を集めているパワースポットや靈的現象を描くアニメなどでは、靈性がモノ化、商品化されていることの一端を示しているように感じます。またそうした場合、特に若い人などはアニメやゲームなどモノ化された靈性が親しみやすい入り口となつて、宗教的自覚を得ることもあると思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

A 靈性がモノ化、商品化されているという現状への指摘はその通りだと思います。しかし商品化された靈性とは自分の思い通りになるものであり、それは果たして靈性と呼ぶのかどうか、問われるべきではないでしょうか。いま希求される靈性というのはモノとして蓄積されるような対象とは異なつて、何かに対して自ずと頭を垂れるような感覚だと考えています。そうとして、アニメなどモノ化された靈性も評価できるということは確かにあると思います。ただしその場合にもモノ化に流れるということの意味、とりわけそこに金銭が絡んでくることの危うさを厳しく見定めていなければ、これまで人々の間で大切にされてきたことが瞬く間に失われていく恐れがあります。

Q 声の文化と文字の文化の話を聞いて色々と考えさせられました。私たちの生活を見てみると、例えば金光教を信仰

する者にとつては金光教祖が参拝者に語つた言葉を文字化した教えは抜きにできませんし、研究者であれば論文の執筆など「書く」という営みが欠かせません。筆者が全身全霊を傾けて書いた文章を読むことによって、そこに込められた靈性が感じ取られ読者に語りかけることもあり得ると思います。このように書くことや書かれた物もそれとしての働きがあると思いますが、今日における文字の文化のあり方について、もう少し先生のお考えをお聞かせいただければ有り難いです。

A 講演でも申しましたが、書くことが全面的に悪いわけでは決してありません。本当に内面的な世界を深めたり自分の考えをまとめるなど、書くことを抜きにして恐らく今の我々はないでしょう。書かれた物を通じて書いた人の靈性に触れることも十分あり得ます。その意味で書くことは非常に大事な営みだと言えますが、今の時代は書かれた知識が断片化されて当たり前のことになっているため、それを考え直す必要があるんだろうと思います。例えば夏目漱石の『我が輩は猫である』という小説がありますが、教科書にはそのごく一部だけが掲載されています。普通「小説を読む」というと、全部が無理な場合でも半分くらいは読んだ状態を指すでしょうが、受験生にとつては教科書の内容を以て読んだことになります。それでは全体の文脈が分からないわけです。ソクラテスが書き言葉（文字の文化）の

難点を通して言いたかったのは、本来は知識というものはどこまで行つても限りがなく、自分の知識には限界があることを自覚する大切さです。この自覚が今の時代に強く求められていると考えています。

Q キルケゴールが「不安」「絶望」の発生源とした善悪を行う「自由」に関して、善悪二元論と結びついた唯一神教的な発想、あるいはさらに近代西洋で確立された主体的、自律的な自己を前提にしているように感じました。一方で、現代の日本人が抱える「不安」「絶望」は、地縁や血縁といった伝統的な共同体を失うことによる孤独感、無縁の感覚に由来する部分が大いと思います。そうしたとき、主体的、自律的な自己が善悪を行う「自由」という観念は日本人になじまないように感じるのですが、キルケゴール思想の背景に関わる点をもう少しお聞かせいただけますか。

A キルケゴールの「自由」は近代的な衣を纏っているように見えますが実は非常に古代的なもので、彼の思想はキリスト教正教の考え方に近いというのが私の解釈です。そこでキリスト教正教について少し述べてみます。金光教には神と人が互いにはたらき合うという大切な教えがありますが、三世紀のキリスト教正教にも同じような言葉があります。日本語でいうと協働です。この場合の協働とは、神様は一つですが現れとしては三つだということです。それは

父と子と聖神（キリスト教正教では聖霊でなく聖神といいます）で、それらがお互いに助け合うという考え方です。人間が救われるというのは、神が一方的に救うのではなく人間も頑張らなくては駄目だとされます。それから、神が世界を良くしようとするときには人間も必要だという発想が三、四世紀の文献に出て来ます。これはプロテスタントやカトリックの教会でも聞いたことのない考え方ですが、キリスト教の基本的な骨組みに入っているのです。私も神自身も協働すると聞いたときには驚きました。実はその神のモデルが人間のモデルになっていて、神がそうやってお互いに協働するように人間も協働するのだというのです。キリスト教正教は歴史が長いですから、日本の自然信仰のような神父もたくさんいます。カトリックとの対比でさらに述べると、カトリックの場合は生まれながらにして罪人です。自由意志を持たず、幼児洗礼を受けないと地獄に堕ちてしまいます。しかしキリスト教正教の場合、人間は壊れた形で生まれて来るので全くクリーンではありませんが、生まれながらの罪人ではなく自由意志を持ちます。キルケゴールのいう「自由」はこれに近いです。因みにキリスト教正教には幼児洗礼を受けないと地獄に堕ちるといふ発想はありません。ただ神が作ったのだから人間のなかには神性が入っているのですが、なぜか人間はそれを自分で壊すとされます。これについてはいくら自分で努力しても無駄で、

努力するほど蟻地獄のようになることから、そこに超越性が求められるものと私は捉えています。

平成二八年度研究論文概要

二八年度に提出された研究報告のうち、本号に掲載されたもの以外の、所長、各所員、助手の研究論文の概要等を、ここに掲げる。

第一部

人知の鏡

—「覚書」「覚帳」と「別の帳」からのお知らせ考—

竹部 弘(所長)

新たに収集された金光大神関係資料、とりわけ金光宅吉筆写帳面中の「別の帳」と、「覚書」「覚帳」とを照らし合わせつつ、「お知らせ」の一考を試みた。

「別の帳」には初めて知られるお知らせがある一方で、「覚帳」でお知らせと思われたものが金光大神の言葉であったり、逆に「覚帳」で事実として記された箇所がお知らせとなつてゐる例もある。これらから、お知らせもあり、その通りにした事実もあるという重層的関係や、それらが諸帳面に記述される際の基準や要件如何という課題がもたらされる。

二章では、「別の帳」の社会情勢・天災地変に関する記述に注目した。まず戊辰戦争や「ええじゃないか」などの伝聞に加えて、

その現実的影響が大谷村や広前近辺にも及んだことが記されている。また、天災地変の記述が明治十年代に多く見られ、中には年度の記述量の約半分に及ぶこともある。大谷村から岡山県山間部、山陰や四国、北陸に及ぶ異変や災害が書き留められている。

その一方で「別の帳」には、「覚帳」の「天下太平、諸国成就祈念、総氏子身上安全の熾染めて立て、日々祈念いたし」(「覚帳」12—14—3)や、大水害があつた明治十三年の「一つ、地の狂い、またまた世の狂い。山川海、天地のこと。金光大神へ知らせおき」(「覚帳」24—20—3)のようなお知らせは記されていない。このことから歴史状況に関する情報と、歴史を照射するお知らせの超出性との関係が窺えると共に、その両面に相對する金光大神の、人間存在としての次元は如何なるものであるかという問いが生まれる。

三章では、同一事蹟の記述内容に見る相違について考察した。「覚帳」冒頭の安政四年十月十三日の記述は、香取繁右衛門の自宅建築費用を神が頼み、金光大神の承諾により神が「くつろいだ」とも表される。しかし「別の帳」には神の側の経験ではなく、人間の側の「おかげを知り」という経験に重点がある。このような経験の神的次元と人的次元という違いは、安政五年正月朔日の事蹟にも見られる。

また安政二年大患の事蹟では、経験の基本的な構成が異なつた様相を示す。「別の帳」では金神が姿を見せず、厄年の難を神々から助けられたという経過になる。加えて「別の帳」は事実経過

中心の記述で、「覚書」のように助かりへ至る筋合い（無札の指摘と、それへの応答）や、発病以前になされてきた神の働きなど、総じて人知れぬ面に触れることがない（安政五年十二月二十四日の事蹟も）。この点でも「別の帳」の「おかげを知り」に対する、「覚書」の「おかげを知らず」が対照的に際立つ。

以上のような大患体験をめぐる相違から、「覚書」で神への無札が前景化することについて、「直筆帳面3」に注目した。同帳面で金光大神年譜記事の前に記された「今般、天地金乃神様、結構に仰せつけられ候。何事もお断り申し上げ候。この上ご信心申し上げれば、末々繁盛お守り下さること、ありがたし仕合わせに存じ奉り候」という記述を基に、とせの嫁入り時を「ご無札とは知らずよけることばかりいたし」た始まりと発見するような視界が開かれたこと、そこから「覚帳」や「別の帳」とは異なる形で金光大神の生涯が辿られ始める「今般」のお知らせがあったことを窺った。

金光宅吉筆写帳面の「別の帳」部分について

岩崎 繁 之(所員)

拙稿「金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について」では、金光宅吉が金光大神の帳面を筆写して作成した帳面（宅吉筆写帳面」と略記）のうち、前半部にあたる「覚帳」筆写部分に注目し、金光大神「覚帳」との対照から宅吉の筆写の様子や姿勢

を究明した。この度の研究報告では、「宅吉筆写帳面」の後半部の資料的性格の究明に取り組んだ。なお、本稿では、宅吉が同部分の冒頭に前半部の「覚帳」部分に対して、「又別の帳書き付けあり 又此處へ書き置き」との添え書きを残していることから、同部分をひとまず「別の帳」と呼称することとした。

「別の帳」部分は、その冒頭には明治四年二月付のお知らせが記され、続いて、文化十一年の金光大神出生の様子の記録に始まり、帰幽の年である明治一六年の旧六月までの内容が、年次順に記されていることから、おむね年譜を想起させるものである。このような資料のあり様からは、宅吉が「覚帳」に続いてなぜ「別の帳」を筆写したのかという関心と共に、同部分のもとなつた金光大神直筆帳面がどのようなものであつたのかという関心が浮上する。

本稿では、まず、同部分を解読し、活字による原文と現代語表記等を記載した資料を作成した。その上で、どのような記録が所収されているのかを把握すべく、簡単な表題を設定し一覧にした表を作成して、「覚書」や「覚帳」と対照し、記載事項の大きな傾向を述べた。このことを通じて、同部分の記録は、「覚書」や「覚帳」に含まれないものが多くあることが確認された。

次に、表記形態や記録内容が「別の帳」と近く、何らかの関係を予測させる「金光大神直筆帳面3」及び「同4」を解読し、原文や現代語表記を示した資料、また該当箇所を対照する一覧表を作成し、その概要を述べた。

以上を通じて、同部分の記録は、従来の金光大神や広前の動向に新たな知見を加えるものと指摘した。その上で、同部分のもととなった金光大神直筆帳面の存在を想定していくとき、「覚帳」や「覚書」の性格の見直しにもつながっていく可能性に言及した。

今後、引き続き研究的活用へ向けて、同部分の資料的性格の把握に努めるべく、記載事項の歴史的事実関係の検証を行うとともに、「覚帳」をはじめとした他の帳面類記録との関係を探っていく。

「金光大神御覚書」への視座

—「語り」の構造に注目して—

白石 淳 平(所員)

「覚書」には、筆者者当人の意図を超えた記述や、さらには明治七年の振り返りの要請によって、いわば「語り」の上の「語り」という重層性が確かめられるといった様相が認められるが、それは、「語り」それ自体の自律性という特徴を示すものと考えられる。そうとすれば、筆者者の意図を超え、自己外在的に出来事の語り直しがなされていたその様相からは、「語り」を介した自己変容を見ることもできるのではないか。

そこで本稿では、「覚書」にうかがえる、このような「語り」それ自体の視座に注目し、「語り」を介して「超越」から人間が

捉え返される意味を究明すべく、論点の抽出を試みた。

第一章では、筆者者自身の振り返りを求めるお知らせを動因として執筆されたと思われる「覚書」の様相を改めて取り上げ、そこに浮かぶ今としての論点を次のように指摘した。

お知らせが金光大神に求めたのは、過去の再構成を通じて自己に対する理解の更新と言える。「覚書」に向き合うことは、「覚書」を要請したお知らせに向き合うことである以上、それは現在に生きる者への求めでもある。その意味で、そうした自己理解の更新は、筆者者のみに限らないものとしてあるだろう。

続いて第二章では、出生の出来事への注目から、「覚書」の「語り」の構造に関わる論点を探り、以下のように述べた。

出生の出来事は、自己では知り得ず、他者からの伝聞として受容していくほかないものである。その意味で、自己認知は、自己の認知の限界性を刻印するものであり、認知の限界性は、自己の全体性の「欠如」として経験されるものと言える。しかしそれが「欠如」として経験されるがゆえに、自己に対して、変容するプロセスを受容させるものもなっている。そして、他者からの伝聞でしか知り得ない内容は、自己に受容されて、語り始める上での始点となる。それは、他者の視点だという意味で、「覚書」全体の「語り」を構造的に規定していることが考えられる。

最後に第三章では、そうした語りの他者性への着目から「覚書」を捉え直す可能性を模索した。

まず、教祖伝に代表される従来の解釈が、「生涯」という直線

的時間軸に沿って、人格的な一貫性や成長過程を想定している様相を取り上げ、そこに「語り」の他者性が盲点となっている問題を指摘した。次に、その問題を、「覚書」における「語り」それ自体の視座から捉え返す論点を、以下のような事例に探った。

「四二才の大患」「精霊回向」「もらい受け」といった記述には、神や精霊といった超現実的な存在からの「語り」を見ることになっている。そして、これらはまた、「覚書」において、過去の再構成の度合を強く感じさせるものである。もちろんそこで、自身の過去がいかかに再構成されたかは明確には記述されていない。しかしそれこそ、他者の「語り」を「語り」の他者性（「語り得なさ」といった様相のうちに受容していることをあらわしていると推察される。

以上の点々を踏まえつつ、今後は、他資料との関係も視野に収めながら、「覚書」の再把握を試みていきたい。

第二部

「理解」の生きられ方に見る価値への問い
—女性に向けられた「理解」に注目して—

北村 貴 子(助手)

今日、「子孫繁盛」の「理解」は現代の社会状況において共感されにくいものとして捉えられる一方、生き方を問わせるものと

して規範的な意味を帯びて聞かれもする。このことから、「子孫繁盛」を語る場面において、子供の存在が前提化される等、社会的・道徳的なことと結びつく故に、人を抑圧しうるものになっていると考えられる。以上の問題関心から、本稿では「理解」と社会的価値観との関わりについて考察した。

まず「子孫繁盛」の語られ方を窺うために佐藤範雄の『人の母』（講話記録）に注目し、女性に向けられる視線と社会的価値観との重なりについて検討した。佐藤は妊娠や出産という女の大役を「大厄」だとする迷信を打破し「子孫繁盛」へ至る道筋を語っている。当時、社会的には「家」の永続と生命の生産に価値が置かれており、教えを語る場面での政治的・社会的な作用が窺われることから、当事者性が排除されている問題があることを指摘した。そこで妊娠や出産を問題とした女性が「理解」を受けた様相を検討するために、千田志満と高橋富枝を取り上げた。千田は子供が出来ないことを「苦」にしており、出産を価値あることとする社会の見方が、この「苦」に関わっていた可能性が窺われる。しかしその後金光大神から「教え子」という社会的価値観から捉えられない子供の存在を示されたことは、妊娠や出産が女性にとって同質的な価値を持つものとする見方を問わされることになったと考えた。

出産を望んだ千田に対して高橋富枝は一八歳で結婚、出産したものの子供がほどなく死去、その後離婚をして、独身を貫く決意をしていた。信心を始めて金光大神から再婚を促す「理解」をさ

れても断ろうとしており、子供の死や離婚の記憶、「女性として」のあり方を求めてくる社会に対抗する気持ちが窺われる。最終的にこれを受けて再婚し五人の子供を出産した後、神から「産の神」に差し向けられており、出産をめぐるのは、「家」や国のために女性や生まれた子が手段化されかねないが、そうした人や出来事を価値づける仕組みを相対化して、出産の意味や価値に思いを致すことが高橋や参拝者に願われたことが窺われた。

邑久光明園金光教求信会に学ぶ

—信仰に求められるものをめぐって—

藤井千枝(助手)

国立ハンセン病療養所邑久光明園の金光教求信会(以下、求信会)は昭和一四年に発足し、現在、月例祭や共励会、春秋の霊・大祭を初めとする活動が行われている。現会員数は二名で、祀られている御霊は六〇柱に及ぶ。本稿では、本教教師による葬儀執行や本部団体参拝等が会員の求めに端を発して実現した過程を辿りながら、現在の求信会との関わりにおいて浮上する課題を探った。

第一章ではまず葬儀についてうかがった。かつて葬儀は本教信徒の團職員や求信会会長により行われていたが、昭和三〇年から会員より数回にわたり、本教教師による執行の希望が出ていた。そして昭和四〇年に、園の公認宗教団体全体の意見として各教宗

派に葬儀執行のための布教師派遣が要望されたのを契機として実現に至る。そこからは、信仰する宗教儀礼に基づく葬儀執行への願いに止まらず、「死をどう迎えるのか」との問いが「どう生きるのか」に繋がるような、人間としての尊厳回復に向けた求めが感じ取られた。

次に、昭和四四年一〇月三一日に実施された本部団体参拝が実現する過程や会員の思いに焦点を当て、そこで求められたものを探った。そこでは例えば、自分達が霊地で心情的に受け入れられるかどうかの不安が抱えられていた様子や、再度参拝するという目標が日々の生き方に繋がっていたことが読み取れた。ここから、「いかに人間らしく生きるのか」の追求に信仰が関わる様相を捉えた。

第二章では、求信会員で会堂の現管理人でもある榎本初子氏とのこれまでの懇談内容から、求信会において今求められているものを探った。そのなかで、榎本氏の生活の中で大きな意味を持つと思われる人と人との関わりが浮上した。それは例えば、看取りや葬儀にみられる入所者相互の信頼関係の構築や、二〇年前に亡くなった母親との関係性の捉え直し、さらに求信会員や教師との関わりについて等である。とりわけ榎本氏と求信会における人々との関わり合いについては、体調を崩した高齢の会員に対して榎本氏が、医師任せにならない身体を越えた「命」を「金光さんに任せといたらい」と働きかけるような場面に注目させられた。ここには、求信会における人間同士の信頼関係と、それだけでは

取まらない信仰と表現し得るような働きへの期待が感じられた。今回の取り組み全体を通して、求信会では過去から現在まで葬儀を問題としてきた様子が浮かんで来た。このことは、信仰を救いや差別との関わりから考える上で様々な問いを投げかけてくるものであり、今後の研究を進める上での切り口になると考える。

第三部

第一次佐藤一夫内局における教団運営とその課題

―教区における布教活動・「自主性」―

・賦課金制度の關係に注目して―

兎 山 真 生(所員)

近年、教団会では、諸々の活動や施策の推進、展開に関わって、中央教務と地方教務の「連携」のあり方が議論されている。こうした議論では、中央教務が理念や方向性の策定といった全体的なものを行い、地方教務が地域や教会の実態に即した具体化を担うという役割分担の明確化を通じた、両者の関係再構築に関心が向けられていると言える。ところで、中央教務と地方教務という関係は、そもそもいかなる「布教」の実態との関わりで見出されたものなのだろうか。このことを歴史過程を通じて明らかにすることは、現在進められている諸議論の前提に関わる基礎的理解に培うことになると思われる。

そこで、本稿では、右の課題究明に向けた基礎的理解と研究的視座に培うべく、第一次佐藤一夫内局(昭和二十二年一月〜同二五年八月。以下、佐藤内局と略記)における昭和二十五年の地方賦課金制度導入に注目し、「地方(教区)」というものが教団運営との関わりでどのように捉えられていたのかを考察した。

第一章では、佐藤内局発足の前提に関わる「教監邸会議(昭和二十二年一〇月)のまとめである「懇談の要点」に述べられた「行詰り」という教務教政状況を、前任者である堀尾保治教監の就任前後から辞任願提出に至るまでの施策への取り組みの様相との関わりで考察した。具体的には、内局をはじめ、教庁、議會、所長會議等が諸施策実現に向けて意欲的に取り組もうとした様相を捉えるとともに、そうした過程で生じた相互の連携や連絡の欠如が、「教務上の責任」と言われる事態を招来した要因であったと述べた。

第二章では、前章で述べた教務教政状況の打開に取り組む佐藤内局において、布教活動と財の關係が課題として浮上する過程を各種会合(地方教師講習会、代表教師懇談会、教学懇談会)の記録を手がかりに考察した。このことを通じては、本部が全教区に對して布教活動の促進を要請するに伴って、教区から不足する布教活動費の現状とそれへの対策を迫られていた様相をうかがうことになった。

第三章では、地方賦課金制度の導入に表れた教団運営構想を考察した。第二三回定期議會(昭和二十五年三月)に、教区の布教活

動に要する経費を管内の教会に比例配分して負担させる地方賦課金制度が上程された。当局がこの制度を発案した一因に、教区に對して布教活動の促進を要請しつつ、一方で布教活動の抑制ともなりかねない経費削減を行つてきた、本部が抱えていた矛盾の解消があつたことを指摘した。そして、地方賦課金制度を導入することによつて、教務所に對して「自主的自發的に強力な布教活動」の推進を要請することが可能になつたと述べた。さらに、当局が方針や施策の送り手（本部）と受け手（教区）という、画一的な主従的關係を見直し、各教区と本部が布教活動の展開という課題を共有し、相互交渉する協働的關係に基づく教団運営のあり方を構想していた可能性に言及した。

大正期の教会設置に見る信仰展開の諸相

— 教会数の動向とその地域偏差に注目して —

山 田 光 徳（所員）

「教勢統計」によれば、明治三十三年に二五三箇所であつた教会は、大正二年に四八四箇所、そして同一五年に九三三箇所というように、明治末から大正期にかけて増加していることがわかる。この増加の様相に関わつて、教祖三〇年祭前後から年間の設置件数が高進傾向にあつたことがわかる。当該期には数次にわたり、教会設置に関する通牒が発せられている。これら通牒には、教会設置に関わる諸規則が布教実態に應じて弾力的に見直されており、そ

れとともに、本部の関心が教会設置後の永続性に向けられていたことがうかがわれる。このことから、当該期の教会設置が、各地の実状、実態に即応する形で、進められていた側面が浮かび上がってくる。

そこで、そうした歴史的側面の究明に向けた基礎的確認に培うべく、本稿では、『金光教年表 昭和六十一年』等を用いて、独立以降から大正末までの教会設置の時期（地方庁の認可年月日で整理した）と場所のデータベース作成に取り組んだ（解散、合併の情報も付した）。

この作業を通じて、大正末時点までに、教会は九五五箇所設置されていることがわかつた（現存・九三七、解散・一六、合併・二）。この内、大正期は五〇九箇所（解散・五）であつた。

次に、作業から浮かんだ要点を述べる。基礎的確認の一環として、大正末時点での各府県毎の教会設置数を整理した。その上位を次に掲げた（府県名に続く数字は大正末時点での教会数。括弧内には、大正期の設置数と、現在の教会番号数を示した）。

兵庫県—八四（四二、一三九）、福岡県—八〇（五九、一九三）、
岡山県—七五（二八、一〇三）、大阪府—七三（二八、一八四）、
広島県—五八（三六、一〇四）、愛媛県—五一（四〇、一〇三）。

このように整理して見ると、府県毎に教会設置数が増加する時期に違いがあることがわかる。さらにここに挙げた六府県について、地図上にその所在地を示した。このことを通じては、先行研究で指摘されている工業化や都市化に伴う、生活環境が変化した地域

における教会設置数増加の傾向が浮かび上がって来た。また、隣接する兵庫県と大阪府の大正期の様相に傾向の違いを見ることになった(大阪府の場合は、昭和前期に教会設置数が伸張する)。このことから、時代社会状況の変化と連関する教会設置の様相を指摘するに止まらず、そうした連関がなぜ起きているのかについて、その要因の究明が今後の課題となる。

また、大正末時点での福井県、長野県、高知県の三県はともに六教会であった。その後、福井県は六教会、長野県は七教会、高知県は二〇教会となっている。こうした各県毎の傾向とその要因の究明は今後の課題の一つであるが、例えば、大正期に入つての伸張ぶりがうかがえる愛媛県の場合、地方庁による教会設置基準との関係が想定される。当時、本教における教会設置の手續きとしては、「教会所設置願」(「本教信徒追々増加致水統の目途相立候」〔…〕)に、「教会施設状況(借家の場合は所有者の署名)」を記入し、三名以上の信徒総代の署名を添えて、管長に申請する。その後、管長の添書とともに、同様の内容を地方庁に願ひ出していた。必要書類の内容は全国一律であるものの、地方庁の判断によつて申請結果が分かれることが起きる。このことから、各布教者による取り組みとともに教会設置をめぐる環境についても改めて見て行かねばならないと思われる。

明治三八年の「教会長講習会」に見る 教団の社会対応とその課題

—法令科の講義内容を中心に—

須 寄 真 治(助手)

明治三八年八月一七(三〇)日の約二週間に亘り、本部において「教会長講習会」と称する会合が開催された。この会合には、三四の道府県から総勢一五六名の教会長、副教会長、常在教師が出席している(出席教会数は一四九。当時の教会数全体の約四割)。これら出席者の教師資格取得時期や年齢、職級などを見ると、講習の対象とされた「教会長」は、出身地をはじめ、経歴や立場、そして知識や経験が様々な者たちであった。

講習の中では例えば、個々の知識や経験の内容において一様ではない出席者に向かって、「寄進勸化をせず」との教祖の理解について「是を知らぬ者あるまい」と述べている場面に注目させられる。このことから、『金光教祖御理解』刊行(大正二年)以前の教内における教祖理解の流布に関わる契機や経路、そしてその内容という歴史的実態への関心が生じる。さらに、講義にて「学問はなくても信心は出来る」「近い火で手をあぶれ」などの理解が「各自の得手に解し易き御理解」として語られるなど、教義の解釈のあり方が問題とされており、教祖理解の流布のあり方への関心に加えて、そうした理解の解釈・実践という、いわば教義理解と布教実践の関係への関心が生じる。

本年度研究報告では、先述の「寄進勸化をせず」について述べられている「法令科」の内容に注目し、主催者側がその理解を取り上げた意図とその背景を、時代社会状況の中で教団が当面していた問題との関わりで考察した。

第一章では、講習会開催の経緯と背景から、主催者側の問題意識を考察した。教会長講習会開催に先立ってなされようとした、教団当局者による打合せや、支部長会における教会長講習会へ向けられた要望などから、一教として独立しつつも、具体的信仰営為の面では教会教師各自の理解や判断に任せられていた様相がうかがわれた。さらに、日露戦争中のために内務省から難色が示されながらも、開催に踏み切ったこととの関係に注目しつつ、当時、本教において教師の布教資格問題や、教会における「寄付」行為をめぐり、内務省等から具体的対応（改善）を迫られる事態が生じていたことが、布教展開を教会教師任せにしてきた問題として教団当局者に認識されていた様相に言及した。

第二章では、開催の様子を伝える教内紙誌『みかげ』の記事や、講義の記録などを手がかりに、講習の概要把握に努めた。そこでは講習が、「教義」、「法令」、「祝詞作例」、「教導」、「作業（祭典作法）」、「説教」などの科目で構成されており、その内容に依じて講義や実習の形式が採られていたことを確認した。また講義記録は、講師である佐藤範雄が講習の後にその内容を出版に向けて改稿していたものであることにも言及した。

第三章では、「寄進勸化をせず」との教祖理解について、その

実際の場面での適用のあり方について述べられた法令科の内容に注目し、それが当時の教団においてどのような問題との関わりで意識されていたのかを考察した。この中では、教師自らの衣食住の充足を意図した寄付の勧誘を、布教信念に関わる問題として戒める一方で、信者の任意による寄付（寄進）を禁じるものではないとの教義解釈が示されている。そして教会の維持に関わる寄付について、当該教会の信者が申し合わせで行うことは可能であること、ただし、教会主体で寄付を取り立てる場合は地方長官の許可を要することが確認されている。ちなみに当時、この届け出手続きの不履行を警察に疑われており、注意するよう指導されている。以上のことから、法令等の社会的規範との調整が図られていくことについての再確認を求めつつ、そのことと、「神誠神訓の正面を解し得て其内容の御神意の得難きもの」というような教祖理解の解釈との関係をとらつつ、いかに信仰を伝え、共有していくかが教団的課題となっていたと述べた。

第一次佐藤博敏内局期における

御取次成就信心生活運動

・本部広前造営・布教の関係

森川育子(助手)

本年度研究報告では、教団史研究の課題醸成の二環として、安田好三教監が「第七回通常教団会」（昭和五八年二月二―五日）

で述べた御取次成就信心生活運動（以下、「運動」と略記）と本部広前造営（以下、「造営」と略記）の関係に注目した。

「…」運動」は、本部広前祭場の建設に際して「信心の造営」と銘打って展開され、教団内の統一はできたのでありますが、結果としては「運動」イコール「祭場造営」と、「運動」の変容をもたらし、信奉者の信仰傾向はますます内向きとなつていったと思われまふ（安田好三教監理事者説明「第七回通常教団会議事録」昭和五八年二月二―五日、六頁）。

右の引用文は「戦後教務の総括」と題して述べられた理事者説明の抜粋である。このことから、昭和三〇年代の「運動」をはじめ人びとの信仰意識のあり方に影響を与えたという「運動」イコール「祭場造営」という関係が、なぜ生じたのかという疑問が浮かぶ。そこで、第一次佐藤博敏内局（昭和二九年八月二三日～昭和三十三年一月二〇日。以下、佐藤内局と略記）に注目し、議会議事録や『金光教報』を通じて、「運動」と「造営」の施策状況の把握に努めた。

第一章では、「運動」と「造営」が教団的課題としてどう浮かび上がってきたのかを、それぞれの施策背景との関わりで考察した。ここでは、佐藤内局が発足にあたり「第一期後半に入った御取次成就信心生活運動を更に自覚的に推進」するとの課題を掲げた要因として、昭和二六年の宗教法人法施行以降、教制審議の影響を受けて低調に推移していた「運動」の施策状況を指摘した。そして「造営」に関わっては、立教百年祭（昭和三四年）に向け

た準備を進める中で浮上した、増加傾向にあった参拝者の収容施設の問題を踏まえつつ、「造営」を「御取次成就信心生活運動の一環」とした霊地施設審議会の方針に言及した。

第二章では、前章を踏まえつつ、「造営」着工の上申後に開催された「第三回通常議会」（昭和三〇年三月一六―一八日）に注目し、佐藤内局において「運動」と「造営」の関係がどのような問題として生じていたのかをうかがった。具体的には、「造営」が「運動」の「一環」であることを説明する当局と、「一環」の具体化に関わる施策（例えば全教大会の持ち方）を問う議員との問題意識の違いに注目しつつ、「運動」と「造営」がともに布教活動の内容として捉え直されていく様相を示した。

第三章では、佐藤内局における「布教」の意味内容に注目することを通じて、そのことが「運動」と「造営」に与えた影響を考察した。具体的には、「造営」や「運動」が布教活動として位置づけられていたことをはじめ、教会機能の充実（拡充強化）、教師・信奉者の育成、社会活動の推進など、教団における取り組み全体が「布教」という言葉によって関連、意義付けられていく様相を示し、「布教」の意味範囲が多岐にわたる事柄を包摂しうるものへと拡張されていたことを指摘した。そしてこうした「布教」の用いられ方が、「運動」や「造営」の意図・目的の不鮮明さをもたらす一因となった可能性に言及した。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願ひ、紀要掲載論文検討会を開催してきている。本年度は、平成二八年一月二四日に、第四八回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第五六号に掲載された岩崎繁之「金光宅吉による「お知らせ事覚帳」の筆写について」、白石淳平「『もらい受け』に窺う神々との交渉―村落祭祀における神楽の様相との関わりで―」、山田光徳「神道金光教会における「祭典儀式」の経験とその意味」、以上三編の論文である。また、この検討会では、紀要全般、近年の研究動向をめぐっての意見交換もなされた。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、青木洋（西近畿教務センター所長・柏原）、高橋修一（東中国教務センター所員・岡東）、土居浩（本所嘱託・前橋）、三好光一（学院講師・上宇和）の各氏、所内からは、岩崎繁之、白石淳平（兼司会）、山田光徳（以上、論文執筆者）、竹部弘、大林浩治、児山真生、高橋昌之（白石論文検討会）であった。

〈岩崎繁之論文〉

○本論文は、昨年新たに教団に提供された資料の内、金光大神の直筆帳面類を金光宅吉が筆写し合本した帳面を取り上げ、特に、「覚帳」筆写部分と「覚帳」原本との対照を試みている。「覚帳」の筆写によって金光大神の信仰営為や経験を想起する宅吉の姿勢に迫ることとなり、筆写した宅吉の人間状況へ向かう面に留まらず、筆写という行為を介した信仰授受の可能性を浮かべせていることは、現代の我々が資料を通じて「教祖」に向き合う意味を考えさせる視点として興味深い。

○それと同時に、筆記の粗密や用字、さらには、貼り紙や書き込みの反映といった表記形態を、多くの図表を用いつつ比較することで、新資料の性格を提示しており、従来の「覚帳」や「覚書」に基づく研究視座を、新資料の登場によるテキスト環境の変化を踏まえつつ再検討する取り組みとして評価できる。

○わけでも、筆写傾向の分析からは、宅吉の筆写がほぼ原本に忠実なことが判明したため、現在は所在不明の「覚書」原本のあり様がほぼ確実になったのは大きな成果と言えよう。この度、「覚書」「覚帳」とも異なる帳面の存在が示唆されたこととも関わり、帳面類相互の資料論的観点からの性格究明が、今後さらに展開していくことへの期待も高まる。

○その意味でも、継続的な取り組みの上で、図示の仕方等、資料の提示方途の工夫が求められるとともに、稿末で紹介された他の新資料の整理・解説を通じて研究展開にも期待したい。

〈白石淳平論文〉

○本論文は、金神と天照皇大神との問答を伝えた「覚書」安政五年の「もらい受け」を、村落祭祀における神楽の様相と重ねながら、神の世界の語りと村落社会の状況との照応関係において検討している。このことは、従来、本教信仰史の必然性へ向けて段階論的に論じられてきた民俗の様相との関係を、同時代的な把握として改めて取り上げ直すことで、新たな解釈視座を模索する試みとして了解できる。

○わけても、神楽と「もらい受け」との関係を〈物語〉という文芸論的な視角から取り上げながら、神と人との関わりの様相へ向けて考察し、神的世界と生活世界の有機的な連関をうかがったことは、現代に通じる信仰理解の射程を押し広げ得る着眼として興味深い。

○そうとして、論述においては、學術用語の概念規定や先行成果との関係のあいまいさが、本研究の論旨を読み取り難くしている感も否めない。この度の試みの有効性が確かめられていくためにも、方法・視点のさらなる先鋭化とともに、「覚書」全体の性格究明へ向けた今後の展開に期待したい。

〈山田光徳論文〉

○この論文は、本教における「祭典儀式」のはじまりと、そこに関わる歴史的経緯を、主に神道金光教会期の資料を用いて考察している。具体的には、地域社会との関わりの中で「祭典儀式」

が営まれてきた実態の様相を掘り起こすとともに、本部教会が、そうした各地の動向への対応に迫られる中で、「本教にとつての祭典儀式とは何か」との問いかけが催されていく歴史的側面に論及している。このことは、従来、教団組織化や布教合法化といった関心が向けられてきた神道金光教会期を、人々の求めに応じて営まれた実践的な信仰営為から捉え直す取り組みとして了解でき、教団草創期への認識を新たにする視点の提示として意義がある。

○また、金光大神在世時からの金光秋雄による「祈祷」などの営みの一端が示されたことからは、参拝者や地域住民から見た金光大神と家族の営みの究明ということが、改めての課題として浮上ることになったと言える。

○今後は、先行研究を含めた諸言説の整理・検討を通じた、教団史認識を問い直す視点の先鋭化とともに、今回の論文では論及されなかった靈観や葬儀観の把握に向けた課題領域の開拓に期待したい。

〈紀要全般、近年の研究動向について〉

○紀要の刊行開始から五六号を数える現在、これまでの研究成果がPDF化され、インターネット上で検索・閲覧できるようになったことで、研究的蓄積が教内外においてさらに幅広く活用されていくこととなっている。

○またそのことで、レファレンスの利便性という面のみならず、

今後の研究内容の充実に向けて、研究的諸概念や方法の歴史的
確認・検討にも培われていくことに期待したい。

○現在、全教の問題意識との応答の機会として、教学講演会や教
学に関する交流集会、紀要論文講読セミナーが開催されている。
今後さらに、様々な場面において研究成果の内容が積極的に活
用されていくためにも、引き続き教内各方面との連絡、連携を
密にしつつ、研究を通じた交流の機会やあり方を模索してい
くことが望まれる。

—平成二八・四・一—平成二九・三・三一—

平成二八年度の業務概要

平成二八年度の業務概要	144頁
研究題目の認定	145頁
研究講座	145頁
研究発表会	146頁
教典に関する基礎資料の編集	146頁
資料の収集・管理	146頁
教学研究会	148頁
教学に関する交流集会	149頁
教学に関する懇談会	149頁
教学講演会	150頁
紀要論文講読セミナー	150頁
教団付置研究所懇話会	151頁
研究交流・各種会合への出席	151頁
囑託・研究員	152頁
評議員	152頁
研究生	153頁
通信の発行	153頁
ホームページの運営・管理	153頁
人事関係	153頁
学院・図書館との関係、その他	154頁

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日まで歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門で、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究態勢の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておく。

(1) 教学研究会、教学に関する交流集会、教学に関する懇談会、教学講演会、紀要論文講読セミナーについては、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識の対話等を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、開催した。

(2) 教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者との学術交流を通じて、教学研究上の研究課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参加した。

(3) 資料収集・管理・運用については、「教団の資料センター」として、公開基準に基づいた資料照会の態勢を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

その他、従来通り所員・助手の個別的指導関係を基本にした研究発表や各ゼミを通じて研究者相互の意識向上に努めた。

研究題目の認定

四月二二日、六名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○「神の頼み」に見る価値転倒―貨幣経済秩序との関わりで―

大林 浩治

○金光大神事蹟資料についての基礎的研究

―金光宅吉筆写資料「別の帳」箇所への注目から―

岩崎 繁之

○「金光大神御覚書」への視座―「語り」の構造に注目して―

白石 淳平

〈第二部〉

○「先祖」「精霊」の意味世界

―「覚書」「覚帳」及び「理解」等における死者の感取に注目して―

高橋 昌之

〈第三部〉

○昭和二〇年代における教務と教会の関係理解の諸相

―「教制審議会」の「教会論」に注目して―

見山 真生

○大正期における教会の信仰実態

―布教史資料を用いた基礎データの作成を手がかりに―

山田 光徳

研究講座

五月九日、本年度の研究講座を發足せしめ、以下の通り実施した。
一、原典ゼミ―大林、高橋、岩崎、白石、藤井

金光大神直筆資料の解説文の検討会を中心にしたゼミを七回実施した。

二、教義ゼミ―高橋、北村、藤井

研究課題・方法に関するゼミを六回実施した。また、国立療養所邑久光明園の金光教求信会での現地実習(28・10・17)と、今日における弔いの実際や死生観などの研究関心から汀埜文教氏(葬儀社勤務・岡山教会)を招き特別講座(28・11・22)を行った。

三、教団史資料ゼミ―見山、山田、須崎、森川

教団史研究の方法論検討のために六回実施した。

四、文献・資料講読会―須崎、北村、藤井、森川

助手相互の研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を七回実施した。

研究発表会

教典に関する基礎資料の編集

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○「御取次成就信心生活運動」の「第二期」の始まりとその課題

―本部広前造営との関わりに注目して―

森川 育子 (28・5・24)

○信仰の言葉が現れる場面

―邑久光明園金光教求信会での「語り」に注目して―

浅田 千枝 (28・5・27)

○明治三八年の「教会長講習会」開催をめぐる教団的課題の諸相

―本部の支部、教会へ向き合う姿勢に注目して―

須寄 真治 (28・5・31)

○言葉が「理解」になるということ

―「子孫繁盛」に注目して―

北村 貴子 (28・5・31)

○第一次佐藤博敏内局期の「布教」とその課題

―布教施策の実施に注目して―

森川 育子 (28・11・17)

○「理解」の生きられ方に見る価値への問い

―「子孫繁盛」に注目して―

北村 貴子 (28・11・21)

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料の照合及び、金光大神言行資料の編集に至る過程の検討作業を七回実施した。

資料の収集・管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料調査・収集

(1) 布教史資料一三点の借用 (28・6・12) / 南牟婁教会長松田京二郎氏より

(2) 邑久光明園関係資料二四点の借用 (28・8・2) / 東中国教務センターより

(3) 布教史資料一〇点の收受 (28・9・7) / 鶴崎教会 (南九州教務センター経由) より

(4) 神徳書院資料の収集 (28・9・27) 出張者五名 資料五七点の借用 / 芸備教会長佐藤乃武雄氏より (於芸備教会)

(5) 教義資料一点の借用 (28・10・17) / 高橋行地郎氏より

(6) 布教史資料三点の借用 (29・1・25) / 足守教会長杉本健志氏より

(7) 写真データ一点の收受 (29・1・30) / 東中国教区布教史資料室長相賀正実氏より

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、平成二八年のものについて廃棄処分した。

三、資料編纂

(1) 資料検索システムの充実に向け、統一検索目録再編のための確認作業を行った。

教 学 研 究 会

第五回教学研究研究会(28・6・17~18)

一、テーマ 「時代への眼差しと信仰」

二、会場 金光北ウイング やつなみホール

三、日程

第一日

【個別発表】

〈A会場〉

① 信仰の言葉が現れる場面

— 邑久光明園金光教求信会での「語り」に注目して—

藤井 千枝

② 言葉が「理解」になるということ

— 「子孫繁盛」に注目して—

北村 貴子

③ 〈物語〉から見た「もらい受け」

— 「覚書」論への模索—

白石 淳平

④ 金光宅吉筆写資料「お知らせ事覚帳」について 岩崎 繁之

⑤ 「神の頼み」に見る価値転換 大林 浩治

⑥ 金神信仰における自己矛盾とその止揚について 姫野 教善

〈B会場〉

① 「教制審議会」における教会論とその問題意識 児山 真生

— 昭和二〇年代の教政動向との関わりで—

② 昭和三〇年代前半の「御取次成就信心生活運動」の様相をめぐって

— 本部広前造営との関わりに注目して— 森川 育子

③ 通訳の御用を通して思う取次者の在り方と、教祖の信心の超訳—今求められる布教に関わって— 中川 智胤

④ 明治三八年の「教会長講習会」開催をめぐる問題意識 須寄 真治

— 本部の教内への働きかけに注目して—

⑤ 教会布教の可能性を求めて 松岡 光一

⑥ 神道金光教会期の「金乃神社」をめぐる人、営み 山田 光徳

— 儀式執行の様相に注目して—

第二日

【全体会】

(1) 講演

「現代的知性の再検討と希求される霊性」

(2) コメント

中里 巧

光本 真一

宮本要太郎

高橋 昌之

(3) 全体討議

四、出席者

岩崎道興（静岡）、岩本徳雄（乙島）、太田文男（岡東）、荻野理喜之助（馬込・東京センター）、木村道江（佐古）、行徳真一郎（鹿児島）、塚本一眞（今治）、中川智胤（新潟）、橋本美智雄（伏見）、姫野教善（厚狭）、藤村真子（三田）、水野照雄（松阪新町）、光本真一（落合・東中国教務センター）、山田實雄（新見）、横山勇喜雄（宮窪）、善積哲史（与井）、河崎信示（総務部）、高橋斉、星野ちはや（以上、教本部）、田中信野（布教部）、金光清治（広前部）、坂口光正、三好光一、佐藤光貴（以上、学院）、金光研治、兎山陽子（以上、金光図書館）

河井信吉、宮本要太郎、渡辺順一、土居浩、中里巧、斎藤文彦（以上、嘱託）
佐藤武志、松岡光一、宮下寿美、高阪有人、八坂恒徳、野中正幸、西村明正、服部貴子（以上、研究員）
本所職員

教学に関する交流集会

本所では、広く信奉者との交流、対話を通し、教学研究に対する意見や要望を聴くと共に、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、教学に関する交流集会を開催している。本年度は、以下の通り開催した。

司会 岩崎 繁之

○第九回教学に関する交流集会（28・5・19）
一、テーマ「教祖さまの思いにふれる——教祖さまの直筆を見ながら——」

二、会場 金光教八鹿教会

三、参加者 三六名

○第一〇回教学に関する交流集会（28・9・17）

一、テーマ「教えを生活に生かすには」

二、会場 金光北ウイング やつなみホール

三、参加者 二〇名

教学に関する懇談会

第三二回教学に関する懇談会（28・12・14）

本所では、機関としての基本的性格の確認をはじめ、今日の教団状況との関わりで、教学研究が抱え持つ諸問題を検討すべく、随時、教学に関する懇談会を開催してきている。

第三一回会合は、小澤浩氏を招き、平成二八年に上梓された、『人が助かることさえできれば——「戦争」と「テロ」の時代を見据えて——』（白馬社）を手がかりに、これからの本教教学研究のあり方をめぐって懇談を実施した。

一、テーマ「これからの本教教学研究のあり方をめぐって」

二、会場 本所大会議室

三、出席者 小澤浩、本所職員

教 学 講 演 会

全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話を通じて教学研究の問題意識に培うべく、左記の通り実施した。

第一七回教学講演会(28・12・11)

一、会 場 本部広前会堂西二階

二、日 程

講演1

「神楽の世界と「もらい受け」の世界」 白石 淳平

講演2

「神道金光教会における「祭典儀式」の経験とその意味

—明治一〇年代の金光萩雄師、佐藤範雄師の取り組みから—

山田 光徳

講演3

「金光宅吉による「お知らせせ事覚帳」の筆写について」

岩崎 繁之

紀要論文講読セミナー

本教信仰に対する基礎的理解に培ってきたこれまでの研究成果の内容とその今日における意義を全教の信奉者と共に学ぶ機会として、左記の通り実施した。本年度は、以下の四本の論文を取り上げた。

一、会 場 金光北ウイング 光風館研修室

二、各回担当及び論文

○第一回(28・5・10)担当…大林浩治

・竹部教雄「実意丁寧神信心」考 (第一五号)

○第二回(28・7・10)担当…白石淳平

・福嶋義次「一乃弟子もらい受けをめぐる金神と天照皇大神

との問答—伝承の世界と信仰の世界—

(第一〇号)

○第三回(28・8・10)担当…高橋昌之

・福嶋義次「理解」のことばについて

—金光大神理解研究ノート— (第一六号)

○第四回(28・9・10)担当…岩崎繁之

・金光貞整「金光大神御覚書の読み方について」 (第十九号)

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参画してきた。

本年度は、第一五回教団付置研究所懇話会・年次大会が開催された。

第一五回教団付置研究所懇話会・年次大会(28・9・29)

今回は、一六研究機関・団体から六九名が参加した。同大会では、今泉観行中山身語正宗務副総長、河野乗慶中山身語正宗教学研究所所長の開会挨拶の後、「日々の信仰生活の中の平和―戦後70年から未来へ」をテーマに三つの研究機関の代表者による研究発表が行われた。その後、総会で、第一六回の大会は、曹洞宗総合研究センターにて開催することが決定された。また、実行委員研究所は、東地区が、曹洞宗総合研究センター、浄土宗総合研究所、中央学術研究所、西地区が、大本教学研究研鑽所、浄土真宗本願寺派総合研究所、中山身語正宗教学研究所が当たることに決まった。発表題目、参加研究機関・団体は以下の通り。

一、会場 中山身語正宗研修会館五階講堂
二、日程

研究発表

① 兎山真生(本所所員)

「戦後復興期の金光教における「平和」とその文脈」

② 宮地清彦(曹洞宗総合研究センター)

「曹洞宗における非戦平和への取り組みについて

―「愛語」の精神より―

③ 西浦恭弘(宗教情報センター)

「真如苑の平和の祈り」

三、参加研究所・団体

NCC 宗教研究所、大本教学研究研鑽所、金光教学研究研究所、宗教情報センター、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派総合研究所、神社本庁総合研究所、真宗大谷派教学研究研究所、世界仏教徒センター、曹洞宗総合研究センター、智山伝法院、中央学術研究所、天台宗総合研究センター、中山身語正宗教学研究所、日蓮宗現代宗教研究所(以上、会員)、天理大学おやさど研究所(オブザーバー)。

なお、本所参加者は、竹部弘(所長)、兎山真生、山田光徳(以上、所員)であった。

研究交流・各種会合への出席

一、学会

○ 歴史学研究会(28・5・28～29) 二名

○ 日本文化人類学会(28・5・28～29) 二名

○ 日本宗教民俗学会(28・6・11) 一名

○日本宗教学会(28・9・9)11)二名

○日本社会学会(28・10・8)9)二名

○大谷大学真宗学会(28・10・26)一名

○日本思想史学会(28・10・29)30)二名

○日本臨床死生学会(28・11・19)20)一名

○神道宗教学会(28・12・3)4)二名

○ジェンダー史学会(28・12・18)二名

二、教内会合

○金光教広島平和集会(28・7・18)一名

○西近畿教区「青年教師研修会」(28・12・16、主催：西近畿教務センター)

・竹部弘(所長)が「天地のいのちと人間」と題して講話を行った。

○大韓天理教本部職員本教訪問時講義及び懇談(29・3・22、主催：布教部)

・高橋昌之(所員)が「金光教の教祖と教義」見山真生(所員)が「金光教の発展史について―布教の地域的展開との関わりで―」と題して講話を行った。

○東北教区「教義研修会」(29・3・25)26)主催：東北教務センター)

・竹部弘(所長)が「信心・教典・教義」(第一日)、「信じる」と題して講話を行った。

○京都大学人文科学研究所「日本宗教史像の再構築」第18回研

究会ワークショップ「安丸宗教史を読みなおす」(28・7・30)一名

なお、大林浩治(所員)は、『同時代史研究』(同時代史学会、二二月刊行)に、永岡崇『新宗教と総力戦―教祖以後を生きる―』(名古屋大学出版会)の書評を執筆した。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、第五五回教学研究会、第四八回紀要掲載論文検討会への参加を通じて、本所の業務に参画した。

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第一〇二回(28・9・7)

平成二九年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

①現在の研究動向について

②人材の育成、確保について

③所内施設の営繕について

なお、出席者は松澤光明、岩崎道興、堀尾光俊、高橋寛志、阪井澄雄の各評議員と所長以下六名の職員であった。

○第一〇三回(29・3・7～8)

平成二八年度研究報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

- ①現在の研究動向について
- ②人材の育成・確保について
- ③所内施設の営繕について

なお、出席者は松澤光明、岩崎道興、堀尾光俊、高橋寛志、阪井澄雄の各評議員と所長以下六名の職員であった。

研 究 生

本年度は、研究生の採用がなかった。

通 信 の 発 行

通信「聖ヶ丘」第三八号を左記の通り発行した。

- 一、期日 平成二八年六月一二日
- 二、内容 巻頭言、年度計画、提言、研究報告所感、彙報、他
- 三、部数 四〇〇部(A4判、一〇頁)

ホームページの運営・管理

ホームページのデザインをリニューアルし、内容を適宜更新した(<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>)。

人 事 関 係

一、異動

(1)職員(教団職員)

○部長児山真生、四月一日付で再任(第三部長に指名)。助手山田光徳、四月一日付で所員に任命。○書記成田明信、五月一日付で布教部に異動。○臨時御用奉仕田村清子、一〇月二四日付で布教部(金光新聞編集室)に異動。○部長高橋昌之、一〇月三十一日で任期満了、翌一月一日付で再任(第二部長に指名)。

(2)研究員

○研究員高阪有人、同八坂恒徳、一月一九日で委嘱期間満了、翌一月二〇日付で再度委嘱。
 二、本所職員並びに本所関係者数(29・3・31現在)
 所長一名、部長三名、幹事一名、所員二名、助手四名、事務長一名、主事三名(計一五名)、嘱託七名、研究員八名、評議員五名。

学院・図書館との関係、その他

一、学院

- (1) 学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。
 - ① 教祖特別講義（所員大林浩治）（28・11・14）
 - ② 教義特別講義（所員高橋昌之）（28・11・11）
 - ③ 教団史特別講義（所員児山真生）（28・11・7及び16）
- (2) 学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。
 - 「教学について」講義（所長竹部弘）（29・2・9）
- (3) 学院と研究所との懇談を実施した。（29・3・29）

二、図書館

図書館と研究所との懇談を実施した。（29・3・28）

三、その他

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

（敬称略）

- 高木博志（京都大学人文科学研究所教授）（28・4・22、23、8、29、31、11・7、29・2・4、5、3・17）
- 磯前順一（国際日本文化研究センター教授）（28・6・29）
- 今井克昌（立正校成会教学委員長）（28・9・23）
- 東畑開人（十文字学園女子大学講師）（29・2・6）

紀要『金光教学』第五六号正誤表

頁	箇所・行	誤	正
22	「筆写覚帳」 一丁裏解説 文中7、8	私おまちかね	私おまちかね ※波線追加
54	上段△5	当局与り	当局預り
54	下段8	「宅吉筆写資料」	「宅吉筆写帳面」
54	下段11	村落共同体	村落共同体
85	1	村落共同体	村落共同体
90	6	舎人の交渉に	吉備津彦命の交渉に
127	△4	（福山両社八幡神社） において	（福山両社八幡神社） において
158	下段△7	服製服製	服製

「△」は後ろからの印

金光教学第 57 号

平成29年 9月20日印刷
平成29年 9月25日発行

編 集・金光教教学研究
印 刷・昭和印刷株式会社
発 行・金光教教学研究

〒 719-0111 岡山県浅口市金光町大谷 1441 番地の 3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究
までお送り下さい。

発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容も整い、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備の段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちにはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学的研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇氣を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥りやすい弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究部長 大淵千仞)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2017
No.57

CONTENTS

OBAYASHI, KOJI

Faith in the Money-based Economy: Analysis of Konkō Daijin's Faith
through the Accounting Ledgers 1

TAKAHASHI, MASAYUKI

Reframing our Understanding of "Ancestors" by Examining the Anecdotes
in the *Konkō Daijin On-Oboegaki* (*Memoirs of Konkō Daijin*)
and *Oshirase-goto Oboechō* (*Records of Revelations*) 61

NAKAZATO, SATOSHI

Re-examination of the modern Intelligence and the aspired Spirituality 103

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2016 131

The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 141

A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2016 144